

池田町地域防災計画

新旧対照表

(令和5年10月修正)

目次

総則編	1
風水害対策編	11
第1章	12
第2章	22
第3章	64
震災対策編	67
第1章	68
第2章	70
第5章	74
その他	
雪害対策編	81
原子量災害対策編	85
火山災害対策編	89
資料編	91

池田町地域防災計画

総則編

(令和5年10月修正)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 計画の策定方針</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、町民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な風水害、地震災害等に<u>備え</u>、対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び池田町防災会議条例(昭和38年8月7日条例第14号)第2条の規定に基づき、池田町防災会議が作成する計画であって、<u>平成26神城断層地震</u>や令和元年東日本台風災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、町、県、公共機関、事業者及び町民等が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない町民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、本町における大規模な風水害、地震災害、その他の災害等に対処すべき予防計画、応急対策計画及び復旧計画について基本的な事項を定める<u>ものとする</u>。</p> <p>3 他の計画との関係</p> <p>この計画は、長野県地域防災計画に抵触するものであってはならず、この計画に定めのない事項については<u>長野</u>県地域防災計画を準用する。</p> <p>4 計画の推進及び修正</p> <p>この計画は、防災に係る基本的事項<u>等</u>を定めるものであり、各部局はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める<u>ものとする</u>。 また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、<u>本計画に的確に反映させていくものとする</u>。</p> <p>5 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>4 必要最低限のライフラインを確保し、<u>これらの</u>早期復旧<u>を図る</u>こと 5 流通・経済活動が<u>停滞し</u>ないこと 7 被災した方々の生活が<u>元の暮らしに</u>迅速に戻ることを踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 計画の策定方針</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、町民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な風水害、地震災害等に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び池田町防災会議条例(昭和38年8月7日条例第14号)第2条の規定に基づき、池田町防災会議が作成する計画であって、令和元年東日本台風災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、町、県、公共機関、事業者及び町民等が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない町民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とする。</p> <p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、本町における大規模な風水害、地震災害、その他の災害等に対処すべき予防計画、応急対策計画及び復旧計画について基本的な事項を定める。</p> <p>3 他の計画との関係</p> <p>この計画は、長野県地域防災計画に抵触するものであってはならず、この計画に定めのない事項については県の地域防災計画を準用する。</p> <p>4 計画の推進及び修正</p> <p>この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各部局はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。 また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加える。</p> <p>5 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧<u>ができる</u>こと 5 流通・経済活動<u>を</u>停滞<u>させ</u>ないこと 7 被災した方々の生活が<u>継続し、日常の生活が</u>迅速に戻ることを踏まえ、本計画の作成及びこれらに基づく防災対策の推進を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>6 長野県広域受援計画及び池田町受援計画を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>この計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、後方支援を行う広域防災拠点の設置や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「長野県広域受援計画」とともに池田町の防災対応を実施するものとする。</p>	<p>6 長野県広域受援計画及び池田町受援計画を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>この計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、後方支援を行う広域防災拠点や受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「長野県広域受援計画」とともに池田町の防災対応を実施するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>本町は北安曇郡の南部に位置し、西は北アルプス槍ヶ岳に源を発する高瀬川により松川村と<u>境</u>し、東は第三紀層中山山<u>地</u>の<u>山嶺</u>により東筑摩郡生坂村と<u>境</u>している。特に東側は、急<u>傾斜</u>な地形と脆弱な地質を有し、ひとたび台風、集中豪雨が発生すると地すべり、斜面崩壊、土石流等の広範囲な土砂災害の危険がある中に集落が点在しているため、集落が孤立化となる課題を抱えている。また、四季を通じて観光客の入り込みも多く、国際化社会、高齢化社会にあつて、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍町民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の増加が進んでいる。</p> <p>こうした自然的、社会的条件と近年の高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。</p> <p>1</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト<u>施策</u>を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。</p> <p>(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る<u>こととする</u>。</p> <p>イ</p> <p>(ウ) 町民の防災活動を促進するため、防災教育等による町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練<u>の実施等を行う</u>。<u>併せて</u>、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により町民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、町、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全<u>の確保を図る</u>よう十分配慮するものとする。</p> <p>(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動<u>等</u>を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>本町は北安曇郡の南部に位置し、西は北アルプス槍ヶ岳に源を発する高瀬川により松川村と<u>堺</u>し、東は第三紀層中山山<u>脈</u>の<u>屋根</u>により東筑摩郡生坂村と<u>堺</u>している。特に東側は、急<u>峻</u>な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件とひとたび台風、集中豪雨が発生すると地すべり、斜面崩壊、土石流等の広範囲な土砂災害の危険がある中に集落が点在しているため、集落が孤立化となる課題を抱えている。また、四季を通じて観光客の入り込みも多く、国際化社会、高齢化社会にあつて、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍町民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の増加が進んでいる。</p> <p>こうした自然的、社会的条件等の変化を考慮するとともに、各種の災害発生と情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。</p> <p>1</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト<u>対策</u>を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。</p> <p>(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ウ) 町民の防災活動を促進するため、防災教育等による町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練<u>等を実施するとともに</u>、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、災害時における事業継続体制の構築等による企業防災の促進、災害教訓の伝承により町民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、町、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全<u>を確保する</u>よう十分配慮するものとする。</p> <p>(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。</p>	<p>文言の修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等<u>被災地域の</u>保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施<u>を行うと</u>ともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。</p> <p>(サ) <u>応急対策を実施するための通信施設の応急復旧</u>、二次災害を防止するため<u>土砂災害等の危険のある</u>箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の<u>防止策については</u>、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。</p> <p>(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に<u>受け</u>入れる。</p> <p>(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興</p> <p>ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 災害後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を<u>行うことにより</u>、被災地の復興を図る。</p> <p>イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(イ) 物資、資材の調達計画等を活用し、<u>適正かつ迅速に災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を処理する。</u></p> <p>(エ) 再度災害の<u>防止とより</u>快適な都市環境を目指し<u>て</u>、防災まちづくりを実施する。</p> <p>ウ 町、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を<u>とるものとする。</u></p>	<p>(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等<u>による</u>保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施とともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。</p> <p>(サ) 二次災害を防止するための危険箇所の応急工事、災害拡大防止の消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備、通信施設の応急復旧を行う。なお、二次災害の危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。</p> <p>(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。</p> <p>(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興</p> <p>ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 災害後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を<u>行い</u>、被災地の復興を図る。</p> <p>イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(イ) 物資、資材の調達計画等を活用し、迅速<u>かつ円滑に被災施設の迅速な復旧を行う。</u></p> <p>(エ) 再度災害の<u>減災のため</u>、快適な都市環境を目指し<u>た</u>防災まちづくりを実施する。</p> <p>ウ 町、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を<u>講じる。</u></p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考								
<p>第3章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>4 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関等 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 池田町</p> <p>(1) 町防災会議、災害警戒本部及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (5) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。</p> <p>3 長野県</p> <p>(2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (9) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (10) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。</p> <p>5 指定行政機関</p> <table border="1" data-bbox="222 1522 1320 1837"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12)関東地方測量部</td> <td>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12)関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。	<p>第3章 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>4 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、町の地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置を行う。</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関等 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 池田町</p> <p>(1) 町防災会議、警戒本部及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び整備に関すること。 (5) 情報等に関する伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。</p> <p>3 長野県</p> <p>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。</p> <p>5 指定行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1439 1522 2537 1837"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12)関東地方測量部</td> <td>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12)関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 (追加)	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12)関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(12)関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 (追加)									

新	旧	修正理由・備考																								
<p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="222 310 1320 583"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)東日本電信電話(株)長野支店(松本営業支店)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u></td> <td>ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="222 667 1320 1260"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3)<u>放送事業者</u> 信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) あづみ野エフエム放送(株) あづみ野テレビ(株)</td> <td>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(6)大北薬剤師会</td> <td>災害時における救護活動に必要な医薬品<u>等</u>の提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(8)(一社)長野県建設業協会</td> <td>災害時における公共施設の応急対<u>策</u>業務の協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(2)東日本電信電話(株)長野支店(松本営業支店)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>	ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(3) <u>放送事業者</u> 信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) あづみ野エフエム放送(株) あづみ野テレビ(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(6)大北薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品 <u>等</u> の提供に関すること。	(8)(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対 <u>策</u> 業務の協力に関すること。	<p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1439 310 2522 550"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)東日本電信電話(株)長野支店(松本営業支店) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)</td> <td>ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1439 676 2522 1289"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3)<u>放送各社</u> 信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) あづみ野エフエム放送(株) あづみ野テレビ(株)</td> <td>気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(6)大北薬剤師会</td> <td>災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(8)(一社)長野県建設業協会</td> <td>災害時における公共施設の応急対業務の協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(2)東日本電信電話(株)長野支店(松本営業支店) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(3) <u>放送各社</u> 信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) あづみ野エフエム放送(株) あづみ野テレビ(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(6)大北薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。	(8)(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対業務の協力に関すること。	<p>事業者の追加</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(2)東日本電信電話(株)長野支店(松本営業支店)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>	ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。																									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(3) <u>放送事業者</u> 信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) あづみ野エフエム放送(株) あづみ野テレビ(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																									
(6)大北薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品 <u>等</u> の提供に関すること。																									
(8)(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対 <u>策</u> 業務の協力に関すること。																									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(2)東日本電信電話(株)長野支店(松本営業支店) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。																									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																									
(3) <u>放送各社</u> 信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) あづみ野エフエム放送(株) あづみ野テレビ(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																									
(6)大北薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。																									
(8)(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対業務の協力に関すること。																									

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4章 池田町の概況</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>1 地勢</p> <p>池田町は北安曇郡の南部に位置し、西は日本アルプスの峻峰槍ヶ岳に源を發する高瀬川によって松川村と接し、東は中山山地の東部において東筑摩郡生坂村に接している。</p> <p>北は大町市、南は安曇野市に接し、東西 6.2 km、南北 12.8 km、総面積は 40.16 km²の範囲を占めている。</p> <p>東部山地は第三紀犀川累層、西部は新沖積層の平坦部で、その間の段丘地は旧沖積層に属し、なお一部に青木層の露出があり、北には特殊火成層の大峰累層が南北に連なっている。</p> <p>地味は一般的に肥沃で、西部平坦地域は砂質土壌で、ここに中心地、大字池田、会染、中鶴地区がひらけ、東部山間地帯は粘質壤土で、ここには大字広津、陸郷の集落が散在している。</p> <p>5 自然要因にみる災害の要因</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>東山(中山山地) 一帯は、第三紀層の堆積土層で構成され、また、勾配も急峻であり、長年、地すべり、土砂流出、山崩れに悩まされてきた。</p> <p>近年、山間部の過疎化による農地の荒廃化が進んでおり、集中豪雨時の危険性が高い。</p> <p>(4) 台風の進路による影響</p> <p>長野県の位置と地形等の条件により、台風の経路が各所に様々な風水害をもたらす。長野県に影響を及ぼす台風の経路を大別すると、次の四つのコースに分けられる。</p> <p>エ 県の南部に接近して東進する場合</p> <p>南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>町の人口は、令和2年国勢調査によると 9,382 人で、世帯数は 3,543 世帯となっており、その大半は、池田地区と会染地区に集中している。人口は、少子化により減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがえる。</p> <p>また、高齢化率も 39%を超えており、高齢者の独居世帯も増加している。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 池田町の概況</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>1 地勢</p> <p>池田町は北安曇郡の南部に位置し、西は日本アルプスの峻峰槍ヶ岳に源を發する高瀬川によって松川村と接し、東は中山山地<u>脈</u>の東部において東筑摩郡生坂村に接している。</p> <p>北は大町市、南は安曇野市に接し、東西 6.2 km、南北 12.8 km、総面積は 40.16 km²の範囲を占めている。</p> <p>東部山地は第三紀<u>期</u>犀川累層、西部は新沖積層の平坦部で、その間の段丘地は旧沖積層に属し、なお一部に青木層の露出があり、北には特殊火成層の大峰累層が南北に連なっている。</p> <p>地味は一般的に肥沃で、西部平坦地域は砂質土壌で、ここに中心地、大字池田、会染、中鶴地区がひらけ、東部山間地帯は粘質壤土で、ここには大字広津、陸郷の集落が散在している。</p> <p>5 自然要因にみる災害の要因</p> <p>(2) 土砂災害</p> <p>東山(中山山地)<u>脈</u> 一帯は、第三紀<u>期</u>層の堆積土層で構成され、また、勾配も急峻であり、長年、地すべり、土砂流出、山崩れに悩まされてきた。</p> <p>近年、山間部の過疎化による農地の荒廃化が進んでおり、集中豪雨時の危険性が高い。</p> <p>(4) 台風の進路による影響</p> <p>長野県の位置と本町の地形のもつ<u>等により</u>条件により、台風の経路等により各所に風水害をもたらす。長野県に影響を及ぼす台風を経路により<u>により</u>大別すると、次の四つのコースに分けられる。</p> <p>エ 県の南部を接近して東進する場合</p> <p>南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>町の人口は、令和2年国勢調査によると 9,382 人で、世帯数は 3,543 世帯となっており、その大半は、池田地区と会染地区に集中している。人口は、少子化により減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがわれる。</p> <p>また、高齢化率も 39%を超えており、高齢者の独居世帯も増加している。</p>	<p>文言の修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>産業別就業者数は、第1次産業 416 人 (8.9%) 第2次産業 1,316 人 (28.1%)、第3次産業 2,904 人 (62%) で、第1次産業は減少傾向が続いている。</p> <p>2 土地利用状況 町の総面積 4,016 haの土地利用は、40%以上が山林・原野で北部の広津地区及び東部の陸郷地区に集中している。 一方、農地は、平地の広がる池田地区や会染地区で田を主体とした土地利用形態となっている。宅地は、町の中心部である池田地区の市街地では集中しているが、その他の地域では分散しており、特に山間部では小規模の集落が点在する形になっている。</p> <p>4 社会的条件にみる災害の要因 (1) 昼間人口の減少 高齢化の進展による要配慮者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は被害を大きくする要因である。加えて、消防団員の確保難も懸念材料となる。</p>	<p>産業別就業者数は、第1次産業 444 人 (9.3%) 第2次産業 1,374 人 (28.7%)、第3次産業 2,971 人 (62%) で、第1次産業は減少傾向が続いており、逆に第3次産業が増加している。</p> <p>2 土地利用状況 町の総面積 4,016 haの土地利用は、50%が山林で北部の広津地区及び東部の陸郷地区に集中している。 一方、農地は、平地の広がる池田地区や会染地区で田を主体とした土地利用形態が中心となっている。宅地は、町の中心部である池田地区の市街地では集中しているが、その他の地域では分散しており、特に山間部では小規模の集落が点在する形になっている。</p> <p>4 社会的条件にみる災害の要因 (1) 昼間人口の減少 高齢化の進展による災害弱者の増加、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は被害を大きくする要因である。加えて、消防団員の確保難も懸念材料となる。</p>	<p>時点修正</p> <p>災害対策基本法に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																						
<p style="text-align: center;">第5章 災害記録と被害想定</p> <p>第1 池田町等における主な災害記録</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発 生 年</th> <th style="text-align: center;">被 害 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成26年 (2014)</td> <td>2・14～15 平地で89cmの過去最高積雪により、除雪作業が難航。交通に多大な支障をもたらし、広津地区、陸郷地区の一部が孤立した。車庫、農業施設の倒壊等による大きな被害が多発。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 被害想定</p> <p>2 想定地震等</p> <p>長野県では、県内や周辺地域で大地震が起きた場合の「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を平成27年3月に発表した。糸魚川静岡構造線断層帯については、これまで北部・中部・南部に3区分して評価を行っていたが、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2015)は、新たな知見に基づき、北部・中北部・中南部・南部の4つの区間に再区分して評価を行った。</p> <p>中北部区間(明科-諏訪湖南方)は、長期評価で予想した地震規模マグニチュード(M)7.6程度、30年以内発生確率は13パーセントから30パーセント、50年以内では、20パーセントから50パーセントとしている。我が国の活断層における相対的評価はSランクであり、大規模な被害の発生が予想されている。</p> <p>この活断層系については、かねてから調査され(図参照)、約1,200年以降、800年前以前に大地震が起きたことが分かっている。現在もアセスメントが実施されており、その報告を注意深く見守りつつ、常に地震に対する備えに努める必要がある。</p> <p>3 地震の規模等</p> <p>⑤ 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震における評価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価単位区間</th> <th style="text-align: center;">規模</th> <th style="text-align: center;">30年以内 発生確率</th> <th style="text-align: center;">50年以内 発生確率</th> <th style="text-align: center;">100年以内 発生確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北部区間(小谷-明科)</td> <td style="text-align: center;">M7.7程度</td> <td style="text-align: center;"><u>0.009%</u>— 16%</td> <td style="text-align: center;">0.02%— 20%</td> <td style="text-align: center;">0.05%-40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中北部区間(明科-諏訪湖南方)</td> <td style="text-align: center;">M7.6程度</td> <td style="text-align: center;"><u>14%</u>—30%</td> <td style="text-align: center;">20%-50%</td> <td style="text-align: center;">40%-70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>文献：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2023年1月)</p>	発 生 年	被 害 の 概 要	平成26年 (2014)	2・14～15 平地で89cmの過去最高積雪により、除雪作業が難航。交通に多大な支障をもたらし、広津地区、陸郷地区の一部が孤立した。車庫、農業施設の倒壊等による大きな被害が多発。	評価単位区間	規模	30年以内 発生確率	50年以内 発生確率	100年以内 発生確率	北部区間(小谷-明科)	M7.7程度	<u>0.009%</u> — 16%	0.02%— 20%	0.05%-40%	中北部区間(明科-諏訪湖南方)	M7.6程度	<u>14%</u> —30%	20%-50%	40%-70%	<p style="text-align: center;">第5章 災害記録と被害想定</p> <p>第1 池田町等における主な災害記録</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発 生 年</th> <th style="text-align: center;">被 害 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成26年 (2014)</td> <td>2・14～15 平地で89cmの過去最高積雪により、除雪作業が難航。交通に多大な支障をもたらし、広津地区、陸郷地区の一部が孤立した。車庫、農業施設の倒壊等に大きな被害が多発。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 被害想定</p> <p>2 想定地震等</p> <p>長野県では、県内や周辺地域で大地震が起きた場合の「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を平成27年3月に発表した。糸魚川静岡構造線断層帯については、これまで北部・中部・南部に3区分して評価を行っていた。地震調査研究推進本部地震調査委員会(2015)は、その後得られた新たな知見に基づき、北部・中北部・中南部・南部の4つの区間に再区分して評価を行った。</p> <p>中北部区間(明科-諏訪湖南方)は、長期評価で予想した地震規模マグニチュード(M)7.6程度、30年以内発生確率は13パーセントから30パーセント、50年以内では、20パーセントから50パーセントとしている。我が国の活断層における相対的評価はSランクであり、大規模な被害の発生が予想されている。</p> <p>この活断層系については、かねてから調査され(図参照)、約1,200年前に大地震が起きたことが分かっている。現在もアセスメントが実施されており、その報告を注意深く見守りつつ、常に地震に対する備えに努める必要がある。</p> <p>3 地震の規模等</p> <p>⑤ 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震における評価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価単位区間</th> <th style="text-align: center;">規模</th> <th style="text-align: center;">30年以内 発生確率</th> <th style="text-align: center;">50年以内 発生確率</th> <th style="text-align: center;">100年以内 発生確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北部区間(小谷-明科)</td> <td style="text-align: center;">M7.7程度</td> <td style="text-align: center;"><u>0.008%</u>— 15%</td> <td style="text-align: center;">0.02%— 20%</td> <td style="text-align: center;">0.05%-40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中北部区間(明科-諏訪湖南方)</td> <td style="text-align: center;">M7.6程度</td> <td style="text-align: center;"><u>13%</u>—30%</td> <td style="text-align: center;">20%-50%</td> <td style="text-align: center;">40%-70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>文献：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2015)</p>	発 生 年	被 害 の 概 要	平成26年 (2014)	2・14～15 平地で89cmの過去最高積雪により、除雪作業が難航。交通に多大な支障をもたらし、広津地区、陸郷地区の一部が孤立した。車庫、農業施設の倒壊等に大きな被害が多発。	評価単位区間	規模	30年以内 発生確率	50年以内 発生確率	100年以内 発生確率	北部区間(小谷-明科)	M7.7程度	<u>0.008%</u> — 15%	0.02%— 20%	0.05%-40%	中北部区間(明科-諏訪湖南方)	M7.6程度	<u>13%</u> —30%	20%-50%	40%-70%	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>時点修正</p>
発 生 年	被 害 の 概 要																																							
平成26年 (2014)	2・14～15 平地で89cmの過去最高積雪により、除雪作業が難航。交通に多大な支障をもたらし、広津地区、陸郷地区の一部が孤立した。車庫、農業施設の倒壊等による大きな被害が多発。																																							
評価単位区間	規模	30年以内 発生確率	50年以内 発生確率	100年以内 発生確率																																				
北部区間(小谷-明科)	M7.7程度	<u>0.009%</u> — 16%	0.02%— 20%	0.05%-40%																																				
中北部区間(明科-諏訪湖南方)	M7.6程度	<u>14%</u> —30%	20%-50%	40%-70%																																				
発 生 年	被 害 の 概 要																																							
平成26年 (2014)	2・14～15 平地で89cmの過去最高積雪により、除雪作業が難航。交通に多大な支障をもたらし、広津地区、陸郷地区の一部が孤立した。車庫、農業施設の倒壊等に大きな被害が多発。																																							
評価単位区間	規模	30年以内 発生確率	50年以内 発生確率	100年以内 発生確率																																				
北部区間(小谷-明科)	M7.7程度	<u>0.008%</u> — 15%	0.02%— 20%	0.05%-40%																																				
中北部区間(明科-諏訪湖南方)	M7.6程度	<u>13%</u> —30%	20%-50%	40%-70%																																				

池田町地域防災計画

風水害対策編

(令和5年10月修正)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 風水害に強いまちの形成</p> <p>(ア) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、<u>これらの</u>評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(ク) <u>危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>(ケ) <u>道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>(コ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>n <u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進</u></p> <p>特に、<u>尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p>	<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 風水害に強いまちの形成</p> <p>(ア) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、<u>前述</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ク) <u>広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(ケ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>n <u>山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</u></p> <p>特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>エ 災害応急対策等への備え</p> <p>(カ) <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>(キ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>(ク) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>(ケ) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(コ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、<u>再生可能エネルギー等</u>の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>エ 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(カ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>(キ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>(ク) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(ケ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」を締結 <u>され</u> ている。</p> <p><u>このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、令和4年9月1日現在、215 協定である。</u></p> <p>今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>令和5年4月1日</u> 現在、北アルプス広域消防本部が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車1台、高規格救急自動車5台であり、令和2年10月 <u>には</u> はしご付消防自動車を更新した。北アルプス広域消防計画の消防力整備計画に基づき増強、更新されている。なお、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等 43 品目を県下 13 箇所に、衛生材料 24 品目を県下 6 箇所に常時備蓄を</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」を締結 <u>し</u> ている。</p> <p>今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>令和4年4月1日</u> 現在、北アルプス広域消防本部が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車1台、高規格救急自動車5台であり、令和2年10月 はしご付消防自動車を更新した。北アルプス広域消防計画の消防力整備計画に基づき増強、更新されている。なお、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>時点修正</p> <p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>するとともに同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下2箇所の血液センターに常時備蓄している。町においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項</p> <p>(イ) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備</p> <p>エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視</p> <p>ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結</p> <p>ケ 浸水想定区域に指定された区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成及び洪水予報等の伝達体制を整備する。</p> <p>コ 浸水想定区域内にある配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で、洪水時に避難の必要が認められる施設、大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設等の名称及び所在地を定めるとともに、施設の洪水予報等の伝達体制の整備</p>	<p>医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。</p> <p>町においては、これらの備蓄、調達計画を策定する必要がある。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項</p> <p>(イ) 緊急時に使用できる民家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備</p> <p>エ 平常時における河川等の水防対象箇所の巡視</p> <p>ク 他の水防管理団体との相互応援協定</p> <p>ケ 浸水想定区域に指定された区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の策定及び洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>コ 浸水想定区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)で、洪水時に避難の必要が認められる施設、大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設等の名称及び所在地を定めるとともに、施設の洪水予報等の伝達体制を整備する。</p>	<p>施設の統合に伴う修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県及び町が実施する計画</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>ウ 避難計画の作成</p> <p>(キ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p> c 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>緊急安全確保を講ず</u>べきことにも留意するものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町民への周知徹底を図るものとする。</p> <p> また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p> なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県及び町が実施する計画</p> <p><u>(カ) 地域振興局及び町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、ハイリスク自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(キ) 保健所は、自宅療養等開始時に、ハイリスク自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、町は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 避難計画の作成</p> <p>(キ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p> c 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保等安全措置をと</u>るべきことにも留意するものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町民への周知徹底を図るものとする。</p> <p> また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p> なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載するものとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>イ 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>3 避難所の確保 (2) 実施計画</p> <p>イ 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、エアベッド等の簡易ベッド（以下「エアベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（<u>令和4年3月</u>改定）、長野県避難所TKBスタンダード（長野県危機管理部）、「池田町避難所運営マニュアル」（令和<u>5</u>年5月改定池田町総務課危機管理対策室）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>ヌ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>イ 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>3 避難所の確保 (2) 実施計画</p> <p>イ 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</p> <p>ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、エアベッド等の簡易ベッド（以下「エアベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（<u>令和2年7月</u>改定）、長野県避難所TKBスタンダード（長野県危機管理部）、「池田町避難所運営マニュアル」（令和<u>3</u>年5月改定池田町総務課危機管理対策室）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>ヌ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																								
<p style="text-align: center;">第12節 孤立防止対策</p> <p>第1 基本方針 孤立が予想される地区</p> <p style="text-align: right;">(令和5年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="252 441 1246 672"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>集落</th> <th>世帯数</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大字広津</td> <td>広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北梅の尾、南梅の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本</td> <td>42</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>大字陸郷</td> <td>宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 3 電気通信施設の災害予防</p> <p>(3) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>が実施する計画</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第22節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 5 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>町では、<u>令和5年3月31日</u>現在で255区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は、<u>163</u>区域有あり、山際を中心として指定されている。</p> <p>また、区域内には住宅等もあり、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは町民への情報提供に留意する必要がある。</p>	地区	集落	世帯数	人員	大字広津	広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北梅の尾、南梅の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本	42	72	大字陸郷	宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入	15	25	<p style="text-align: center;">第12節 孤立防止対策</p> <p>第1 基本方針 孤立が予想される地区</p> <p style="text-align: right;">(令和4年1月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1469 441 2463 672"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>集落</th> <th>世帯数</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大字広津</td> <td>広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北梅の尾、南梅の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本</td> <td>42</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>大字陸郷</td> <td>宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入</td> <td>15</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 3 電気通信施設の災害予防</p> <p>(3) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第22節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 5 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>町では、<u>令和4年3月31日</u>現在で255区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は、<u>161</u>区域有あり、山際を中心として指定されている。</p> <p>また、区域内には住宅等もあり、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは町民への情報提供に留意する必要がある。</p>	地区	集落	世帯数	人員	大字広津	広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北梅の尾、南梅の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本	42	74	大字陸郷	宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入	15	26	<p>時点修正</p> <p>事業者の追加</p> <p>時点修正</p>
地区	集落	世帯数	人員																							
大字広津	広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北梅の尾、南梅の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本	42	72																							
大字陸郷	宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入	15	25																							
地区	集落	世帯数	人員																							
大字広津	広津法道、平出、坂森、桃の木神出、北梅の尾、南梅の尾、実業、足崎、日野、水堀、平畑、北足沼、南足沼、菅の田、堀越、日影栗本	42	74																							
大字陸郷	宮の平、有明、小実平、日向、八代、三郷、田の入	15	26																							

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第24節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>町文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る<u>ものとする。</u></p> <p>ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う<u>ものとする。</u></p> <p>イ 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う<u>ものとする。</u></p> <p>ウ <u>被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。</u></p> <p>(3) 所有者が実施する計画</p> <p>ア 防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防<u>隊</u>体制の確立を図る<u>ものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第24節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>町文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>イ 防災施設・設備の設置促進と、それに対する助成を行う。</p> <p>ウ <u>区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 所有者が実施する計画</p> <p>ア 防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防体制の確立を図る。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第29節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 町民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>3 学校等における防災教育の充実</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つ行動知識等を養う。</u></p> <p>(ア) 防災知識一般</p> <p>(イ) 避難の際の留意事項</p>	<p style="text-align: center;">第29節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 町民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>3 学校等における防災教育の充実</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つ行動知識等を養う。</u></p> <p>(ア) 防災知識一般</p> <p>(イ) 避難の際の留意事項</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 (エ) 具体的な危険箇所 (オ) 要配慮者に対する配慮 <u>エ</u> 教職員向けの指導資料の活用や研修会等の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。 <u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u> <u>さらに、</u>災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 (エ) 具体的な危険箇所 (オ) 要配慮者に対する配慮 <u>ウ</u> 教職員向けの指導資料の活用や研修会等の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>国土地理院との連携について記載</p>
<p style="text-align: center;">第30節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容 2 実践的な訓練の実施と事後評価 (2) 実施計画 ア 実践的な訓練の実施 (エ) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第32節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第1 基本方針 災害時に、被害の防止又は、軽減のために、町民の自主的な防災活動が地方公共団体や防災関係機関の活動と並んで重要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者への対応等が期待される。</p>	<p style="text-align: center;">第30節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容 2 実践的な訓練の実施と事後評価 (2) 実施計画 ア 実践的な訓練の実施 (エ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第32節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第1 基本方針 災害時の被害防止又は軽減のためには、町民の自主的な防災活動が地方公共団体や防災関係機関の活動と並んで重要である。特に、出火防止や初期消火、要配慮者への対応における役割は非常に重要である。 地域における自主防災組織の組織的な活動は、出火防止や初期消火、要配慮者への対応等が期待される<u>とともに、</u>日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が図られる等、今日の<u>地域</u>社会の状況の中で果たす役割は<u>益々重要性を増している。</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>また、<u>自主防災組織</u>の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、<u>自主防災組織</u>が今日的な社会環境の中で果たす役割は<u>大きなもの</u>となっている。</p> <p>今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく<u>ものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">第34節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく<u>必要がある</u>。</p> <p style="text-align: center;">第34節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																								
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>(1) 気象業務法に基づく警報等</p> <p>① 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="267 882 1305 1869"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>特別警報 大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>特別警報 暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>特別警報 暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>警報 大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと 予想された ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	特別警報 大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと 予想された ときに発表される。	特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと 予想された ときに発表される。	特別警報 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと 予想された ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	警報 大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>(1) 気象業務法に基づく警報等</p> <p>① 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="1469 871 2507 1869"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>特別警報 大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>特別警報 暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>特別警報 暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>警報 大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	特別警報 大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	特別警報 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	警報 大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	<p>長野地方気象台による修正</p>
特別警報・警報・注意報の種類	概要																									
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと 予想された ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																									
特別警報 大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと 予想された ときに発表される。																									
特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと 予想された ときに発表される。																									
特別警報 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと 予想された ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																									
警報 大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																									
特別警報・警報・注意報の種類	概要																									
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																									
特別警報 大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																									
特別警報 暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																									
特別警報 暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																									
警報 大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																									

新			旧			修正理由・備考
注意報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる重大な災害として</u> 、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所から <u>の</u> 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	長野地方気象台による修正
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再認識等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再認識等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報		落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。		
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。	乾燥注意報		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。		

新			旧			修正理由・備考																			
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	長野地方気象台による修正																			
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																				
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。																				
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。																				
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。																				
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。																				
<p>特別警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表に当たっては、<u>指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)</u>、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</p> <p>② 雨を要因とする特別警報の指標</p> <p>ア <u>大雨特別警報(浸水害) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の(ア)又は(イ)を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30mm以上の雨)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。</u></p>			種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>特別警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表にあたっては、<u>降水量</u>、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</p> <p>② 雨を要因とする特別警報の指標</p> <p>ア <u>48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。</u></p> <p>イ <u>3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。)</u></p>			種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
種類	発表基準																								
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																								
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																								
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																								
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																								
種類	発表基準																								
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																								
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																								
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																								
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																								

新	旧	修正理由・備考																																																																																										
<p><u>(ア) 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。</u></p> <p><u>(イ) 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。</u></p> <p><u>イ 大雨特別警報（土砂災害）</u></p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される<u>状況において、当該格子が存在し</u>、かつ、<u>激しい雨（1 時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに</u>降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p> <p>⑤ 雪に関する観測点の 50 年に一度の値 (令和 4 年 11 月 21 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="252 798 1291 934"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th>地点名</th> <th>50 年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>既往最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>大町</td> <td>116</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>松本</td> <td>57</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値 (注 2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表 (令和 5 年 6 月 8 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="222 1144 1320 1848"> <thead> <tr> <th colspan="2">発表官署</th> <td>長野地方気象台</td> </tr> <tr> <th colspan="2">府県予報区</th> <td>長野県</td> </tr> <tr> <th colspan="2">一次細分区域</th> <td>北部</td> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <td>大北地域</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">警報</td> <td>大雨</td> <td>区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td>17m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td>17m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td>大雪</td> <td>平地 12 時間降雪の深さ 25cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td></td> <td>風雪(平均風速)</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> </tbody> </table>	府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)	長野県	大町	116	117	長野県	松本	57	78	発表官署		長野地方気象台	府県予報区		長野県	一次細分区域		北部	市町村等をまとめた地域		大北地域	警報	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合	洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合	暴風(平均風速)	17m/s	暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う	注意報	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 25cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm	大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合	洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合	強風(平均風速)	13m/s		風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う	<p><u>ウ</u> 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p> <p>⑤ 雪に関する観測点の 50 年に一度の値 (令和 3 年 10 月 28 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1424 798 2507 934"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th>地点名</th> <th>50 年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>既往最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>大町</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>松本</td> <td>58</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値 (注 2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表 (令和 3 年 6 月 8 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1409 1144 2522 1848"> <thead> <tr> <th colspan="2">発表官署</th> <td>長野地方気象台</td> </tr> <tr> <th colspan="2">府県予報区</th> <td>長野県</td> </tr> <tr> <th colspan="2">一次細分区域</th> <td>北部</td> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <td>大北地域</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">警報</td> <td>大雨</td> <td>区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td>17m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td>17m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td>大雪</td> <td>平地 12 時間降雪の深さ 25cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td>13m/s</td> </tr> <tr> <td></td> <td>風雪(平均風速)</td> <td>13m/s 雪を伴う</td> </tr> </tbody> </table>	府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)	長野県	大町	117	117	長野県	松本	58	78	発表官署		長野地方気象台	府県予報区		長野県	一次細分区域		北部	市町村等をまとめた地域		大北地域	警報	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合	洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合	暴風(平均風速)	17m/s	暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う	注意報	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 25cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm	大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合	洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合	強風(平均風速)	13m/s		風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う	<p>長野地方気象台による修正</p> <p>時点修正</p>
府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)																																																																																									
長野県	大町	116	117																																																																																									
長野県	松本	57	78																																																																																									
発表官署		長野地方気象台																																																																																										
府県予報区		長野県																																																																																										
一次細分区域		北部																																																																																										
市町村等をまとめた地域		大北地域																																																																																										
警報	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合																																																																																										
	暴風(平均風速)	17m/s																																																																																										
	暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う																																																																																										
注意報	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 25cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm																																																																																										
	大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合																																																																																										
	強風(平均風速)	13m/s																																																																																										
	風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う																																																																																										
府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)																																																																																									
長野県	大町	117	117																																																																																									
長野県	松本	58	78																																																																																									
発表官署		長野地方気象台																																																																																										
府県予報区		長野県																																																																																										
一次細分区域		北部																																																																																										
市町村等をまとめた地域		大北地域																																																																																										
警報	大雨	区域内の市町村で別表 1 の基準に到達することが予想される場合																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表 2 の基準に到達することが予想される場合																																																																																										
	暴風(平均風速)	17m/s																																																																																										
	暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う																																																																																										
注意報	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 25cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 30cm																																																																																										
	大雨	区域内の市町村で別表 3 の基準に到達することが予想される場合																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表 4 の基準に到達することが予想される場合																																																																																										
	強風(平均風速)	13m/s																																																																																										
	風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う																																																																																										

新		旧		修正理由・備考
大雪	平地 12 時間降雪の深さ 15cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 20cm	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 15cm、山沿い 12 時間降雪の深さ 20cm	時点修正
雷	落雷等により被害が予想される場合	雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	1.積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上	融雪	1.積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上	
濃霧(視程)	100m	濃霧(視程)	100m	
乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%※	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%※	
なだれ	1.表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上	なだれ	1.表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上	
	2.全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5° C 以上高い、または日降水量が 15mm 以上		2.全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5° C 以上高い、または日降水量が 15mm 以上	
低温	夏期：平均気温が平年より 4° C 以上低く、かつ最低気温 15° C 以下が 2 日以上続く場合	低温	夏期：平均気温が平年より 4° C 以上低く、かつ最低気温 15° C 以下が 2 日以上続く場合	
	冬期：最低気温-14° C 以下		冬期：最低気温-14° C 以下	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2° C 以下	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2° C 以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合	着氷	著しい着氷が予想される場合	
着雪	著しい着雪が予想される場合	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報 (1 時間雨量)	100mm	記録的短時間大雨情報 (1 時間雨量)	100mm	
① 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切替えられる。 ② 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。		① 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切替えられる。 ② 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。		
別表 1 大雨警報基準 (令和5年6月8日現在)		別表 1 大雨警報基準 (令和2年8月6日現在)		
市町村をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
大北地域	大町市	9	<u>130</u>	
	池田町	8	<u>129</u>	
	松川村	8	<u>129</u>	
	白馬村	10	<u>132</u>	
	小谷村	9	<u>135</u>	
市町村をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
大北地域	大町市	9	<u>80</u>	
	池田町	8	<u>81</u>	
	松川村	8	<u>104</u>	
	白馬村	10	<u>115</u>	
	小谷村	9	<u>88</u>	

新				旧				修正理由・備考
別表2 洪水警報基準 (令和4年5月26日現在)				別表2 洪水警報基準 (令和3年6月8日現在)				時点修正
市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	
大北地域	大町市	犀川流域=64.9、金熊川流域=5.8 高瀬川流域=30.5、農具川流域=8.4 稲尾沢川流域=5 鹿島川流域=13.3 土尻川流域=7.3	犀川流域=(5、64.4) 金熊川流域=(5、5.2) 農具川流域=(5、7.5)	大北地域	大町市	犀川流域=64.9、金熊川流域=5.8 高瀬川流域=30.5、農具川流域=8.4 稲尾沢川流域=5 鹿島川流域=13.3 土尻川流域=7.3	犀川流域=(5、64.4) 金熊川流域=(5、5.2) 農具川流域=(5、7.5)	
	池田町	高瀬川流域=30.8			池田町	高瀬川流域=30.8		
	松川村	高瀬川流域=30.6 乳川流域=12.4 芦間川流域=7.3			松川村	高瀬川流域=30.6 乳川流域=12.4 芦間川流域=7.3		
	白馬村	姫川流域=13.7 楠川流域=8 松川流域=14.4 大樽川流域=5.2	姫川流域=(7、12.3)		白馬村	姫川流域=13.7 楠川流域=8 松川流域=14.4 大樽川流域=5.2	姫川流域=(7、12.3)	
	小谷村	姫川流域=24.2 中谷川流域=18.3	姫川流域=(6、21.7)		小谷村	姫川流域=24.2 中谷川流域=18.3	姫川流域=(6、21.7)	
※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。				※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。				
別表3 大雨注意報基準 (令和5年6月8日現在)				別表3 大雨注意報基準 (令和元年5月29日現在)				
市町村をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
大北地域	大町市	5	104	大北地域	大町市	5	55	
	池田町	5	103		池田町	5	55	
	松川村	5	103		松川村	5	71	
	白馬村	6	105		白馬村	6	79	
	小谷村	5	108		小谷村	5	60	
別表4 洪水注意報基準 (令和4年5月26日現在)				別表4 洪水注意報基準 (令和3年6月8日現在)				
市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	市町村をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	
大北地域	大町市	犀川流域=51.9 金熊川流域=4.6 高瀬川流域=24.4 農具川流域=6.7 稲尾沢川流域=4 鹿島川流域=10.6 土尻川流域=5.8	犀川流域=(5、51.9) 金熊川流域=(5、4.6) 農具川流域=(5、6.7) 稲尾沢川流域=(5、3.2)	大北地域	大町市	犀川流域=51.9 金熊川流域=4.6 高瀬川流域=24.4 農具川流域=6.7 稲尾沢川流域=4 鹿島川流域=10.6 土尻川流域=5.8	犀川流域=(5、51.9) 金熊川流域=(5、4.6) 農具川流域=(5、6.7) 稲尾沢川流域=(5、3.2)	

新				旧				修正理由・備考
	池田町	高瀬川流域=24.6			池田町	高瀬川流域=24.6		
	松川村	高瀬川流域=24.4 乳川流域=9.9 芦間川流域=5.8			松川村	高瀬川流域=24.4 乳川流域=9.9 芦間川流域=5.8		
	白馬村	姫川流域=10.9 楠川流域=6.4 松川流域=11.5 大櫛川流域=4.1	姫川流域=(7, 10.9)		白馬村	姫川流域=10.9 楠川流域=6.4 松川流域=11.5 大櫛川流域=4.1	姫川流域=(7, 10.9)	
	小谷村	姫川流域=19.3 中谷川流域=14.6	姫川流域=(6, 15.4)		小谷村	姫川流域=19.3 中谷川流域=14.6	姫川流域=(6, 15.4)	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 水防法に基づくもの

① 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき</u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 水防法に基づくもの

① 洪水予報

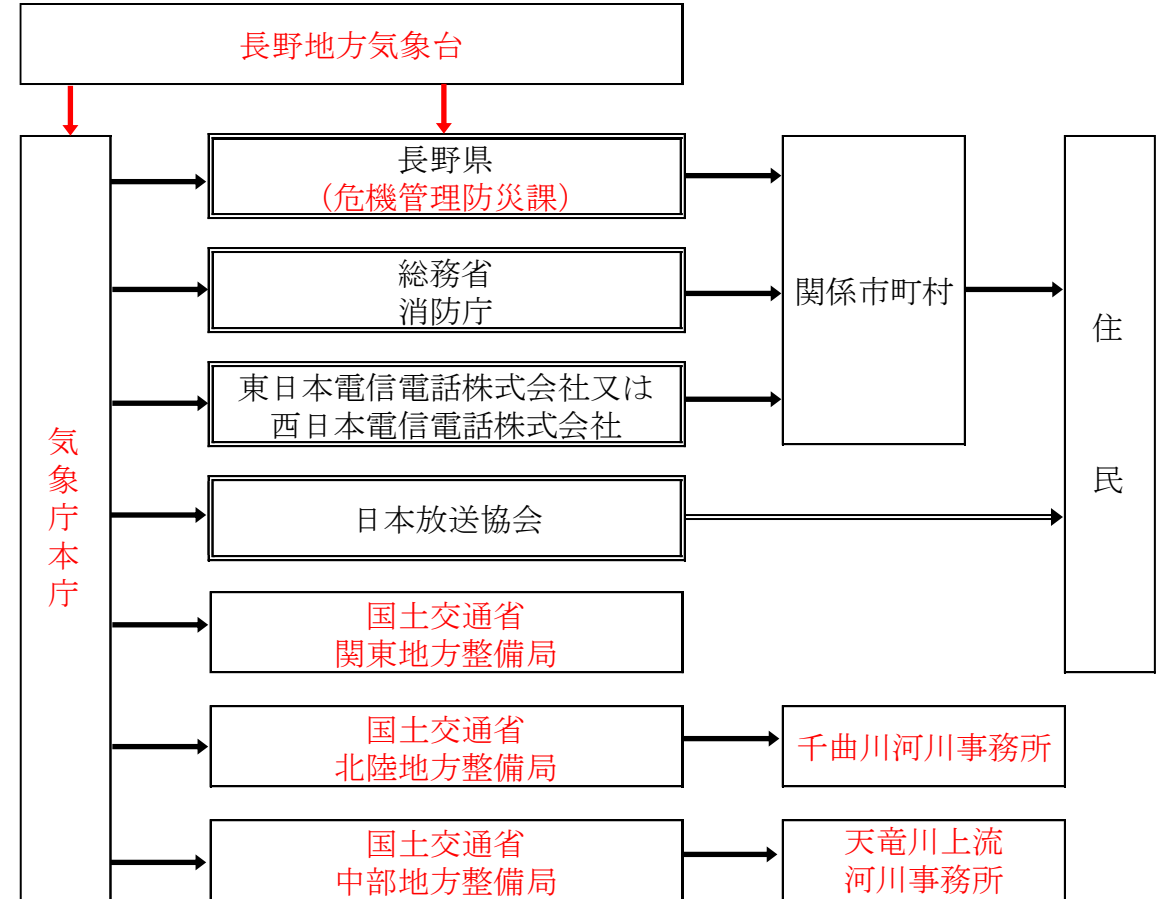
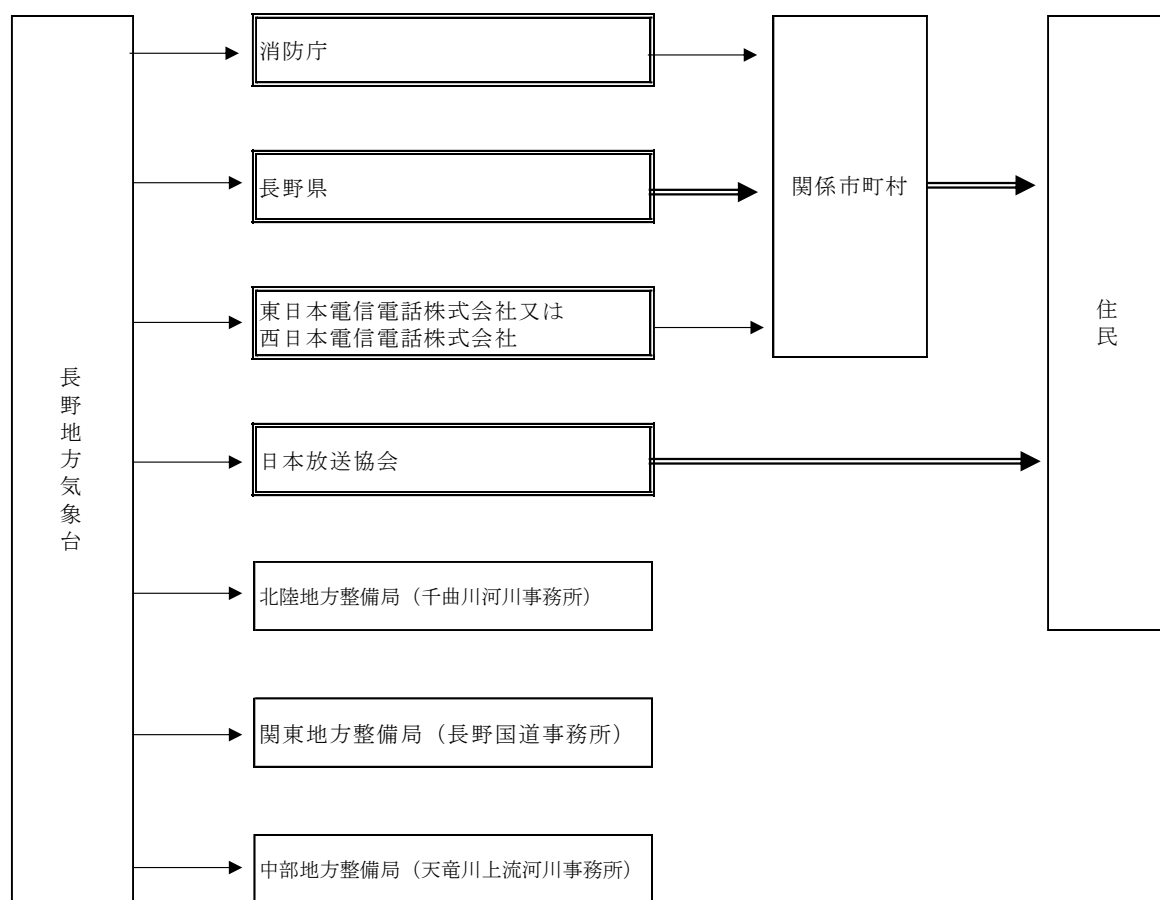
水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。

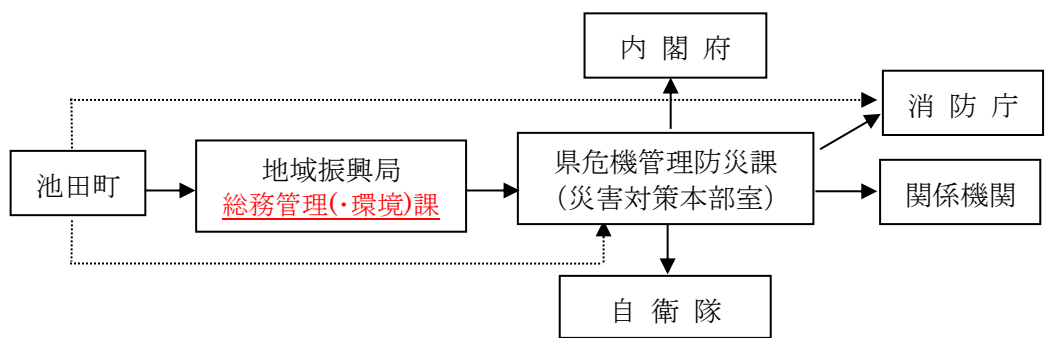
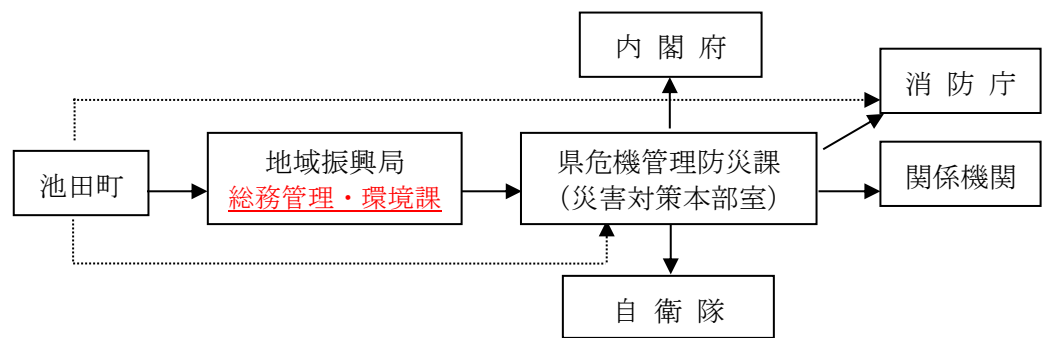
長野地方気象台による修正

新			旧			修正理由・備考
		高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。			高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
<p>(4) その他の情報</p> <p>① 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等警報の危険度分布（キキクル）等の概要</p>			<p>(4) その他の情報</p> <p>① 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等警報の危険度分布（キキクル）等の概要</p>			長野地方気象台による修正
種類	概要		種類	概要		
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。		大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。		
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。		流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。		

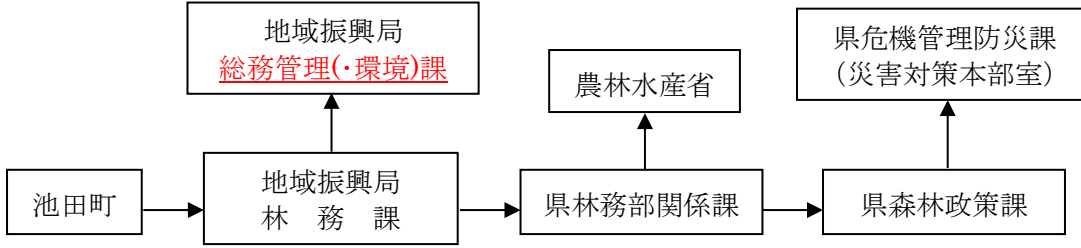
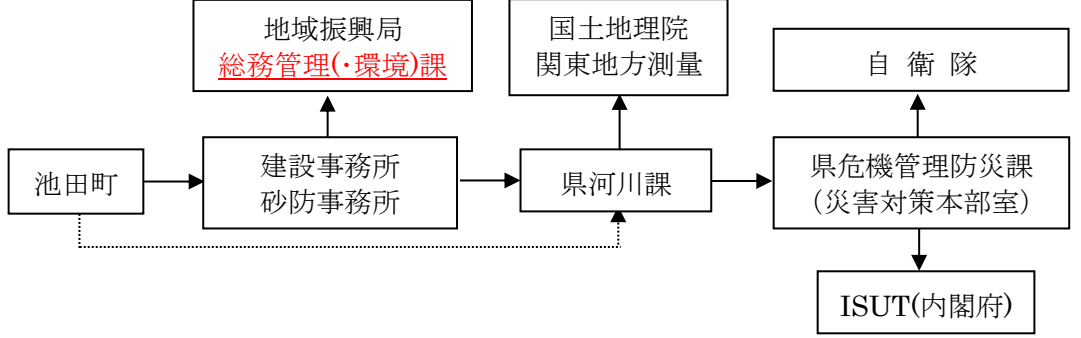
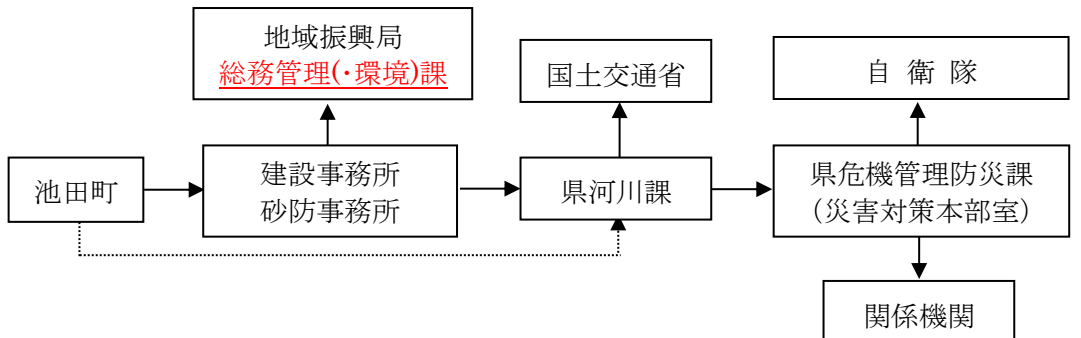
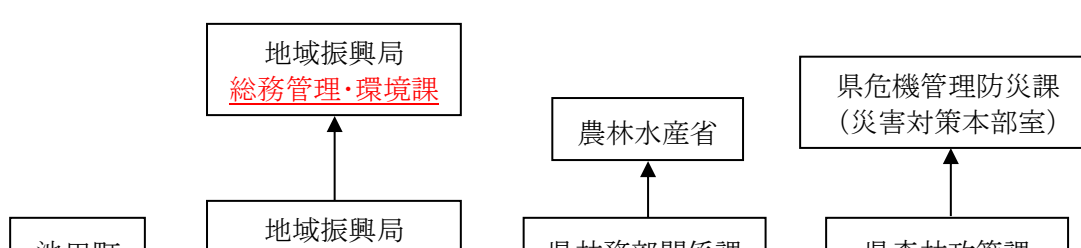
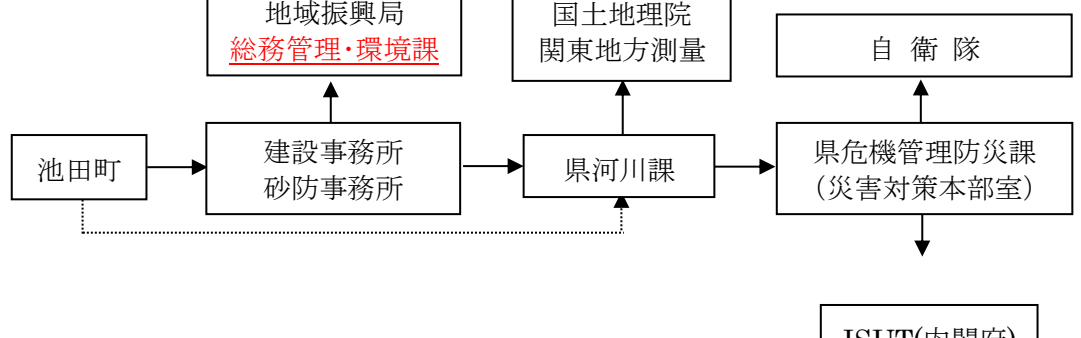
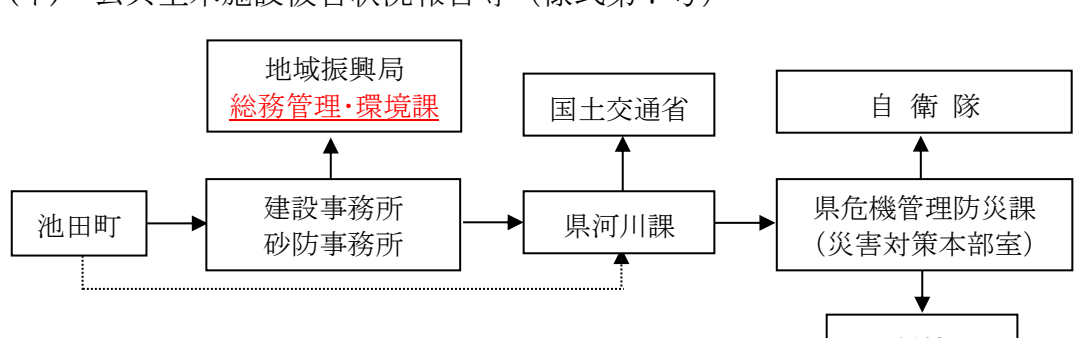
新	旧	修正理由・備考
<p>② 早期注意情報（警報級の可能性） <u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p>③ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、<u>「線状降水帯」というキーワードを使って解説する</u>「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>⑤ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の<u>「危険」（紫）</u>が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</p> <p>⑥ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・</u></p>	<p>② 早期注意情報（警報級の可能性） <u>警報級の現象の可能性について、翌日にかけては時間帯を区切って、長野県北部・中部・南部など天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、長野県など週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階で、災害への心構え高めるよう促す。</u></p> <p>③ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき（<u>線状降水帯</u>）には「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>⑤ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の<u>「非常に危険」（うす紫）</u>が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</p> <p>⑥ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>県内の「北部・中部・南部」単位で</u>気象庁から発表</p>	<p>長野地方気象台による修正</p>

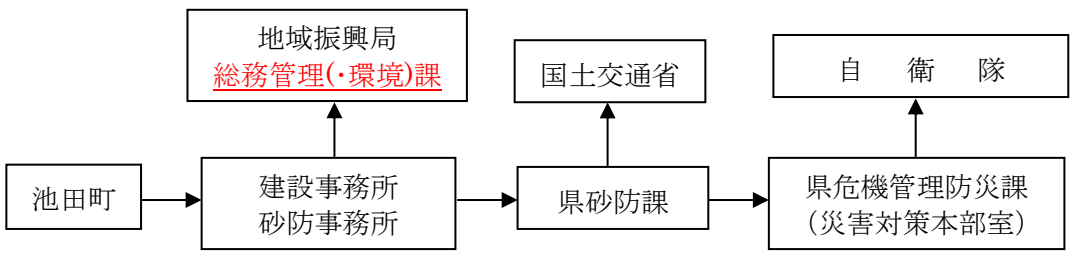
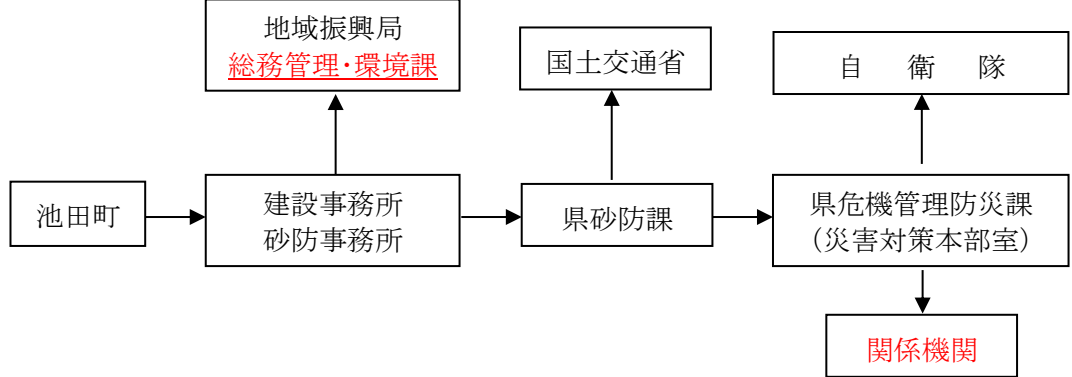
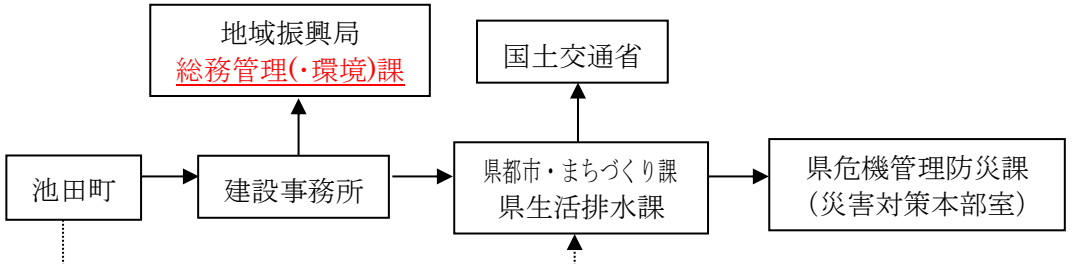
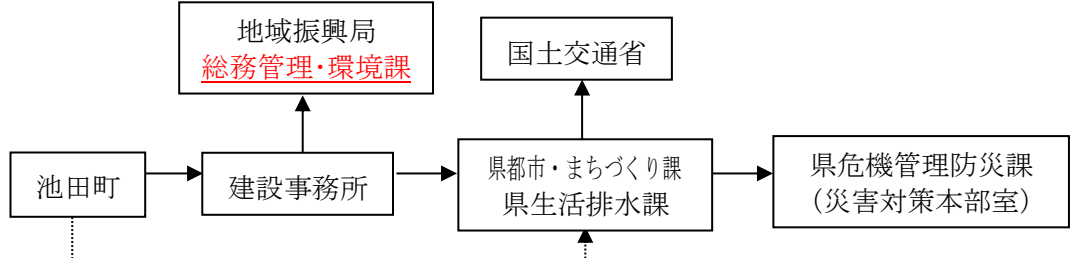
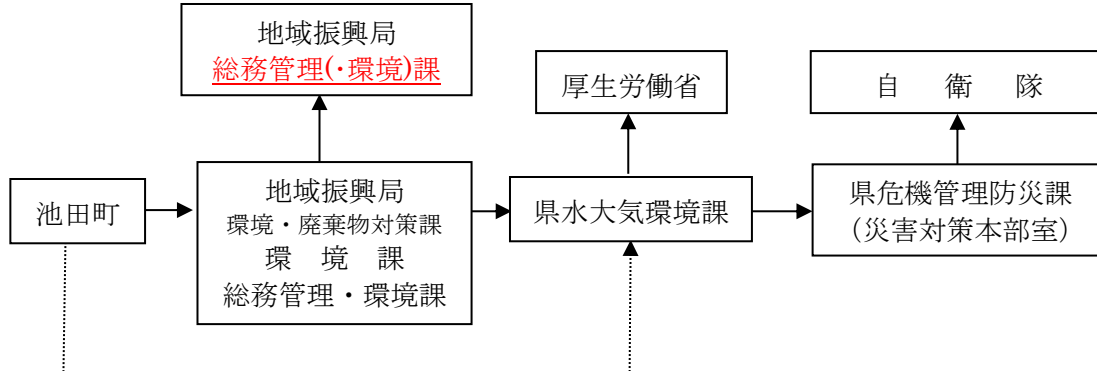
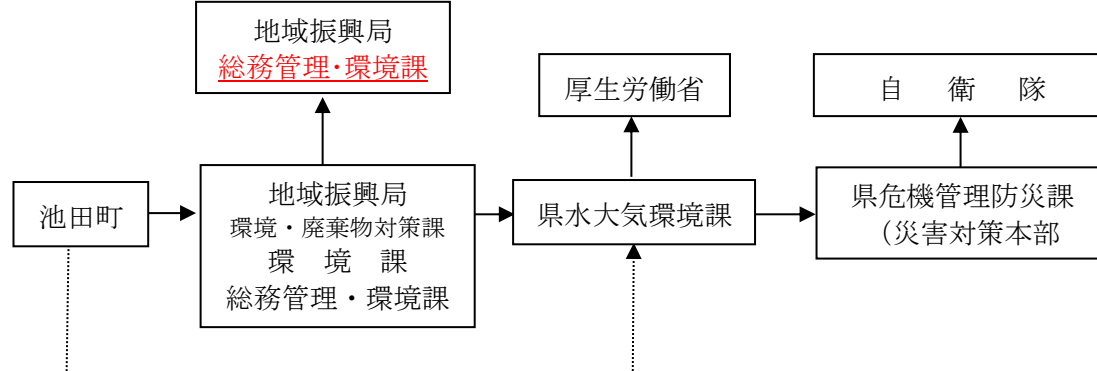
新	旧	修正理由・備考
<p>中部・南部) で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。<u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。</u>この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。</p> <p>警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(1) 系統図</p>  <p>注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の二第2項、第4項及び第5項によって、<u>特別警報</u>の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>注3 <u>火山現象特別警報及び火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。</u></p>	<p>される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。</p> <p>警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(1) 系統図</p>  <p>注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、<u>警報</u>の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>注3 <u>国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所へ通知を行う。</u></p>	<p>長野地方気象台による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める<u>ものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統等 (3) 関係機関における実施事項の概要 関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ウ <u>町は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県危機管理防災課（災害対策本部室）等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録等の有無にかかわらず、町域内で行方不明となっている者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統等 (3) 関係機関における実施事項の概要 関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p> <p>国の災害基本計画及び県の地域防災計画合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>エ 県庁の被災、通信の途絶等により、県関係課との情報連絡がとれない場合は、総務省消防庁に直接被害状況等の連絡を行う。この場合の対象となる被害は、次のとおりとする。</p> <p>なお、県への情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常の状態に戻すものとする。</p> <p>オ 長野県防災情報システムを利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。</p> <p>5 情報通信手段の確保</p> <p>防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、防災行政無線、又は航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(1) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため町同報系防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。</p> <p>(2) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、消防団無線、衛星携帯電話等各種移動無線通信機器の活用を図る。</p> <p>(3) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p>イ 人的及び住家の被害状況報告様式第2号又は消防庁第4号様式(その2)(表21の3) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告(様式第2-1号)又は長野県防災情報システムにより報告</p>  <p>※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村、(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡する<u>ものとする</u>。</p>	<p>ウ 県庁の被災、通信の途絶等により、県関係課との情報連絡がとれない場合は、総務省消防庁に直接被害状況等の連絡を行う。この場合の対象となる被害は、次のとおりとする。</p> <p>なお、県への情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常の状態に戻すものとする。</p> <p>エ 長野県防災情報システムを利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。</p> <p>5 情報通信手段の確保</p> <p>防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、防災行政無線、又は航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(1) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため町同報系防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。</p> <p>(2) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、消防団無線、衛星携帯電話等各種移動無線通信機器の活用を図る。</p> <p>(3) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p>イ 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号又は消防庁第4号様式(その2)(表21の3) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告(様式第2-1号)又は長野県防災情報システムにより報告</p>  <p>※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村、(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡する。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

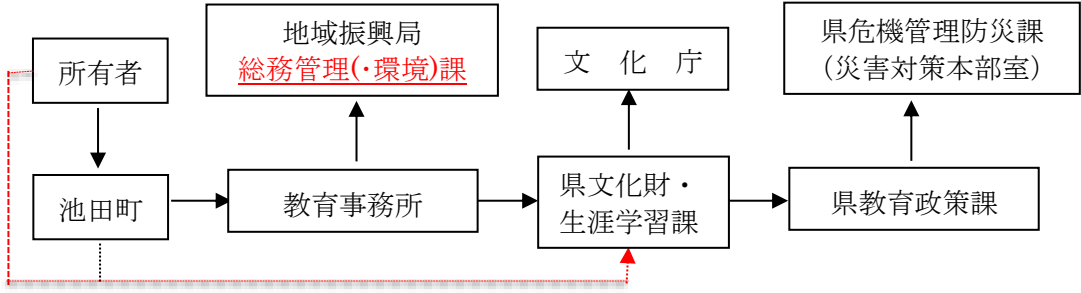
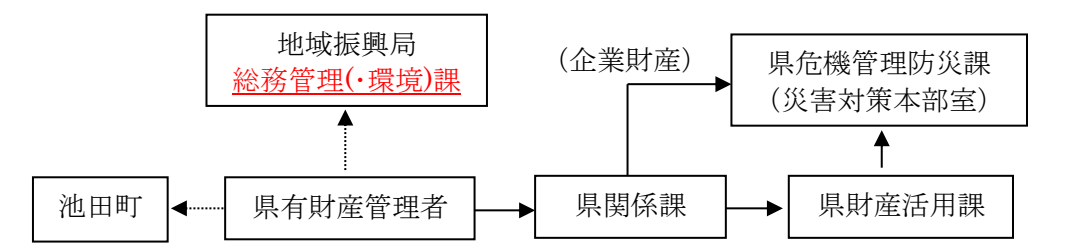
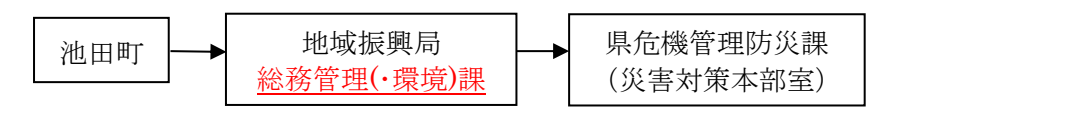
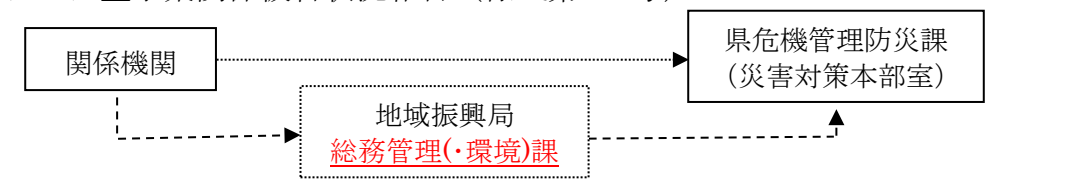
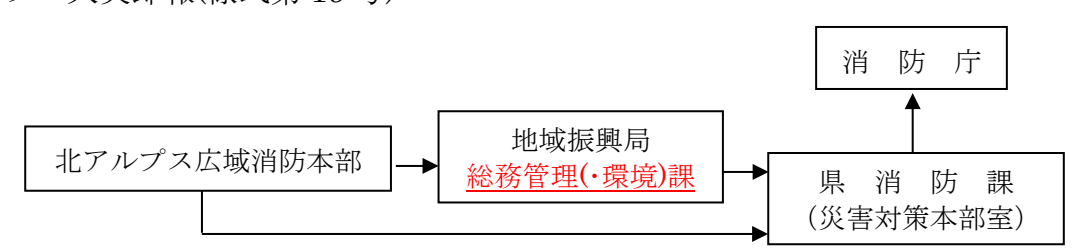
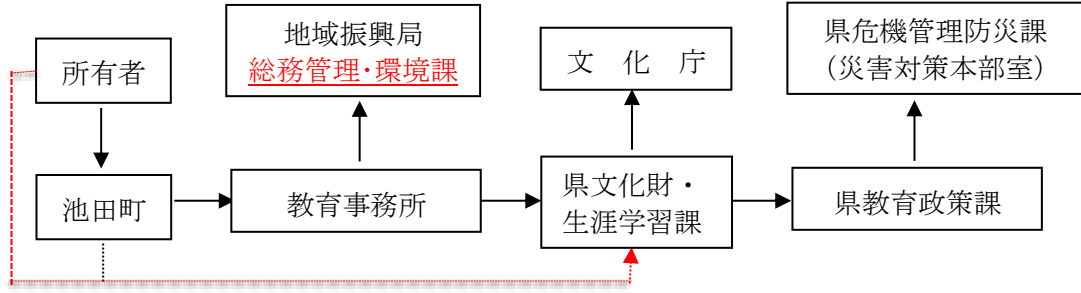
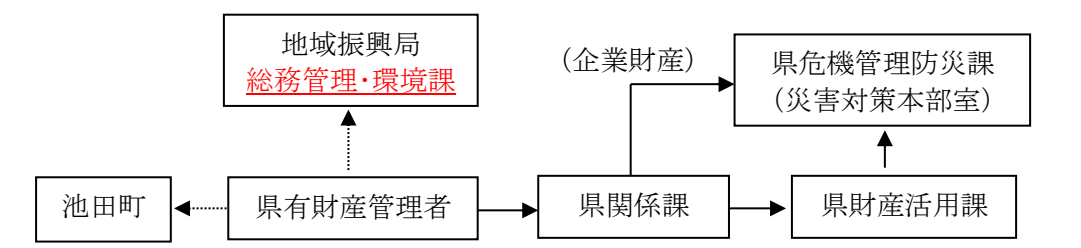
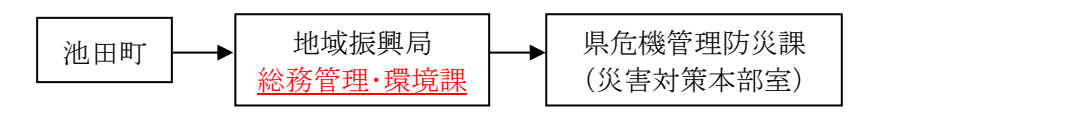
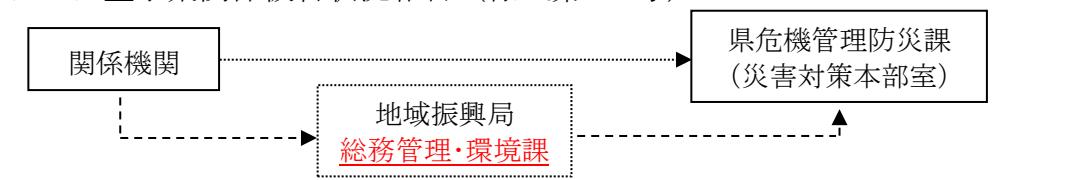
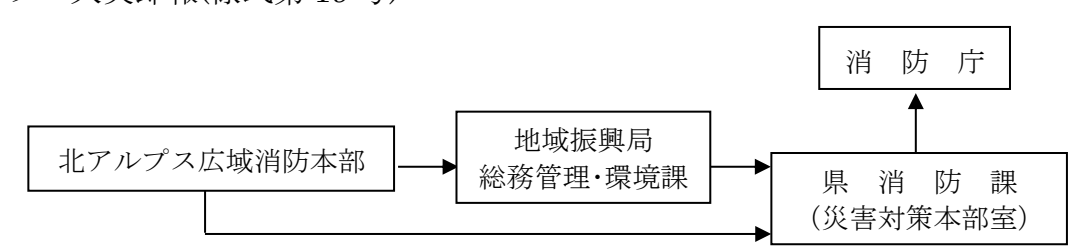
新	旧	修正理由・備考
<p>ウ 社会福祉施設の被害状況報告（様式第3号）</p> <p>エ 農業関係被害状況報告（様式第5号）</p> <p>(ア) 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告</p> <p>(イ) 農地・農業用施設被害状況報告(農業集落排水施設を除く)</p> <p>(ウ) 農業集落排水施設被害状況報告</p>	<p>ウ 社会福祉施設の被害状況報告（様式第3号）</p> <p>エ 農業関係被害状況報告（様式第5号）</p> <p>(ア) 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告</p> <p>(イ) 農地・農業用施設被害状況報告(農業集落排水施設を除く)</p> <p>(ウ) 農業集落排水施設被害状況報告</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

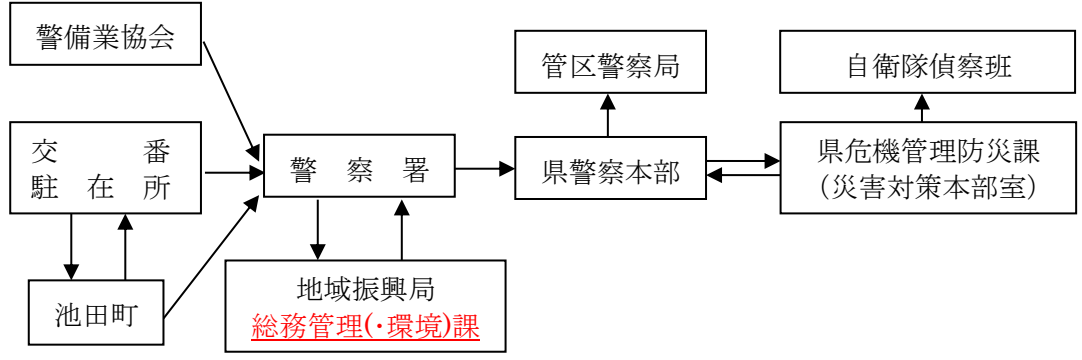
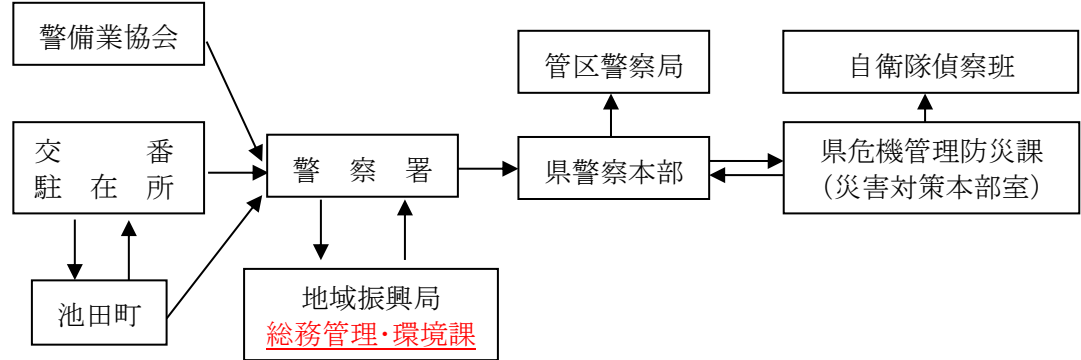
新	旧	修正理由・備考
<p>オ 林業関係被害状況報告（様式第6号）</p>  <p>カ 土木関係被害状況報告 (ア) 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる</p>  <p>(イ) 公共土木施設被害状況報告等（様式第7号）</p> 	<p>オ 林業関係被害状況報告（様式第6号）</p>  <p>カ 土木関係被害状況報告 (ア) 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる</p>  <p>(イ) 公共土木施設被害状況報告等（様式第7号）</p> 	<p>組織改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(ウ) 土砂災害等による被害報告 地図若しくは GIS 又は様式7</p> 	<p>(ウ) 土砂災害等による被害報告 地図若しくは GIS 又は様式7</p> 	<p>組織改正に伴う修正</p>
<p>キ 都市施設被害状況報告 (様式第8号)</p> 	<p>キ 都市施設被害状況報告 (様式第8号)</p> 	<p>連絡系統の直しに伴う修正</p>
<p>ク 水道施設被害状況報告 (様式第9号)</p> 	<p>ク 水道施設被害状況報告 (様式第9号)</p> 	<p>組織改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>ケ 廃棄物処理施設被害状況報告（様式第10号）</p>	<p>ケ 廃棄物処理施設被害状況報告（様式第10号）</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
<p>コ 感染症関係報告（様式第11号）</p>	<p>コ 感染症関係報告（様式第11号）</p>	
<p>サ 医療施設関係被害状況報告（様式第12号）</p>	<p>サ 医療施設関係被害状況報告（様式第12号）</p>	
<p>シ 商工関係被害状況報告（様式第13号）</p>	<p>シ 商工関係被害状況報告（様式第13号）</p>	

新	旧	修正理由・備考
<p>ス 観光施設被害状況報告（様式第14号）</p> <p>地域振興局 総務管理(・環境)課</p> <p>池田町</p> <p>地域振興局 商工観光課</p> <p>環境省 観光庁</p> <p>県山岳高原観光課</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>観光情報センター</p> <p>セ 教育関係被害状況報告（様式第15号）</p> <p>(ア) 市町村施設</p> <p>地域振興局 総務管理(・環境)課</p> <p>池田町</p> <p>教育事務所</p> <p>文部科学省</p> <p>県教育委員会関係課</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県教育政策課</p> <p>(イ) 県施設</p> <p>地域振興局 総務管理(・環境)課</p> <p>池田町</p> <p>施設管理者</p> <p>文部科学省</p> <p>県教育委員会関係課</p> <p>県財産活用課</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県教育政策課</p> <p>(ウ) 私立施設</p> <p>地域振興局 総務管理(・環境)課</p> <p>池田町</p> <p>施設管理者</p> <p>文部科学省</p> <p>県私学振興課</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県文化政策課</p>	<p>ス 観光施設被害状況報告（様式第14号）</p> <p>地域振興局 総務管理(・環境)課</p> <p>池田町</p> <p>地域振興局 商工観光課</p> <p>環境省 観光庁</p> <p>県山岳高原観光課</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部)</p> <p>観光情報センター</p> <p>セ 教育関係被害状況報告（様式第15号）</p> <p>(ア) 市町村施設</p> <p>地域振興局 総務管理(・環境)課</p> <p>池田町</p> <p>教育事務所</p> <p>文部科学省</p> <p>県教育委員会関係課</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部)</p> <p>県教育政策課</p> <p>(イ) 県施設</p> <p>地域振興局 総務管理(・環境)課</p> <p>池田町</p> <p>施設管理者</p> <p>文部科学省</p> <p>県教育委員会関係課</p> <p>県財産活用課</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県教育政策課</p> <p>(ウ) 私立施設</p> <p>地域振興局 総務管理(・環境)課</p> <p>池田町</p> <p>施設管理者</p> <p>文部科学省</p> <p>県私学振興課</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県文化政策課</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(エ) 文化財</p>  <p>所有者 → 池田町 → 地域振興局 総務管理(・環境)課 → 文化庁 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>池田町 → 教育事務所 → 県文化財・生涯学習課 → 県教育政策課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>ソ 県有財産 (企業財産を含む) 被害状況報告 (様式第 16 号)</p>  <p>池田町 ← 県有財産管理者 → 県関係課 → 県財産活用課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>池田町 ← 県有財産管理者 → 地域振興局 総務管理(・環境)課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>タ 市町村有財産の被害状況報告 (様式第 17 号)</p>  <p>池田町 → 地域振興局 総務管理(・環境)課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。</p> <p>チ 公益事業関係被害状況報告 (様式第 18 号)</p>  <p>関係機関 → 地域振興局 総務管理(・環境)課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>※ 破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関から報告の場合</p> <p>ツ 火災即報(様式第 19 号)</p>  <p>北アルプス広域消防本部 → 地域振興局 総務管理(・環境)課 → 消防庁</p> <p>北アルプス広域消防本部 → 県消防課 (災害対策本部室) → 消防庁</p>	<p>(エ) 文化財</p>  <p>所有者 → 池田町 → 地域振興局 総務管理・環境課 → 文化庁 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>池田町 → 教育事務所 → 県文化財・生涯学習課 → 県教育政策課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>ソ 県有財産 (企業財産を含む) 被害状況報告 (様式第 16 号)</p>  <p>池田町 ← 県有財産管理者 → 県関係課 → 県財産活用課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>池田町 ← 県有財産管理者 → 地域振興局 総務管理・環境課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>タ 市町村有財産の被害状況報告 (様式第 17 号)</p>  <p>池田町 → 地域振興局 総務管理・環境課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。</p> <p>チ 公益事業関係被害状況報告 (様式第 18 号)</p>  <p>関係機関 → 地域振興局 総務管理・環境課 → 県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>※ 破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関から報告の場合</p> <p>ツ 火災即報(様式第 19 号)</p>  <p>北アルプス広域消防本部 → 地域振興局 総務管理・環境課 → 消防庁</p> <p>北アルプス広域消防本部 → 県消防課 (災害対策本部室) → 消防庁</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																
<p>ト 警察調査被害状況報告（様式第20号）</p>  <p style="text-align: center;">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 町の責務</p> <p>町の地域に災害発生の恐れがあるとき、又は発生したときは、法令又は地域防災計画及び町受援計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。</p> <p>2 活動体制</p> <p>災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の配備体制をとる。</p> <table border="1" data-bbox="192 1207 1320 1911"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒</th> <th>災害警戒本部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>警戒配備</td> <td>非常配備</td> <td>緊急配備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1号配備</td> <td>第2号配備</td> <td>第3号配備</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各種警報発表（災害発生が予想される） 町長が必要と認めたとき </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき 積雪深が40cmを超え、降雪継続の気象予想のとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 甚大な被害が発生したとき 震度5弱以上の地震が発生したとき 大雪特別警報が発表されたとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） </td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒	災害警戒本部	災害対策本部		警戒配備	非常配備	緊急配備		第1号配備	第2号配備	第3号配備		<ul style="list-style-type: none"> 各種警報発表（災害発生が予想される） 町長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき 積雪深が40cmを超え、降雪継続の気象予想のとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） 	<ul style="list-style-type: none"> 甚大な被害が発生したとき 震度5弱以上の地震が発生したとき 大雪特別警報が発表されたとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） 	<p>ト 警察調査被害状況報告（様式第20号）</p>  <p style="text-align: center;">第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 町の責務</p> <p>町の地域に災害発生の恐れがあるとき、又は発生したときは、法令又は地域防災計画及び町受援計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。</p> <p>2 活動体制</p> <p>災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の配備体制をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1409 1207 2537 1911"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒</th> <th>災害警戒本部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>警戒配備</td> <td>非常配備</td> <td>緊急配備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1号配備</td> <td>第2号配備</td> <td>第3号配備</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各種警報発表（災害発生が予想される） 町長が必要と認めたとき </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき 積雪深が40cmを超え、降雪継続の気象予想のとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 甚大な被害が発生したとき 震度5弱以上の地震が発生したとき 大雪特別警報が発表されたとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） </td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒	災害警戒本部	災害対策本部		警戒配備	非常配備	緊急配備		第1号配備	第2号配備	第3号配備		<ul style="list-style-type: none"> 各種警報発表（災害発生が予想される） 町長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき 積雪深が40cmを超え、降雪継続の気象予想のとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） 	<ul style="list-style-type: none"> 甚大な被害が発生したとき 震度5弱以上の地震が発生したとき 大雪特別警報が発表されたとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） 	<p>組織改正に伴う修正</p>
	災害警戒	災害警戒本部	災害対策本部																															
	警戒配備	非常配備	緊急配備																															
	第1号配備	第2号配備	第3号配備																															
	<ul style="list-style-type: none"> 各種警報発表（災害発生が予想される） 町長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき 積雪深が40cmを超え、降雪継続の気象予想のとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） 	<ul style="list-style-type: none"> 甚大な被害が発生したとき 震度5弱以上の地震が発生したとき 大雪特別警報が発表されたとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） 																															
	災害警戒	災害警戒本部	災害対策本部																															
	警戒配備	非常配備	緊急配備																															
	第1号配備	第2号配備	第3号配備																															
	<ul style="list-style-type: none"> 各種警報発表（災害発生が予想される） 町長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき 積雪深が40cmを超え、降雪継続の気象予想のとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） 	<ul style="list-style-type: none"> 甚大な被害が発生したとき 震度5弱以上の地震が発生したとき 大雪特別警報が発表されたとき 町長が必要と認めたとき（大規模停電・大火災等） 																															

新				旧				修正理由・備考		
	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 関係機関との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 関係機関との連絡 応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 関係機関との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 関係機関との連絡 応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策の実施 	配備基準の見直しに伴う修正		
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難開始の発令に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示等の発令 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示、緊急安全確保の発令 		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難開始の発令に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示等の発令 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示、緊急安全確保の発令 			
	<p>通常は気象警報当番制とし、時間雨量 20mm、高瀬川水位 0.8m、長野県河川砂防情報ステーションサイトでスネークラインが土砂災害のおそれが高まる範囲の境界線を超えたときのうち、1つでも該当する場合及び被害の報告、消防団を含めた対応の要請等を参考に災害発生が予想される場合に参集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 建設水道課長 振興課長 危機管理対策室 	<p>第2号配備に先立ち、第1号配備の職員が情報整理し、必要と認めた場合にメール又は電話により招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 町長 副町長 教育長 各課長（局長） 総務係長 危機管理対策室 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 		<ul style="list-style-type: none"> 総務課長 振興課長 危機管理対策室 	<ul style="list-style-type: none"> 町長 副町長 教育長 各課長（局長） 総務係長 危機管理対策室 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 			
<ul style="list-style-type: none"> 消防団員は配備体制に関わらず、地域の安全確保に努める。 災害対策本部が設置されたとき、消防団長は本部員となる。 				<ul style="list-style-type: none"> 消防団員は配備体制に関わらず、地域の安全確保に努める。 災害対策本部が設置されたとき、消防団長は本部員となる。 					※各課長等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。	組織改正に伴う修正
<p>※各課長等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、状況により時間外当直者を増やす等の措置を講ずる。</p> <p>3 配備体制</p> <p>閉庁時は以下によるものとするが、開庁時は自身の職場にて以下の対応にあたる。また、配備体制をとる場合の参集等は、総務課長の指示により危機管理対策室が連絡調整を行う。</p>				<p>※各課長等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、状況により時間外当直者を増やす等の措置を講ずる。</p> <p>3 配備体制</p> <p>閉庁時は以下によるものとするが、開庁時は自身の職場にて以下の対応にあたる。また、配備体制をとる場合の集合等は、総務課長の指令により危機管理対策室が連絡調整をおこなう。</p>					文言の修正	

新	旧	修正理由・備考
<p>◎第1号配備</p> <p><u>通常</u>は気象警報当番制とし、時間雨量 20mm、高瀬川水位 0.8m、長野県河川砂防情報ステーションサイトでスネークラインが土砂災害のおそれが高まる範囲の境界線を超えたときのうち、1つでも該当する場合及び被害の報告、消防団を含めた対応の要請等を参考に災害発生が予想される場合に参集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報または洪水警報が発表されたとき（災害発生が予想される場合） 町長が必要と認めたとき <p>総務課長、<u>建設水道課長</u>、振興課長、危機管理対策室員は役場に<u>参集</u>し、総務課長の指令により情報収集、関係機関との連絡調整、応急措置を行う。必要に応じ消防団長を招集し、消防団の招集を行う。</p> <p>◎第2号配備</p> <p><u>配備に先立ち、第1号配備の職員が情報整理し、必要と認めた場合にメール又は電話により招集する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1号配備時に災害の度合いが強まり、町長が必要と認めたとき 土砂災害警戒情報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき 積雪深が40cmを超え、降雪継続の気象予想のとき 町長が必要と認めたとき <p>町長、副町長、教育長、各課長（局長）、総務係長、危機管理対策室、消防団長は役場に集合し、災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は原則として役場<u>大</u>会議室に設置する。総務課長の<u>指示</u>により、情報収集、関係機関との連絡調整、応急措置を行う。消防団員は消防団長の指示により地区の安全確保に努める。必要に応じ町長の指示により避難指示等を発令する。</p> <p>◎第3号配備</p> <ul style="list-style-type: none"> 甚大な災害が発生したとき 震度5弱以上の地震が発生したとき 大雪特別警報が発表されたとき(大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき) 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 町長が必要と認めたとき <p>町長以下災害対策本部員となる職員は役場に集合し、直ちに災害対策本部を設置する。</p> <p>災害対策本部を設置した後、住民向けには防災無線、登録制メール等により、県等には防災情報システム、県防災無線等により周知・報告する。</p> <p>災害対策本部員以外の職員は、勤務場所へ<u>自主参集</u>し、災害対策本部からの指示により、災害対応にあたる。</p> <p>勤務場所が被災し、集合できない場合は、原則として役場に集合する。</p>	<p>◎第1号配備</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報または洪水警報が発表されたとき（災害発生が予想される場合） 町長が必要と認めたとき <p>総務課長、振興課長、危機管理対策室は役場に<u>集合</u>し、総務課長の指令により情報収集、関係機関との連絡調整、応急措置を行う。必要に応じ消防団長を招集し、消防団の招集を行う。</p> <p>◎第2号配備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号配備時に災害の度合いが強まり、町長が必要と認めたとき 土砂災害警戒情報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき 積雪深が40cmを超え、降雪継続の気象予想のとき 町長が必要と認めたとき <p>町長、副町長、教育長、各課長（局長）、総務係長、危機管理対策室、消防団長は役場に集合し、災害警戒本部を設置する。災害警戒本部は原則として役場中会議室に設置する。総務課長の<u>指令</u>により、情報収集、関係機関との連絡調整、応急措置を行う。消防団員は消防団長の指示により地区の安全確保に努める。必要に応じ町長の指示により避難指示等を発令する。</p> <p>◎第3号配備</p> <ul style="list-style-type: none"> 甚大な災害が発生したとき 震度5弱以上の地震が発生したとき 大雪特別警報が発表されたとき(大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき) 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 町長が必要と認めたとき <p>町長以下災害対策本部員となる職員は役場に集合し、直ちに災害対策本部を設置する。</p> <p>災害対策本部を設置した後、住民向けには防災無線、登録制メール等により、県等には防災情報システム、県防災無線等により周知・報告する。</p> <p>災害対策本部員以外の職員は、勤務場所へ<u>集合(自動参集)</u>し、災害対策本部からの指示により、災害対応にあたる。</p> <p>勤務場所が被災し、集合できない場合は、原則として役場に集合する。</p>	<p>配備基準の見直しに伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>消防団は、災害対策本部からの指示により災害対応にあたる。</p> <p>災害対策本部は、原則として役場<u>大</u>会議室に設置する。</p> <p>災害対策本部が立ち上がった場合は、『4(4)④災害対策本部の事務分掌』により対応にあたる。勤務中に第3号配備となった場合は、勤務施設等での住民や児童等の安全確保を優先し、安全に避難ができたことを確認した後、災害対策本部の任にあたる。</p>	<p>消防団は、災害対策本部からの指示により災害対応にあたる。</p> <p>災害対策本部は、原則として役場<u>中</u>会議室に設置する。</p> <p>災害対策本部が立ち上がった場合は、『4(4)④災害対策本部の事務分掌』により対応にあたる。勤務中に第3号配備となった場合は、勤務施設等での住民や児童等の安全確保を優先し、安全に避難ができたことを確認した後、災害対策本部の任にあたる。</p>	<p>誤字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>4 職員の参集及び伝達 (2) 配備指令の伝達系統</p> <p>第3号配備</p> <p>第2号配備</p> <p>第1号配備</p> <p>町長 (副町長) 教育長 住民課長 → 住民課職員 健康福祉課長 → 健康福祉課職員 会計課長 → 会計課職員 学校保育課長 → 学校保育課職員 生涯学習課長 → 生涯学習課職員 議会事務局長 → 議会事務局員 総務係長 → 総務課職員 建設水道課長 → 建設水道課職員 振興課長 → 振興課職員 危機管理対策室員 農委事務局 消防団</p>	<p>4 職員の参集及び伝達 (2) 配備指令の伝達系統</p> <p>第3号配備</p> <p>第2号配備</p> <p>第1号配備</p> <p>町長 副町長 教育長 住民課長 → 住民課職員 健康福祉課長 → 健康福祉課職員 会計課長 → 会計課職員 学校保育課長 → 学校保育課職員 生涯学習課長 → 生涯学習課職員 議会事務局長 → 事務局員 総務係長 → 総務課職員 振興課長 → 振興課職員 危機管理対策室員 農委事務局 消防団 北アルプス広域消防本部</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>組織会背に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																
<p>(3) 職員の参集</p> <p>① 参集の手順</p> <table border="1" data-bbox="261 317 1258 363"> <tr> <td>STEP 1</td> <td>自宅待機・参集準備</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 周囲の状況から、今後災害が発生するおそれがあると判断した場合は、自主的に自宅で待機する。</p> <p><input type="checkbox"/> STEP 3により、参集のための準備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="261 499 1258 590"> <tr> <td>STEP 2</td> <td>配備指示の受領 池田町職員メールにて参集の可否等を回答する。</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 配備指示を受けた場合、又は自主参集すべきと判断した場合は、自身及び家族の安全を確保した上で、速やかに登庁する。(「②参集の判断」参照)</p> <table border="1" data-bbox="261 680 1258 726"> <tr> <td>STEP 3</td> <td>参集の準備</td> </tr> </table> <p>[服装]</p> <p><input type="checkbox"/> 災害活動ができる服装(作業服等) <input type="checkbox"/> 防災ベスト <input type="checkbox"/> 帽子又はヘルメット</p> <p><input type="checkbox"/> 運動靴又は長靴 <input type="checkbox"/> 手袋(軍手等)</p> <p>[携行品]</p> <p><input type="checkbox"/> 筆記具 <input type="checkbox"/> 携帯ライト <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 飲料水(水筒) <input type="checkbox"/> 食料</p> <p><input type="checkbox"/> 応急医薬品 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 防寒具(冬期など)</p> <p><input type="checkbox"/> 風呂敷類 <input type="checkbox"/> 身分証明書(名刺)</p> <table border="1" data-bbox="261 999 1258 1045"> <tr> <td>STEP 4</td> <td>参集途上の緊急措置</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、消防・警察へ通報するとともに、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、現場に消防職員・消防団員がいるときは、その活動を引き継ぎ、参集場所に直行する。</p> <table border="1" data-bbox="261 1224 1258 1270"> <tr> <td>STEP 5</td> <td>被害情報の収集</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 参集途上にあつては、次の項目について情報収集に努める。(ただし、あくまでも迅速な参集が優先であり、情報収集のために参集が遅れることがないようにすること。)</p> <p>○幹線道路等の状況 ○建物の倒壊、損傷の状況 ○被災者の救助活動の状況</p> <p>○ライフラインの状況 ○火災、水害、土砂災害等の発生状況、応急対策活動の状況</p> <table border="1" data-bbox="261 1497 1258 1543"> <tr> <td>STEP 6</td> <td>参集</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> あらゆる手段をもって、参集する。</p> <p><input type="checkbox"/> 役場庁舎又は各勤務先に参集できない職員は、自宅待機又は最寄りの避難所に参集し、所属長の指示を仰ぐ。</p> <table border="1" data-bbox="261 1680 1258 1726"> <tr> <td>STEP 7</td> <td>参集状況・被害情報の報告</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 参集した職員は、直ちに収集した情報を所属長に報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> 各所属長は、所属員の参集状況及び各地の被害情報を本部(総務課)に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="261 1816 1258 1862"> <tr> <td>STEP 8</td> <td>災害応急対策活動の実施</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 本部長及び所属長等の指示の下、各自災害応急対策活動に従事する。</p>	STEP 1	自宅待機・参集準備	STEP 2	配備指示の受領 池田町職員メールにて参集の可否等を回答する。	STEP 3	参集の準備	STEP 4	参集途上の緊急措置	STEP 5	被害情報の収集	STEP 6	参集	STEP 7	参集状況・被害情報の報告	STEP 8	災害応急対策活動の実施	<p>(3) 職員の参集</p> <p>① 参集の手順</p> <table border="1" data-bbox="1478 317 2475 363"> <tr> <td>STEP 1</td> <td>自宅待機・参集準備</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 周囲の状況から、今後災害が発生するおそれがあると判断した場合は、自主的に自宅に待機する。</p> <p><input type="checkbox"/> STEP 3により、参集のための準備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1478 499 2475 590"> <tr> <td>STEP 2</td> <td>配備指示の受領 池田町職員メールにて参集の可否等を回答する。</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 配備指示を受けた場合、又は自主参集すべきと判断した場合は、自身及び家族の安全を確保した上で、速やかに登庁する。</p> <table border="1" data-bbox="1478 680 2475 726"> <tr> <td>STEP 3</td> <td>参集の準備</td> </tr> </table> <p>[服装]</p> <p><input type="checkbox"/> 応急活動ができる服装(作業服等) <input type="checkbox"/> 防災ベスト <input type="checkbox"/> 帽子又はヘルメット</p> <p><input type="checkbox"/> 運動靴又は長靴 <input type="checkbox"/> 手袋(軍手)</p> <p>[携行品]</p> <p><input type="checkbox"/> 筆記具 <input type="checkbox"/> 携帯ライト <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 飲料水(水筒) <input type="checkbox"/> 食料</p> <p><input type="checkbox"/> 応急医薬品 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 防寒具(冬期など)</p> <p><input type="checkbox"/> 風呂敷類 <input type="checkbox"/> 身分証明書(名刺)</p> <table border="1" data-bbox="1478 999 2475 1045"> <tr> <td>STEP 4</td> <td>参集途上の緊急措置</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、現場に消防職員・消防団員がいるときは、その活動を引き継ぎ、参集場所に直行する。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1224 2475 1270"> <tr> <td>STEP 5</td> <td>被害情報の収集</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 参集途上にあつては、次の項目について情報収集に努める。(ただし、あくまでも迅速な参集が優先事項であり、情報収集のために参集が遅れることがないようにすること。)</p> <p>○幹線道路等の状況 ○建物の倒壊、損傷の状況 ○被災者の救助活動の状況</p> <p>○ライフラインの状況 ○火災、水害、土砂災害等の発生状況、応急対策活動の状況</p> <table border="1" data-bbox="1478 1497 2475 1543"> <tr> <td>STEP 6</td> <td>参集</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> あらゆる手段をもって、参集する。</p> <p><input type="checkbox"/> 役場庁舎又は各勤務先に参集できない職員は、自宅待機又は最寄りの避難所に参集し、所属長の指示を受ける。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1680 2475 1726"> <tr> <td>STEP 7</td> <td>参集状況・被害情報の報告</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 参集した職員は、直ちに収集した情報を所属長に報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> 各所属長は、所属員の参集状況及び各地の被害情報を本部(総務課)に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1478 1816 2475 1862"> <tr> <td>STEP 8</td> <td>災害応急対策活動の実施</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 本部長及び所属長等の指示の下、各自災害応急対策活動に従事する。</p>	STEP 1	自宅待機・参集準備	STEP 2	配備指示の受領 池田町職員メールにて参集の可否等を回答する。	STEP 3	参集の準備	STEP 4	参集途上の緊急措置	STEP 5	被害情報の収集	STEP 6	参集	STEP 7	参集状況・被害情報の報告	STEP 8	災害応急対策活動の実施	<p>文言の修正</p>
STEP 1	自宅待機・参集準備																																	
STEP 2	配備指示の受領 池田町職員メールにて参集の可否等を回答する。																																	
STEP 3	参集の準備																																	
STEP 4	参集途上の緊急措置																																	
STEP 5	被害情報の収集																																	
STEP 6	参集																																	
STEP 7	参集状況・被害情報の報告																																	
STEP 8	災害応急対策活動の実施																																	
STEP 1	自宅待機・参集準備																																	
STEP 2	配備指示の受領 池田町職員メールにて参集の可否等を回答する。																																	
STEP 3	参集の準備																																	
STEP 4	参集途上の緊急措置																																	
STEP 5	被害情報の収集																																	
STEP 6	参集																																	
STEP 7	参集状況・被害情報の報告																																	
STEP 8	災害応急対策活動の実施																																	

新			旧			修正理由・備考
(4) 災害対策本部の設置 ① 体制の概要			(4) 災害対策本部の設置 ① 体制の概要			文言の修正 誤字の修正
実施責任者	(本部長) 町長 (副本部長) 副町長 (指令者) 総務課長兼危機管理対策室長		実施責任者	(本部長) 町長 (副本部長) 副町長 (指令者) 総務課長兼危機管理対策室長		
設置場所	町役場庁舎2階大会議室 代替施設：やすらぎの郷2階大会議室		設置場所	町役場庁舎2階会議室 代替施設：やすらぎの郷2階大会議室		
活動内容等	○本部組織図については、(4) ②のとおり。 ○本部配置図および情報の流れについては、(4) ③のとおり ○本部各部の事務分掌については、(4) ④のとおり。		活動内容等	○本部組織図については、(4) ②のとおり。 ○本部配置図および情報の流れについては、(4) ③のとおり ○本部各部の事務分掌については、(4) ④のとおり。		
現地本部の設置	本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置する。		現地本部の設置	本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置する。		
	現地本部長及び現地本部員	職員の中から本部長が指名する者		現地本部長及び現地本部員	職員の中から本部長が指名する者	
	活動内容	○災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況の把握 ○住民の安全確保、被害の拡大防止 ○出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括 ○入手した情報の本部への報告		活動内容	○災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況の把握 ○住民の安全確保、被害の拡大防止 ○出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括 ○入手した情報の本部への報告	
配備の解除	次の場合、町長の指示により、配備を解除する。 ○災害の拡大するおそれが解消したと認めるとき。 ○災害対策活動が概ね完了したとき。 ○その他災害対策本部の設置が不要と認められたとき。		配備の解除	次の場合、町長の指示により、配備を解除する。 ○災害の拡大するおそれが解消したと認めるとき。 ○災害対策活動がおおむね完了したとき。 ○その他災害対策本部の設置が不要と認められたとき。		
設置及び廃止の通知 (総務課)	通知及び公表先	通知及び公表の方法	設置及び廃止の通知 (総務課)	通知及び公表先	通知及び公表の方法	
	各班	庁内放送		各班	庁内放送	
	住民	防災行政無線、町登録制メール、町ホームページ、Yahoo!防災速報、町公式Twitter等		住民	防災行政無線、登録制メール等 町ホームページ、Yahoo!防災速報、町公式Twitter等	
	県本部	県防災無線		県本部	県防災無線	
	地方部	県防災無線		地方部	県防災無線	

新	旧	修正理由・備考
<p>② 災害対策本部組織図</p> <p>内は災害対策本部員</p>	<p>② 災害対策本部組織図</p> <p>内は災害対策本部員</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>班名の変更</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>班名の変更</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>③ 災害対策本部配置図および情報の流れ</p>	<p>③ 災害対策本部配置図および情報の流れ</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

新			旧			修正理由・備考
④ 災害対策本部の事務分掌			④ 災害対策本部の事務分掌			
部	業務開始目標時間 事務分掌	担当	部	業務開始目標時間 事務分掌	担当	
《本部》 【本部長】 町長 【副本部長】 副町長 【指令者】 危機管理対策室長 (報道責任者) 【本部員】	《災害対策本部》 S (3時間以内) ・災害対策本部の設置、運営 ・初動体制の確立 ・消防団、消防本部の状況確認、情報収集及び連絡調整 ・被害情報の報告を受けて各部への指示 ・高齢者等避難、避難指示等の発令 ・避難所の開設依頼、指示 ・応援要請の判断(必要な場合、県へ自衛隊等の応援要請、消防本部へ緊急消防援助隊、県内相互応援隊の要請) ・日赤分区及び赤十字奉仕団の状況確認 A (1日以内) ・災害情報の整理、調整 ・市町村行政機能チェックリスト、災害概況報による報告 ・避難所運営の調整(要請物資等) B (3日以内) ・災害救助法適用の申請 ・動員職員の確保、確認 C(2週間以内) ・罹災証明の発行 ・池田町防災会議との連絡調整 E (1か月以降) ・緊急性の無い通常業務	危機管理対策室	《本部》 【本部長】 町長 【副本部長】 副町長 【指令者】 危機管理対策室長 (報道責任者) 【本部員】	《災害対策本部》 S (3時間以内) ・災害対策本部の設置・運営 ・初動体制の確立 ・消防本部、消防団の状況確認、情報収集、連絡調整 ・被害情報の報告を受け各部への指示 ・高齢者等避難、避難指示等の発令 ・避難所の開設依頼、指示 ・応援要請の判断(必要な場合県へ自衛隊等の応援要請、消防本部へ緊援隊、県内応援隊の応援要請) ・日赤分区および赤十字奉仕団の状況確認 A (1日以内) ・災害情報の整理、調整 ・市町村行政機能チェックリスト、災害概況報による報告 ・避難所運営の調整(要請物資等) B (3日以内) ・災害救助法適用の申請 ・動員職員の確保、確認 C(2週間以内) ・罹災証明の発行 ・池田町防災会議との連絡調整 E (1か月以降) ・緊急性の無い通常業務	危機管理対策室	

新		旧		修正理由・備考		
<p>《総務部》</p> <p>【部長】 総務課長 <small>(指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行)</small></p> <p>【副部長】 議会事務局長 総務係長</p>	<p>《総務班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の被災状況確認・応急措置 ・職員の安否確認と職員体制の確保 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・防災行政無線、消防無線、県衛星防災行政無線、衛星系携帯電話及び臨時災害 FM 放送局の応急対策 ・防災行政無線での緊急情報の発信 ・防災情報システム等通信の確保、維持及び運営 ・交通安全の確保、規制、調整 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務データの保持（個人情報、重要文書の確保及びデータバックアップ確認） ・住民基本台帳ネットワークシステム等業務システムの再開 ・車両配車業務 ・所管施設の点検 ・町長・副町長の業務に関すること(日程調整、涉外) ・OA機器、電話等管理業務 ・宿、日直業務員の確保 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・We b等での災害広報の実施 ・議会の招集 ・文書收受・発送業務 ・警察、防犯協会との連携、災害に伴う犯罪の防止に関する協議 ・設備、備品等の維持、管理 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	総務係	<p>《総務部》</p> <p>【部長】 総務課長 <small>(指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行)</small></p> <p>【副部長】 議会事務局長 総務係長</p>	<p>《総務班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の被災状況確認・応急措置 ・職員の安否確認と職員体制の確保 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・防災行政無線、消防無線、県衛星防災行政無線、衛星系携帯電話、臨時災害 FM 放送局の応急対策・防災行政無線での緊急情報の発信 ・情報システム等通信の確保、維持・運営 ・交通安全の確保・規制・調整 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務データの保持（個人情報、重要文書の確保及びデータバックアップ確認） ・住基等、業務システムの再開 ・車両配車業務 ・所管施設の点検 ・町長・副町長の業務に関すること(日程調整、涉外) ・文書機器、電話等管理業務 ・宿・日直業務員の確保 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・We b等での災害広報の実施 ・議会の招集 ・文書收受・発送業務 ・警察、防犯協会と連携、災害に伴う犯罪の防止に関する協議 ・設備・備品等の維持・管理 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	総務係	<p>名称の修正</p> <p>文言の修正</p>
	<p>《議会班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・議員からの被害情報の把握 ・議会災害警戒支援室との連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場等施設の応急対策 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	議会事務局	<p>《議会班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・議員からの被害情報の把握 ・議会災害警戒支援室との連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場等施設の応急対策 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	議会事務局		

新			旧			修正理由・備考
<p>《総務部》</p> <p>【部長】 総務課長 <small>(指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行)</small></p> <p>【副部長】 議会事務局長 総務係長</p>	<p>《住民広報・受援班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ、町登録制メール、yahoo!防災速報及び公式ツイッターの緊急情報、災害状況の発信・職員参集安否確認メールの配信 協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） <p>A (1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種応援隊(行政職員)等からの人的支接受入 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活の再建に関する相談業務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	移住定住係 企画係	<p>《政策・受援班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ、町登録制メール、yahoo 防災情報、公式ツイッターの緊急情報・災害状況の発信、職員参集安否確認メールの配信 社会福祉協議会、協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） <p>A (1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種応援隊(行政職員)等からの人的支接受入 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活の再建に関する相談業務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	移住定住係 企画係	班名の変更 名称の修正	
	<p>《財政班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） 被害情報等を本部へ報告（総務班、報道対応班との連携） <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害関係費用の支出見積り、復旧費用の概算算定 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧計画の策定 災害復旧関連工事等の契約 財政計画及び予算執行計画 <p>D (1か月以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約及び委託契約事務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	財政係	<p>《財政班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） 被害情報等を本部へ報告（総務班、広報班との連携） <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害関係費用の支出見積り、復旧費用の概算算定 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧計画の策定 災害復旧関連工事等の契約 財政計画及び予算執行計画 <p>D (1か月以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約及び委託契約事務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	財政係	班名の変更	
	<p>《物資班》</p> <p>A (1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救助用物資及び義援物資の受入対応、提供調整 非常食、飲料その他物品の調達 衣服、寝具その他生活必需品等の調達 指定金融機関等の状況把握 応急対策経費の出納 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 義援金及び義援物資の配分 災害見舞金及び災害弔慰金、災害援護資金の手続き 出納、会計及び審査事務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	会計課	<p>《物資班》</p> <p>A (1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救助用物資および義援物資の受入対応、提供調整 非常食、水その他物品の調達 衣服、寝具その他生活必需品等の調達 指定金融機関等状況把握 応急対策経費の出納 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 義援金及び義援物資の配分 災害見舞金及び災害弔慰金・災害援護資金の手続き 出納、会計、審査事務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	会計課	文言の修正	

新		旧		修正理由・備考	
<<情報部>> 【部長】 住民課長	《報道対応班》 S（3時間以内） ・来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導 ・被害報告、災害報告の収集とりまとめ ・報道機関との連絡、調整 ・災害広報の実施 A（1日以内） ・埋火葬許可、葬祭場の利用許可証の発行 ・被災者台帳作成事務(マイナンバー利用) B（3日以内） ・戸籍関係、住民基本台帳関係事務 ・災害に係る公文書の收受 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	住民係	《広報班》 S（3時間以内） ・来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導 ・被害報告、災害報告の収集とりまとめ ・報道機関との連絡、調整 ・災害広報の実施 A（1日以内） ・埋火葬許可、葬祭場の利用許可証の発行 ・被災者台帳作成事務(マイナンバー利用) B（3日以内） ・戸籍関係、住民基本台帳関係事務 ・災害に係る公文書の收受 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	住民係	班名の変更
	《情報入力班》 S（3時間以内） ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 C(2週間以内) ・被災者、一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格の取得、喪失、減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用、免除、相談等に関する事務 D（1か月以内） ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	保険医療係	《情報分析班》 S（3時間以内） ・防災情報システム入力・発信(Lアラート)、県、国、各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 C(2週間以内) ・被災者・一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格取得・喪失・減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用・免除・相談等に関する事務 D（1か月以内） ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	保険医療係	

新		旧		修正理由・備考
<p>《税務班》 S（3時間以内） ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・防災情報システム(Lアラート)<u>入力、発信</u> ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・各部、各班からの被害情報の整理、状況把握図の作成 B（3日以内） ・税証明の発行 C(2週間以内) ・家屋の被災調査、認定及び台帳作成 D（1か月以内） ・国民健康保険（保険税の納付相談） ・被害に伴う税の減免対応 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務</p>		<p>《税務班》 S（3時間以内） ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・防災情報システム<u>入力・発信</u>(Lアラート)、県、国、各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・各部、各班からの被害情報の整理、状況把握図の作成 B（3日以内） ・税証明の発行 C(2週間以内) ・家屋の被災調査及び認定、台帳作成 D（1か月以内） ・国民健康保険（保険税の納付相談） ・被害に伴う税の減免対応 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務</p>	<p>課税係 収納係</p>	<p>文言の修正</p>
<p>《救護班》 S（3時間以内） ・県保健福祉部、医師会等団体との連絡調整 ・医薬品、医療器具、衛生・救護材料等の状況把握、管理及び確保 ・被災者の医療・救護（医療救護所の設置） A（1日以内） ・大北地域包括医療大規模災害医療救護計画による連携、調整 ・医薬品及び医療用資器材の調達、要請(避難施設からの要請) ・医療関係者への動員要請、協定に基づく応援要請 ・避難所等での感染症予防、環境整備に関する事 B（3日以内） ・被災者、非被災者の保健衛生に関する事 ・感染症予防に関する事 D（1か月以内） ・精神保健事業に関する事（被災者、一般町民の健康相談等） ・献血に関する事 ・予防接種に関する事 ・特定健診、各種がん検診等、健康相談、保健指導等 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務</p>	<p>健康増進係</p>	<p>《救護班》 S（3時間以内） ・県保健福祉部との連絡調整・医師会等団体との連絡調整 ・医薬品、医療器具、衛生資材、救護材料等の状況把握、管理、確保 ・被災者の医療・救護（医療救護所の設置） A（1日以内） ・大北地域包括医療大規模災害医療救護計画による連携・調整 ・医薬品及び医療用資器材の調達・要請(避難施設からの要請) ・医療関係者への動員要請・協定に基づく応援要請 ・避難所等での感染症予防・環境整備に関する事 B（3日以内） ・被災者・非被災者の保健衛生に関する事 ・感染症予防に関する事 D（1か月以内） ・精神保健事業に関する事（被災者・一般町民の健康相談等） ・献血に関する事 ・予防接種に関する事 ・特定健診、各種がん検診等、健康相談、保健指導等 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務</p>	<p>健康増進係 福祉企業センター</p>	

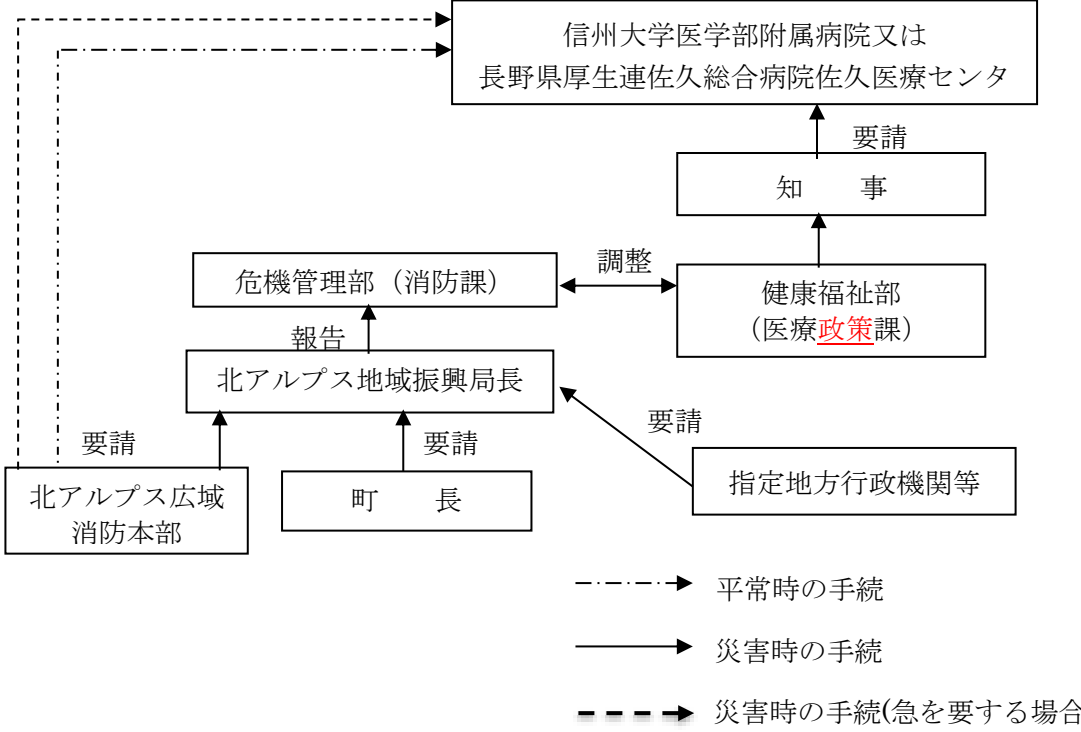
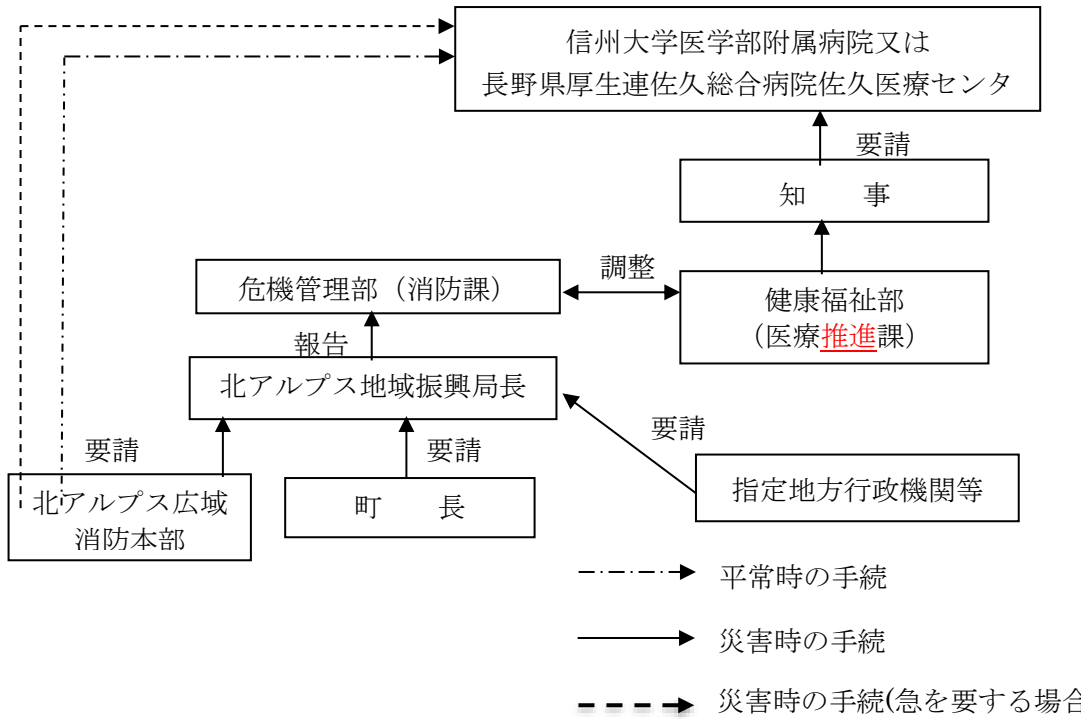
新		旧		修正理由・備考
<p>《健康福祉班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 ・社会福祉協議会、介護支援センター等との連絡調整 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所、生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区及び赤十字奉仕団の連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域での保健衛生活動の支援 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>地域包括支援センター</p> <p>福祉係</p> <p>多世代相談センター</p>	<p>《健康福祉班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・介護支援センター等の被害状況の確認 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所・生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区および赤十字奉仕団の連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域での保健衛生活動の支援 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>地域包括支援センター</p> <p>福祉係</p> <p>多世代相談センター</p>	
<p>《健康福祉班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・介護支援センター等の被害状況の確認 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所・生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区および赤十字奉仕団の連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域での保健衛生活動の支援 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>地域包括支援センター</p> <p>福祉係</p> <p>多世代相談センター</p>	<p>《衛生班》</p> <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬施設等の被害状況の把握、復旧 ・検視・遺体安置所の設置(遺体の収容、引き渡し) ・埋火葬の情報提供 ・し尿、雑排水の処理 ・防疫処理の実施 ・化学物質や危険物流出対策 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の調査、処分計画方針調整、一時集積場の選定 ・廃棄物処理業者等または他市町村への協力要請 ・廃棄物の収集運搬、処分に関する周知、広報 ・ごみ焼却、可燃ごみ・金属ごみ、粗大ごみの相談 ・公衆トイレ管理（所管4箇所） <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営バス運行業務 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>環境係</p>	

新		旧		修正理由・備考	
<p>《住民支援部》</p> <p>【部長】 建設水道課長</p> <p>【副部長】 振興課長</p> <p>学校保育課長 生涯学習課長</p>	<p>《建設班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被害状況の把握、報告等 河川施設の被害状況の把握、報告等 農地・林地、農業用施設の被害状況の把握、報告等 道路交通施設の被害状況の把握、報告等 <p>・各部、各班からの被害情報の整理、状況把握図の作成</p> <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の対策、仮設トイレの手配 町営住宅の被害状況の把握、応急復旧対応(県への報告) 土木施設応急復旧対策(県への報告) 農地・林地、農業用施設等の応急復旧対策 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅等の災害用地の確保協力 土木施設、町営住宅等の維持管理 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配 被害状況図作成 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	<p>耕 地 林 務 係 建設係</p>	<p>《建設班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被害状況の把握、報告等 河川施設の被害状況の把握、報告等 道路交通施設の被害状況の把握、報告等 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の対策、仮設トイレの手配 町営住宅の被害状況の把握、応急復旧対応(県への報告) 土木施設応急復旧対策(県への報告) <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅等の災害用地の確保協力 土木施設、町営住宅等の維持管理 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配 被害状況図作成 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	<p>建設係</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
	<p>《水道班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設、下水道施設、水処理センター等の被害状況の把握 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲料水の状況の把握、対策、供給業務 協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設、下水道施設、高瀬川浄水苑の応急対応 施設の維持管理 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 		<p>水道係</p>		
			<p>《住民支援部》</p> <p>【部長】 振興課長</p> <p>【副部長】 学校保育課長 生涯学習課長</p>		

新			旧			修正理由・備考
<p>《住民支援部》</p> <p>【部長】 建設水道課長</p> <p>【副部長】 振興課長</p> <p>学校保育課長 生涯学習課長</p>	<p>《産業支援班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設等の被害情報収集 農畜産物の被害状況の情報収集 農業関係団体の被害状況の確認、連絡調整 観光施設林地等の被害状況の情報収集 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工会議所等関係機関との連絡調整、状況把握 観光施設等の保全及び応急対策 農地、農業用施設等の応急対策 農畜産物及び水産物等の被害応急対策 農業関係団体の被害応急対策 <p>C（2週間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業融資制度の斡旋 観光資源の保護及び整備に関すること 所管する観光施設に関すること 町民の応急復旧資材の手配 災害状況に応じて、町農技連による現地指導等対策 各種団体等の連絡調整(対応策等) <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	<p>商工観光係 耕地林務係 農政係</p>	<p>《住民支援部》</p> <p>【部長】 振興課長</p> <p>【副部長】</p> <p>学校保育課長 生涯学習課長</p>	<p>《経済班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設等の被害情報収集 農畜産物の被害状況の情報収集 農業関係団体の被害状況の確認、連絡調整 観光施設林地等の被害状況の情報収集 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工会議所等関係機関との連絡調整、状況把握 観光施設等の保全及び応急対策 農地、農業用施設等の応急対策 農畜産物及び水産物等の被害応急対策 農業関係団体の被害応急対策 <p>C（2週間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業融資制度の斡旋 観光資源の保護及び整備に関すること 所管する観光施設に関すること 町民の応急復旧資材の手配 災害状況に応じて、町農技連による現地指導等対策 各種団体等の連絡調整(対応策等) <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	<p>商工観光係 耕地林務係 農政係</p>	<p>班名の変更</p> <p>組織改正に伴う修正</p>
	<p>《教育・避難所班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児・児童、生徒等の避難誘導、安否確保、保護者への連絡 保育園・学校教育施設の被害状況確認、応急対応 主に保育園・学校教育施設の避難所の開設（生涯学習課と開設要員調整） <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の被害確認、報告 避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急教育の再開・学用品の調達対応 避難所の生活の利便性の向上に関する業務 <p>C（2週間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園・小・中学校の再開 災害時保育園及び学校給食対応 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	<p>児童センター 学校保育係</p>		<p>《教育・避難所班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児・児童、生徒等の避難誘導、安否確保、保護者への連絡 保育園・学校教育施設の被害状況確認、応急対応 主に保育園・学校教育施設の避難所の開設（生涯学習課と開設要員調整） <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の被害確認、報告 避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急教育の再開・学用品の調達対応 避難所の生活の利便性の向上に関する業務 <p>C（2週間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園・小・中学校の再開 災害時保育園及び学校給食対応 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	<p>児童センター 学校保育係</p>	

新		旧		修正理由・備考		
<p>《住民支援部》</p> <p>【部長】 建設水道課長</p> <p>【副部長】 振興課長</p> <p>学校保育課長 生涯学習課長</p>	<p>《避難所班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被災状況の確認・報告 ・来館者等の安全確保及び避難誘導 ・主に学校教育施設以外の避難所の開設（学校保育課と開設要員調整） <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) ・社会福祉協議会、民間協力団体との連絡、調整 ・ボランティアの受け入れ対応(社協と連携) ・体育施設の被害状況の調査、災害時の使用(遺体安置所) <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の生活の利便性の向上に関する業務 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>公園・スポーツ係 生涯学習係</p>	<p>《住民支援部》</p> <p>【部長】 振興課長</p> <p>【副部長】 学校保育課長 生涯学習課長</p>	<p>《避難所班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被災状況の確認・報告 ・来館者等の安全確保及び避難誘導 ・主に学校教育施設以外の避難所の開設（学校保育課と開設要員調整） <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) ・社会福祉協議会、民間協力団体との連絡、調整 ・ボランティアの受け入れ対応(社協と連携) ・体育施設の被害状況の調査、災害時の使用(遺体安置所) <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の生活の利便性の向上に関する業務 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>公園・スポーツ係 生涯学習係</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、本町が大規模災害により大きな被害を被った場合には、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては応援要請ができないことが考えられるため、相互応援協定に基づき、必要に応じて先遣隊を派遣し、調査のうえ支援の必要性を判断することとする。</p> <p>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイ</p>			<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、本町が大規模災害により大きな被害を被った場合には、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては応援要請ができないことが考えられるため、相互応援協定に基づき、必要に応じて先遣隊を派遣し、調査のうえ支援の必要性を判断することとする。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する</p>			<p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考																				
<p>アウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 出動手続きの実施</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続きを行う。 (別記「ヘリコプター要請手続要領」を参照)</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>2 県警ヘリコプター</p> <p>災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A["危機管理部 (消防課・危機管理防災課)"] --> B["警察本部 (警備第二課)"] </pre> </div> <p>また、県公安委員会は必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A["県公安委員会"] -- 援助の要求 --> B["他の都道府県警察本部"] A -- 連絡 --> C["警察庁"] A -- 援助の要求 --> C </pre> </div> <p>3 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>災害時広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td style="color: red;">群馬県</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	<p>ものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 出動手続きの実施</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続きを行う。 (別記「ヘリコプター要請手続要領」を参照)</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>2 県警ヘリコプター</p> <p>災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A["危機管理部 (危機管理防災課)"] --> B["警察本部 (警備第二課)"] B --> C["(地域課)"] </pre> </div> <p>また、県公安委員会は必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A["県公安委員会"] -- 援助の要求 --> B["他の都道府県警察本部"] A -- 連絡 --> C["警察庁"] A -- 援助の要求 --> C </pre> </div> <p>3 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>災害時広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td style="color: red;">横浜市</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	<p>警察本部による修正</p> <p>国の「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の改正に伴う修正</p>
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県																		
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																		
東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県																		
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																		

新	旧	修正理由・備考																								
<p>イ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="302 361 1305 499"> <tr> <td>茨城県</td> <td>栃木県</td> <td>千葉市</td> <td>横浜市</td> <td>川崎市</td> <td>石川県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>静岡県</td> <td>三重県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都市</td> <td>大阪市</td> </tr> </table> <p>6 ドクターヘリ 重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、信州大学医学部附属病院又は長野厚生連佐久総合病院へドクターヘリの出動を要請する。</p>  <p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容 1 救助・救急活動 (1) 基本方針 消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが想定されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p>	茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	<p>イ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1519 407 2522 533"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>千葉市</td> <td>川崎市</td> <td>石川県</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>愛知県</td> <td>三重県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都市</td> <td>大阪市</td> </tr> </table> <p>6 ドクターヘリ 重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、信州大学医学部附属病院又は長野厚生連佐久総合病院へドクターヘリの出動を要請する。</p>  <p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容 1 救助・救急活動 (1) 基本方針 消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが想定されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p>	栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	<p>国の「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の改正に伴う修正</p> <p>組織名の修正</p>
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県																					
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																					
栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県																					
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																					

新	旧	修正理由・備考
<p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難所での生活環境整備</p> <p>災害時に、通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。</p> <p>また、要配慮者の状況に応じ、次の支援を行う。</p> <p>(ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行うものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>2 広域相互応援体制等の確立</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援を要請するとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。</p> <p>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>	<p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難受入れ活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 避難所での生活環境整備</p> <p>災害時に、通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。</p> <p>また、要配慮者の状況に応じ、次の支援を行う。</p> <p>(ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行うものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>2 広域相互応援体制等の確立</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援を要請するとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。</p> <p>職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味</p> <p>(イ) 避難指示</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める<u>地域の必要と認める</u>居住者等に対し発令される情報。居住者は危険な場所から全員避難する必要がある。とるべき避難行動は「立ち退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるかを確認したうえで、居住者自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難等の情報及び報告、通知等</p> <p>(ア) 町長及び消防機関の長の行う措置</p> <p>a 避難指示</p> <p>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</p> <p>なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される<u>地域</u></p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味</p> <p>(イ) 避難指示</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める居住者等に対し発令される情報。居住者は危険な場所から全員避難する必要がある。とるべき避難行動は「立ち退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるかを確認したうえで、居住者自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</p> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難等の情報及び報告、通知等</p> <p>(ア) 町長及び消防機関の長の行う措置</p> <p>a 避難指示</p> <p>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。</p> <p>なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される<u>場合</u></p>	<p>災害対策基本法の記載に合わせて修正</p> <p>国の災害基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(d) <u>国又は長野県と長野地方気象台</u>から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>4 避難所の開設、運営 (2) 実施計画 カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努めるものとする。 (カ) 避難所運営について専門性を有した<u>NPO等の</u>外部支援者 サ 指定避難所における感染症対策のため、<u>受付時の確認</u>、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 <u>ア</u> 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。 <u>イ</u> <u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第2 主な活動 1 保健師により被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を<u>とる</u>。 <u>さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。</u></p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (1) 基本方針</p>	<p>(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>4 避難所の開設、運営 (2) 実施計画 カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるよう努めるものとする。 (カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者 サ 指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 <u>町は</u>、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。 <u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第2 主な活動 1 保健師により被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の維持、向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (1) 基本方針</p>	<p>長野地方気象台による修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行と国の災害基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p> <p>国の災害基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>長野県歯科口腔保健推進条例の改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び<u>歯科衛生士</u>を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。</p> <p>また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続的に行い、避難所等の環境整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等を派遣する。</p> <p>このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携のうえ栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県と連携し、要医療者及び<u>慢性疾患患者</u>等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 被災地において感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p><u>また、池田町避難所運営マニュアル等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>加えて、<u>感染対策上の必要がある者</u>等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、<u>感染対策上の必要がある者</u>等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第25節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 町防災行政無線の通信施設の復旧活動、<u>疎通</u>維持を行う。</p> <p>3 NTT東日本は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を<u>行う</u>。</p>	<p>災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。</p> <p>また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続的に行い、避難所等の環境整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等を派遣する。</p> <p>このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携のうえ栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県と連携し、要医療者及び<u>慢性疾患患者</u>等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>加えて、<u>自宅療養者</u>等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第25節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 町防災行政無線の通信施設の復旧活動・<u>通信機能</u>維持を行う。</p> <p>3 NTT東日本は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信を確保<u>する</u>。</p>	<p>長野県歯科口腔保健推進条例の改正に伴う修正</p> <p>脱字の修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う修正</p> <p>避難所における感染症対策について追記</p> <p>国の災害基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(1) 基本方針 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。</p> <p>(2) 実施計画 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める<u>ものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ウ</u> 大雨等に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り土砂災害防止対策を行う。</p> <p><u>エ</u> ライフラインである交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。</p> <p><u>オ</u> 他の機関との連携により、複数の機関により分担して事業を実施することが適当と認められる場合には総合的な復旧事業の推進を図る。</p> <p><u>カ</u> 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。</p> <p><u>キ</u> 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助を受けて行う事業については、復旧事業計画を速やかに作成する。</p> <p><u>ク</u> 復旧事業に要する費用について補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、採択を受けるため速やかに災害査定を受けるよう努める。</p> <p><u>ケ</u> 特に、緊急に査定を受ける必要がある事業については、直ちに緊急査定が受けられるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(1) 基本方針 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。</p> <p>(2) 実施計画 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。</p> <p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ウ</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>エ</u> <u>(削除)</u> 県が行う活動のため削除</p> <p><u>オ</u> 大雨等に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り土砂災害防止対策を行う。</p> <p><u>カ</u> ライフラインである交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。</p> <p><u>キ</u> 他の機関との連携により、複数の機関により分担して事業を実施することが適当と認められる場合には総合的な復旧事業の推進を図る。</p> <p><u>ク</u> 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。</p> <p><u>ケ</u> 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助を受けて行う事業については、復旧事業計画を速やかに作成する。</p> <p><u>コ</u> 復旧事業に要する費用について補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、採択を受けるため速やかに災害査定を受けるよう努める。</p> <p><u>サ</u> 特に、緊急に査定を受ける必要がある事業については、直ちに緊急査定が受けられるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p>	<p>国の災害基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>県が行う活動のため削除</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>コ</u> 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入、介入の実態把握に努めるとともに、復旧、復興事業からの暴力団排除を徹底する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。</p> <p>また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居の措置をとる。</p> <p>さらに、町外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 災害復興住宅建設等補助金</p> <p>住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>イ 災害公営住宅</p> <p>被災地全域で500戸以上、若しくは、一市町村の区域内で200戸以上又は1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、<u>滅失した住宅の3割に相当する戸数を</u>目途に災害町営住宅の建設を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>ウ 既存の町営住宅の再建</p> <p>既存町営住宅が災害により、<u>滅失又は著しく損傷した場合には</u>、必要に応じ再建する<u>ものとする</u>。</p> <p>エ 町営住宅への優先入居</p> <p>災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、<u>被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置をとるものとする</u>。</p> <p>オ 町外の市町村に避難した被災者に対しても、<u>本町及び避難先の市町村が協力することにより</u>、必要な情報や支援・サービスを提供する<u>ものとする</u>。</p> <p>2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う<u>ものとする</u>。</p>	<p><u>シ</u> 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入、介入の実態把握に努めるとともに、復旧、復興事業からの暴力団排除を徹底する。</p> <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。</p> <p>また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居の措置をとる。</p> <p>さらに、町外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 災害復興住宅建設等補助金</p> <p>住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。</p> <p>イ 災害公営住宅</p> <p>被災地全域で500戸以上、若しくは、一市町村の区域内で200戸以上又は1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害町営住宅の建設を行う。</p> <p>ウ 既存の町営住宅の再建</p> <p>既存町営住宅が災害により滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。</p> <p>エ 町営住宅等への優先入居</p> <p>災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>オ 町外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村<u>と協力し</u>、必要な情報や支援、サービスを提供する。</p> <p>2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北アルプス地域振興局長へ報告する<u>ものとする</u>。</p> <p>ウ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する<u>ものとする</u>。</p> <p>エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する<u>ものとする</u>。</p> <p>カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う<u>ものとする</u>。</p>	<p>イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北アルプス地域振興局長へ報告する。</p> <p>ウ 被災者に対し申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。</p> <p>エ 被災者に対し被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。</p> <p>オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。</p> <p>カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。</p>	<p>文言の修正</p>

池田町地域防災計画

震災対策編

(令和5年10月修正)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 地震に強い都市構造の形成</p> <p>(ア) 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な<u>拠点と高規格道路等</u>のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、<u>強靱</u>で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>カ 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(オ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>(キ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>(ク) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>キ 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 地震に強い都市構造の形成</p> <p>(ア) 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>カ 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(オ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>(カ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>(キ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>オ 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">第29節 防災知識普及計画 (全部局)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ <u>消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つ行動知識等を養う。</p> <p>(ア) 防災知識一般</p> <p>(イ) 避難の際の留意事項</p> <p>(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>(エ) 具体的な危険箇所</p> <p>(オ) 要配慮者に対する配慮</p> <p>エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会等の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害の歴史の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p>また、<u>国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに</u>、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する</p>	<p>オ 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">第29節 防災知識普及計画 (全部局)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つ行動知識等を養う。</p> <p>(ア) 防災知識一般</p> <p>(イ) 避難の際の留意事項</p> <p>(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>(エ) 具体的な危険箇所</p> <p>(オ) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会等の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害の歴史の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>国土地理院との連携について記載</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p style="text-align: right;">(全部局)</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>町は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となっている者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統等</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) あらかじめ定められた「町地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の3において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p style="text-align: right;">(全部局)</p> <p>2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>町は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となっている者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統等</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) あらかじめ定められた「町地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の災害基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>誤字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。</p> <p>(4) 震度速報 震度3以上を<u>観測した場合に発表する</u>情報。 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの<u>検知時刻を速報</u>。</p> <p>(5) 地震情報（震源に関する情報） 震度3以上を<u>観測した場合に発表する</u>情報。<u>ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。</u> 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u></p> <p>(6) 地震情報（震源・震度に関する情報） 震度3以上を観測、津波警報・注意報を発表<u>または</u>若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する<u>場合に</u>発表する情報。 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度5弱以上と<u>考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u></p> <p>(7) 地震情報（その他の情報） 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の<u>震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u></p> <p>(8) 地震情報（各地の震度に関する情報） 震度1以上を観測した場合に発表する情報。 <u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> 震度5弱以上と<u>考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u> <u>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u></p> <p>(9) 地震情報（推計震度分布図）</p>	<p>災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。</p> <p>(2) 震度速報 震度3以上の<u>大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる</u>情報。 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの<u>発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。</u></p> <p>(3) 地震情報（震源に関する情報） 震度3以上の<u>地震が発生した場合に発表する</u>情報。 <u>地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。</u> ただし、津波警報・注意報を発表した<u>ときには、この情報は発表しない。</u></p> <p>(4) 地震情報（震源・震度に関する情報） 震度3以上を観測<u>した場合</u>、津波警報・注意報を発表<u>した場合</u>、若干の海面変動が予想される<u>場合</u>、緊急地震速報（警報）を発表<u>した場合</u>のいずれかに該当する<u>ときに</u>発表する情報。 <u>地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。</u> <u>また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。</u></p> <p>(5) 地震情報（その他の情報） 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の<u>回数を知らせる</u>情報。</p> <p>(6) 地震情報（各地の震度に関する情報） 震度1以上を観測した場合に発表する情報。 <u>地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。</u> <u>また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。</u></p> <p>(7) 地震情報（推計震度分布図）</p>	<p>見出し記号の修正 地震情報について、県が長野地方気象台に確認の上、表記を修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表</p> <p><u>(10) 長周期地震動に関する観測情報</u> <u>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</u> <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、<u>市町村</u>相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する<u>ものとする</u>。</p> <p>なお、本町が<u>被災した</u>場合に<u>あっては</u>、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないよう努めるとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合に<u>あっては</u>、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない<u>可能性があることから</u>、相互応援協定に<u>より</u>、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する<u>ものとする</u>。</p> <p>職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	<p>震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、<u>1 km</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表</p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、<u>地方公共団体</u>相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>なお、本町が<u>大規模災害により大きな被害を被った</u>場合には、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないよう努めるとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合に<u>あっては</u>、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては応援要請ができない<u>ことが考えられるため</u>、相互応援協定に<u>基づき</u>、必要に応じて先遣隊を派遣し、調査のうえ支援の必要性を判断する。</p> <p>職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	<p>地震情報について、県が長野地方気象台に確認の上、表記を修正</p> <p>長周期地震に関する観測情報について記載</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>新型コロナウイルスの5類移行に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設、運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者</p> <p>(イ) 町民</p> <p>(ウ) 自主防災組織</p> <p>(エ) 他の地方公共団体</p> <p>(オ) ボランティア</p> <p><u>(カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者</u></p> <p>サ 指定避難所における感染症対策のため、<u>受付時の確認</u>、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>チ 保育園、小・中学校における対策</p> <p>(ア) <u>町教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例(ア(エ)参照)に準じて、町の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ)</u> 保育園、小・中学校が避難所となった場合、学校等の長はできるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休日等の災害の発生に備え、あらかじめ開錠の方法や教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底する。また、学校等としての教育機能維持の観点から、避難所として使用させる場所について、あらかじめ優先順位等を決める。</p> <p><u>(ウ)</u> 学校等の長は、避難所の運営について、町の災害対策担当者(住民支援部教育班)が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確に定め、避難者の収容、保護に努める。</p> <p><u>(エ)</u> 児童・生徒等が在校時に災害が発生し、小・中学校等が地域の避難所となった場合、学校等の長は児童・生徒等と避難者との間の混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期すとともに、避難者と児童・生徒等の避難場所に区分を設ける。</p> <p style="text-align: center;">第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p style="text-align: right;"><u>(建設水道課)</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設、運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者</p> <p>(イ) 町民</p> <p>(ウ) 自主防災組織</p> <p>(エ) 他の地方公共団体</p> <p>(オ) ボランティア</p> <p>サ 指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>チ 保育園、小・中学校における対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ア)</u> 保育園、小・中学校が避難所となった場合、学校等の長はできるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休日等の災害の発生に備え、あらかじめ開錠の方法や教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底する。また、学校等としての教育機能維持の観点から、避難所として使用させる場所について、あらかじめ優先順位等を決める。</p> <p><u>(イ)</u> 学校等の長は、避難所の運営について、町の災害対策担当者(住民支援部教育班)が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確に定め、避難者の収容、保護に努める。</p> <p><u>(ウ)</u> 児童・生徒等が在校時に災害が発生し、小・中学校等が地域の避難所となった場合、学校等の長は児童・生徒等と避難者との間の混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期すとともに、避難者と児童・生徒等の避難場所に区分を設ける。</p> <p style="text-align: center;">第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p style="text-align: right;"><u>(振興課)</u></p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>新型コロナウイルスの5類移行に伴う修正</p> <p>風水害対策編に合わせて追加</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第1 目的 「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、<u>後発地震に備えるため</u>にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制</p> <p>第3 防災関係機関の体制</p> <p>3 南海トラフ<u>地震</u>臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制 各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。 また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第1 目的 「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制</p> <p>第3 防災関係機関の体制</p> <p>3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制 各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。 また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>本計画が南海トラフ沿いにおける地震等発生時の後発地震に備えるためのものであることを明記</p> <p>脱字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集伝達</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達 南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。</p> <p>1 伝達系統図</p> <pre> graph TD A[長野地方気象台] -- オンライン配信 --> B[県危機管理部] A -- 防災行政無線 FAX --> B B -- 報告 --> C[池田町総務課危機管理対策室] C -- 報告 --> D[町長] C -- 防災行政無線 町民メール等 --> E[住民等] C -- 庁内放送 --> F[各課(局)] F --- G[※勤務時間外は 庁内放送を行わな] </pre> <p>3 勤務時間外、休日の伝達要領 (3) 危機管理対策室職員は、速やかに登庁し、防災行政無線等により町住民へ伝達する。 なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各課（局）長を通じて配備職員の参集指示を伝達する。</p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達 町、県防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。 この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。</p> <p>(1) 広報内容 イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集伝達</p> <p>第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達 南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。</p> <p>1 伝達系統図</p> <pre> graph TD A[長野地方気象台] -- 防災行政無線 FAX --> B[県危機管理部] B -- 報告 --> C[池田町総務課危機管理対策室] C -- 報告 --> D[町長] C -- 防災行政無線 町民メール等 --> E[住民等] C -- 庁内放送 --> F[各課(局)] F --- G[※勤務時間外は 庁内放送を行わな] </pre> <p>3 勤務時間外、休日の伝達要領 (3) 危機管理対策室職員は、速やかに登庁し、防災行政無線等により町住民へ伝達する。 なお、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各課（局）長を通じて配備職員の参集指示を伝達する。</p> <p>第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達 町、県防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。 この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 広報計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。</p> <p>(1) 広報内容 イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等</p>	<p>脱字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容</p> <p><u>(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応</u> <u>日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等</u></p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</p> <p><u>(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応</u> <u>日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等</u></p> <p><u>(参考)</u> <u>県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて</u></p> <p><u>県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間</u> <u>※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。</u></p> <p><u>※「一定期間」の目安</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間</u> <u>・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間</u> <u>・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間</u> <p><u>ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）</u></p> <p><u>臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。</u> <u>○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。</u> <p><u>・土砂災害に対する防災対応</u> <u>土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。</u></p>	<p>(ア) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容 <u>(新規)</u></p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等 <u>(新規)</u></p>	<p>脱字の修正</p> <p>国のガイドラインを踏まえ、後発地震に備えるための基本的な防災対応を追記</p> <p>広域計画に関連し、臨時情報発表時の住民、企業等へ防災対応の呼びかけを整理の上、記載。</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応</u> <u>耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。</u></p> <p><u>イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）</u> <u>推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。</u></p> <p><u>ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）</u> <u>住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。</u></p> <p><u>エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）</u> <u>日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。</u> <u>そのため、以下の対策を行う。</u></p> <p><u>※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。</u></p> <p><u>※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。</u></p> <p><u>※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 避難対策等</p> <p>第2 地域住民等の避難行動等</p> <p>1 土砂災害に対する避難行動等</p> <p>町は、南海トラフ<u>地震</u>臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する町民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</p> <p>また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策等</p> <p>第2 地域住民等の避難行動等</p> <p>1 土砂災害に対する避難行動等</p> <p>町は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する町民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</p> <p>また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。</p>	<p>広域計画に関連し、臨時情報発表時の住民、企業等へ防災対応の呼びかけを整理の上、記載。</p> <p>脱字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第9節 防災関係機関のとりべき措置</p> <p>第1 基本方針 防災関係機関は、南海トラフ<u>地震</u>臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 <u>県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。</u> <u>なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。</u></p> <p>(1) 防災上重要な施設に関する対策 <u>町及び県は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害 応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えとともに、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>ア 道路等（橋梁、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設水道課】 <u>危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。</u></p> <p>イ 用水路【土地改良区等】 <u>施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。</u></p> <p>ウ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】 <u>非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。</u></p> <p>(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策【生涯学習課等】 <u>学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、美術館、図書館等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・入場者等への情報伝達</u> <u>・入場者等の安全確保のための退避等の措置</u> <u>・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置</u> <u>・出火防止措置</u> 	<p style="text-align: center;">第9節 防災関係機関のとりべき措置</p> <p>第1 基本方針 防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>(1) 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、町及び県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</p> <p>(2) 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、町及び県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。</p>	<p>脱字の修正</p> <p>(1)アに移設</p> <p>県・市町村・各施設管理者の後発地震に備えるための施設（防災上重要な施設、多数の者が出入りする施設等）に係る対策を具体的に記載</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>・水、食料等の備蓄</u> <u>・消防設備の点検、整備</u> <u>・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備</u> <u>また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 保育園、小・中学校等【学校保育課】</u> <u>児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。</u></p> <p><u>イ 社会福祉施設【健康福祉課】</u> <u>重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。</u></p> <p><u>ウ 上下水道施設【建設水道課】</u> <u>処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。</u></p> <p><u>(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】</u> <u>後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。</u></p> <p>(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。</p>	<p>(3) <u>町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。</p> <p>(5) <u>防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>県・市町村・各施設管理者の後発地震に備えるための施設（防災上重要な施設、多数の者が出入りする施設等）に係る対策を具体的に記載</p> <p>(2)に移設</p> <p>(3)に移設</p>
<p style="text-align: center;">第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町及び県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</p> <p>また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</p> <p>そのため、町及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めると</p>	<p style="text-align: center;">第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町及び県は、南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</p> <p>また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</p> <p>そのため、町及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めると</p>	<p>脱字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>ともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。</p>	<p>ともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。</p>	

池田町地域防災計画

雪害対策編

(令和5年10月修正)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり (全部局)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い地域づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 町、県及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。</u></p> <p><u>エ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。</u></p> <p><u>オ 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。</u></p> <p><u>カ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。</u></p> <p><u>キ 降雪期を前に、関係課長等で構成する「雪対策会議」を開催し、積雪・除雪時の対応を協議するものとする。</u></p> <p>11 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、町民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり (全部局)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強い地域づくり</p> <p>(2) 実施計画 <u>(新設)</u></p> <p>ア 雪害に強い町域の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。</p> <p>イ 雪崩による災害を防止するため施設等の整備を進めるとともに、雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。</p> <p>ウ 積雪寒冷度が特に甚だしい地域で、道路交通の確保が必要と認められた道路において、防雪施設の整備並びに路盤改良の整備等を行う。</p> <p>エ 除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を実施する。</p> <p>オ 降雪期を前に、関係課長等で構成する「雪対策会議」を開催し、積雪・除雪時の対応を協議する。</p> <p>カ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。</p> <p>11 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 降積雪時の適切な活動について、<u>県の計画を参考に、町民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により雪崩危険箇所等の周知を図る。</u></p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。</u></p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える<u>ものとする。</u></p>	<p>また、自主的な除雪が困難な高齢者世帯等の除雪を、地域で連携して支援する体制を整える。</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

池田町地域防災計画

原子力災害対策編

(令和5年10月修正)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p style="text-align: center;">第4節 モニタリング等</p> <p>2 <u>放射性物質</u>濃度の測定 必要に応じて<u>放射性物質</u>濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導 (2) 内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置をとる。 オ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 なお、「原子力災害対策指針（最新改定日<u>令和4年7月6日</u>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>2 広域避難活動 <u>(4) 町及び県は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p style="text-align: center;">第4節 モニタリング等</p> <p>2 <u>放射能</u>濃度の測定 必要に応じて<u>放射能</u>濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 屋内退避及び避難誘導 (2) 内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において町民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置をとる。 オ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 なお、「原子力災害対策指針（最新改定日<u>令和3年7月21日</u>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>2 広域避難活動 <u>(新設)</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>新型コロナウイルスの5類移行に伴う修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 (1) 放射性ヨウ素</p> <table border="1" data-bbox="222 409 1305 682"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素の基準値	飲料水	300ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム	<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 (1) 放射性ヨウ素</p> <table border="1" data-bbox="1439 409 2522 682"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素の基準値	飲料水	300ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム	<p>時点修正</p>
対 象	放射性ヨウ素の基準値																	
飲料水	300ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム																	
対 象	放射性ヨウ素の基準値																	
飲料水	300ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム																	

池田町地域防災計画

火山災害対策編

(令和5年10月修正)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強いまちづくり (全部局)</p> <p>第2 計画の内容 2 計画の内容 (1) 火山災害に強いまちづくり ウ <u>道路防災対策等</u>を通じて、<u>強靱</u>で信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制 (総務課・振興課)</p> <p>第3 計画の内容 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 オ 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">第4節 活動体制<u>計画</u> (総務課、振興課)</p> <p>第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (1) 現状及び課題 災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。 また、<u>再生可能エネルギー等</u>の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。 さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強いまちづくり (全部局)</p> <p>第2 計画の内容 2 計画の内容 (1) 火山災害に強いまちづくり ウ <u>道路情報ネットワークシステム等</u>を通じて<u>安全性</u>、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制 (総務課・振興課)</p> <p>第3 計画の内容 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 オ 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">第4節 活動体制 (総務課、振興課)</p> <p>第3 計画の内容 3 防災中枢機能等の確保 (1) 現状及び課題 災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。 また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。 さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正</p>

池田町地域防災計画

資料編

(令和5年10月修正)

新旧対照表

新										旧										修正理由・備考					
02 災害直前対策										02 災害直前対策															
資料 02-2 警報等の指定河川										資料 02-2 警報等の指定河川															
1 国が指定する水防警報河川 水防警報の対象となる水位観測所										1 国が指定する水防警報河川 水防警報の対象となる水位観測所										国の災害基本計画及び県の地域防災計画に合わせて修正					
河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	対象水防管理団体	関係建設事務所		河川名	観測所名	位置	指定水位	警戒水位	危険水位	計画高水位	対象水防管理団体	関係建設事務所							
犀川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.5m	3.3m	4.8m	7.47m	安曇野市生坂村長野市	松本安曇野大町長野		犀川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.5m	3.3m	4.4m	7.47m	安曇野市生坂村長野市	松本大町長野							
2 <u>県が行う水位情報の通知（水位情報周知河川）</u> 水防警報を行う河川名及びその区域、対象となる水位観測所										2 県が指定する水防警報河川 水防警報を行う河川名及びその区域、対象となる水位観測所										県の地域防災計画に合わせて修正					
河川名	区域 自 至		対象水位観測所 名称 位置				水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	対象水防管理団体	水防警報発表責任者	河川名	区域 自 至		対象水位観測所 名称 位置					水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	対象水防管理団体
高瀬川	大町市大町(高瀬上橋)	安曇野市明科七貴(犀川合流点)	十日市場	安曇野市穂高北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m		大町市池田町松川村安曇野市	大町建設事務所長		高瀬川	大町市大町(高瀬橋)	安曇野市明科七貴(犀川合流点)	十日町市場	安曇野市穂高北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m		大町市池田町松川村安曇野市	大町建設事務所長	
(削除)										3 県が行う水位情報の通知（水位情報周知河川）															
河川名	区域 自 至		名称		位置		特別警戒水位		関係水防管理団体	水位情報通知者	河川名	区域 自 至		名称		位置		特別警戒水位		関係水防管理団体	水位情報通知者				
高瀬川	大町市大町(高瀬橋)	安曇野市明科七貴(犀川合流点)	十日町市場	安曇野市北穂高	2.8m				大町市池田町松川村安曇野市	大町建設事務所長	高瀬川	大町市大町(高瀬橋)	安曇野市明科七貴(犀川合流点)	十日町市場	安曇野市北穂高	2.8m				大町市池田町松川村安曇野市	大町建設事務所長				

新		旧	修正理由・備考
04 活動体制関係		04 活動体制関係	
資料 04-3 災害対策本部の事務分掌及び非常時優先業務		資料 04-3 災害対策本部の事務分掌及び非常時優先業務	
部	業務開始目標時間 事務分掌	部	業務開始目標時間 事務分掌
≪本部≫ 【本部長】 町長 【副本部長】 副町長 【指令者】 危機管理対策室長 (報道責任者) 【本部員】	≪災害対策本部≫ S (3時間以内) ・災害対策本部の設置、運営 ・初動体制の確立 ・消防団、消防本部の状況確認、情報収集及び連絡調整 ・被害情報の報告を受けて各部への指示 ・高齢者等避難、避難指示等の発令 ・避難所の開設依頼、指示 ・応援要請の判断(必要な場合、県へ自衛隊等の応援要請、消防本部へ緊急消防援助隊、県内相互応援隊の要請) ・日赤分区及び赤十字奉仕団の状況確認 A (1日以内) ・災害情報の整理、調整 ・市町村行政機能チェックリスト、災害概況報による報告 ・避難所運営の調整(要請物資等) B (3日以内) ・災害救助法適用の申請 ・動員職員の確保、確認 C(2週間以内) ・罹災証明の発行 ・池田町防災会議との連絡調整 E (1か月以降) ・緊急性の無い通常業務	≪本部≫ 【本部長】 町長 【副本部長】 副町長 【指令者】 危機管理対策室長 (報道責任者) 【本部員】	≪災害対策本部≫ S (3時間以内) ・災害対策本部の設置、運営 ・初動体制の確立 ・消防団、消防本部の状況確認、情報収集及び連絡調整 ・被害情報の報告を受けて各部への指示 ・高齢者等避難、避難指示等の発令 ・避難所の開設依頼、指示 ・応援要請の判断(必要な場合、県へ自衛隊等の応援要請、消防本部へ緊急消防援助隊、県内相互応援隊の要請) ・日赤分区及び赤十字奉仕団の状況確認 A (1日以内) ・災害情報の整理、調整 ・市町村行政機能チェックリスト、災害概況報による報告 ・避難所運営の調整(要請物資等) B (3日以内) ・災害救助法適用の申請 ・動員職員の確保、確認 C(2週間以内) ・罹災証明の発行 ・池田町防災会議との連絡調整 E (1か月以降) ・緊急性の無い通常業務
	危機管理対策室		危機管理対策室

新			旧			修正理由・備考
<p>《総務部》</p> <p>【部長】 総務課長 <small>(指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行)</small></p> <p>【副部長】 議会事務局長 総務係長</p>	<p>《総務班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の被災状況確認、応急措置 ・職員の安否確認と職員体制の確保 ・緊急情報、災害情報の受付(電話、駆け込み等) ・防災行政無線、消防無線、県衛星系防災行政無線、衛星携帯電話及び臨時災害FM放送局の応急対策 ・防災行政無線での緊急情報の発信 ・防災情報システム等通信の確保、維持及び運営 ・交通安全の確保、規制、調整 <p>A (1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務データの保持(個人情報、重要文書の確保及びデータバックアップ確認) ・住民基本台帳ネットワークシステム等業務システムの再開 ・車両配車業務 ・所管施設の点検 ・町長、副町長の業務に関すること(日程調整、渉外) ・OA機器、電話等管理業務 ・宿、日直業務員の確保 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web等での災害広報の実施 ・議会の招集 ・文書收受、発送業務 ・警察、防犯協会とQ連携、災害に伴う犯罪防止に関する協議 ・設備、備品等の維持、管理 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	総務係	<p>《総務部》</p> <p>【部長】 総務課長 <small>(指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行)</small></p> <p>【副部長】 議会事務局長 総務係長</p>	<p>《総務班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の被災状況確認、応急措置 ・職員の安否確認と職員体制の確保 ・緊急情報、災害情報の受付(電話、駆け込み等) ・防災行政無線、消防無線、県衛星系防災行政無線、衛星携帯電話及び臨時災害FM放送局の応急対策 ・防災行政無線での緊急情報の発信 ・情報システム等通信の確保、維持及び運営 ・交通安全の確保、規制、調整 <p>A (1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務データの保持(個人情報、重要文書の確保及びデータバックアップ確認) ・住基等業務システムの再開 ・車両配車業務 ・所管施設の点検 ・町長、副町長の業務に関すること(日程調整、渉外) ・文書機器、電話等管理業務 ・宿、日直業務員の確保 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web等での災害広報の実施 ・議会の招集 ・文書收受、発送業務 ・警察、防犯協会と連携、災害に伴う犯罪防止に関する協議 ・設備、備品等の維持、管理 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	総務係	名称の修正
	<p>《議会班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・議員からの被害情報の把握 ・議会災害警戒支援室との連絡調整 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場等施設の応急対策 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	議会事務局		<p>《議会班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・議員からの被害情報の把握 ・議会災害警戒支援室との連絡調整 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場等施設の応急対策 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	議会事務局	文言の修正

新			旧			修正理由・備考
<p>《総務部》</p> <p>【部長】 総務課長 <small>(指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行)</small></p> <p>【副部長】 議会事務局長 総務係長</p>	<p>《住民広報・受援班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、町登録制メール、yahoo!防災速報及び公式ツイッターの緊急情報、災害状況の発信・職員参集安否確認メールの配信 ・協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） <p>A (1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種応援隊(行政職員)等からの人的支援受入 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の再建に関する相談業務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>移住定住係 企画係</p>	<p>《総務部》</p> <p>【部長】 総務課長 <small>(指令者が危機管理対策室長のため兼務の場合は副部長が代行)</small></p> <p>【副部長】 議会事務局長 総務係長</p>	<p>《政策・受援班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、町登録制メール、yahoo!防災情報及び公式ツイッターの緊急情報、災害状況の発信・職員参集安否確認メールの配信 ・協定団体、各種民間協力団体との状況確認、連絡調整 ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） <p>A (1日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種応援隊(行政職員、協定締結団体〈医療、建設関係団体除く〉)等からの人的支援要請及び連絡調整 <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種応援隊(行政職員)等からの人的支援受入 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の再建に関する相談業務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>移住定住係 企画係</p>	<p>班名の変更 名称の修正</p>
	<p>《財政班》</p> <p>S (3時間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・被害情報等を本部へ報告（総務班、報道対応班との連携） <p>B (3日以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係費用の支出見積り、復旧費用の概算算定 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画の策定 ・災害復旧関連工事等の契約 ・財政計画及び予算執行計画 <p>D (1か月以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約及び委託契約事務 <p>E (1か月以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>財政係</p>		<p>班名の変更</p>		

新			旧			修正理由・備考
<p>《物資部》</p> <p>【部長】 会計課長</p>	<p>《物資班》</p> <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助用物資及び義援物資の受入対応、提供調整 ・非常食、飲料その他物品の調達 ・衣服、寝具その他生活必需品等の調達 ・指定金融機関等の状況把握 ・応急対策経費の出納 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金及び義援物資の配分 ・災害見舞金及び災害弔慰金、災害援護資金の手続き ・出納、会計及び審査事務 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>会計課</p>	<p>《物資部》</p> <p>【部長】 会計課長</p>	<p>《物資班》</p> <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助用物資及び義援物資の受入対応、提供調整 ・非常食、水その他物品の調達 ・衣服、寝具その他生活必需品等の調達 ・指定金融機関等状況把握 ・応急対策経費の出納 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金及び義援物資の配分 ・災害見舞金及び災害弔慰金、災害援護資金の手続き ・出納、会計及び審査事務 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>会計課</p>	<p>文言の合封性</p>
<p>《情報部》</p> <p>【部長】 住民課長</p>	<p>《報道対応班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導 ・被害報告、災害報告の収集とりまとめ ・報道機関との連絡、調整 ・災害広報の実施 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可、葬祭場の利用許可証の発行 ・被災者台帳作成事務(マイナンバー利用) <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍関係、住民基本台帳関係事務 ・災害に係る公文書の收受 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>住民係</p>	<p>《情報部》</p> <p>【部長】 住民課長</p>	<p>《広報班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導 ・被害報告、災害報告の収集とりまとめ ・報道機関との連絡、調整 ・災害広報の実施 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可、葬祭場の利用許可証の発行 ・被災者台帳作成事務(マイナンバー利用) <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍関係、住民基本台帳関係事務 ・災害に係る公文書の收受 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>住民係</p>	<p>班名の変更</p>

新		旧		修正理由・備考	
<p>《情報部》</p> <p>【部長】 住民課長</p>	<p>《情報入力班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者、一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格の取得、喪失、減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用、免除、相談等に関する事務 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>保険医療係</p>	<p>《情報分析班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・地震及び気象情報の収集 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者、一般町民の消費者相談窓口 ・国民健康保険資格取得、喪失、減免手続き ・後期高齢者医療保険（被保険者証等の発行） ・国民年金の適用、免除、相談等に関する事務 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険給付事業等 ・後期高齢者医療保険料の納付相談 ・福祉医療特別給付金の給付 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>保険医療係</p>	<p>班名の変更</p>
	<p>《税務班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・各部、各班からの被害情報の整理、状況把握図の作成 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税証明の発行 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被災調査、認定及び台帳作成 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険（保険税の納付相談） ・被害に伴う税の減免対応 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 		<p>課税係</p>		
	<p>《情報部》</p> <p>【部長】 住民課長</p>		<p>《税務班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報、災害情報の受付（電話、駆け込み等） ・防災情報システム(Lアラート)入力、発信 ・県、国及び各種機関との情報共有（被害情報、資源情報等） ・各部、各班からの被害情報の整理、状況把握図の作成 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税証明の発行 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被災調査、認定及び台帳作成 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険（保険税の納付相談） ・被害に伴う税の減免対応 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>課税係</p>	

新			旧			修正理由・備考
<p>《救援部》</p> <p>【部長】 健康福祉課長</p>	<p>《救護班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県保健福祉部、医師会等団体との連絡調整 ・医薬品、医療器具、衛生・救護資材等の状況把握、管理及び確保 ・被災者の医療・救護（医療救護所の設置） <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大北地域包括医療大規模災害医療救護計画による連携、調整 ・医薬品及び医療用資器材の調達、要請(避難施設からの要請) ・医療関係者への動員要請、協定に基づく応援要請 ・避難所等での感染症予防、環境整備に関すること <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者、非被災者の保健衛生に関すること ・感染症予防に関すること <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健事業に関すること（被災者、一般町民の健康相談等） ・献血に関すること ・予防接種に関すること ・特定健診、各種がん検診等、健康相談、保健指導等 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>健康増進係</p>	<p>《救援部》</p> <p>【部長】 健康福祉課長</p>	<p>《救護班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県保健福祉部、医師会等団体との連絡調整 ・医薬品、医療器具、衛生・救護資材等の状況把握、管理及び確保 ・被災者の医療・救護（医療救護所の設置） <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大北地域包括医療大規模災害医療救護計画による連携、調整 ・医薬品及び医療用資器材の調達、要請(避難施設からの要請) ・医療関係者への動員要請、協定に基づく応援要請 ・避難所等での感染症予防、環境整備に関すること <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者、非被災者の保健衛生に関すること ・感染症予防に関すること <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健事業に関すること（被災者、一般町民の健康相談等） ・献血に関すること ・予防接種に関すること ・特定健診、各種がん検診等、健康相談、保健指導等 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>健康増進係</p>	

新		旧		修正理由・備考
<p>《健康福祉班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 ・社会福祉協議会、介護支援センター等との連絡調整 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所、生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区及び赤十字奉仕団の連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域での保健衛生活動の支援 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>《救援部》</p> <p>【部長】 健康福祉課長</p> <p>地域包括支援センター 福祉係 多世代相談センター</p>	<p>《健康福祉班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の状況把握、安否確認、対応 ・社会福祉施設の被害状況確認、対応 ・福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導 ・社会福祉協議会、介護支援センター等との連絡調整 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設(福祉避難所マニュアルによる) ・町民の健康保持、保健活動、相談業務 ・妊産婦、乳幼児保健に関すること ・短期入所、生活管理指導短期宿泊に関すること ・日赤分区及び赤十字奉仕団の連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の発災後の相談支援業務 ・養護老人ホーム等入所措置 ・子育て支援所管施設の運営体制確認・運営 <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等に、日常生活のための用具を給付 ・障害者の補装具の交付や修理 ・子育て支援各種サービスの提供開始 <p>D（1か月以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域での保健衛生活動の支援 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	<p>《救援部》</p> <p>【部長】 健康福祉課長</p> <p>地域包括支援センター 福祉係 多世代相談センター</p>	

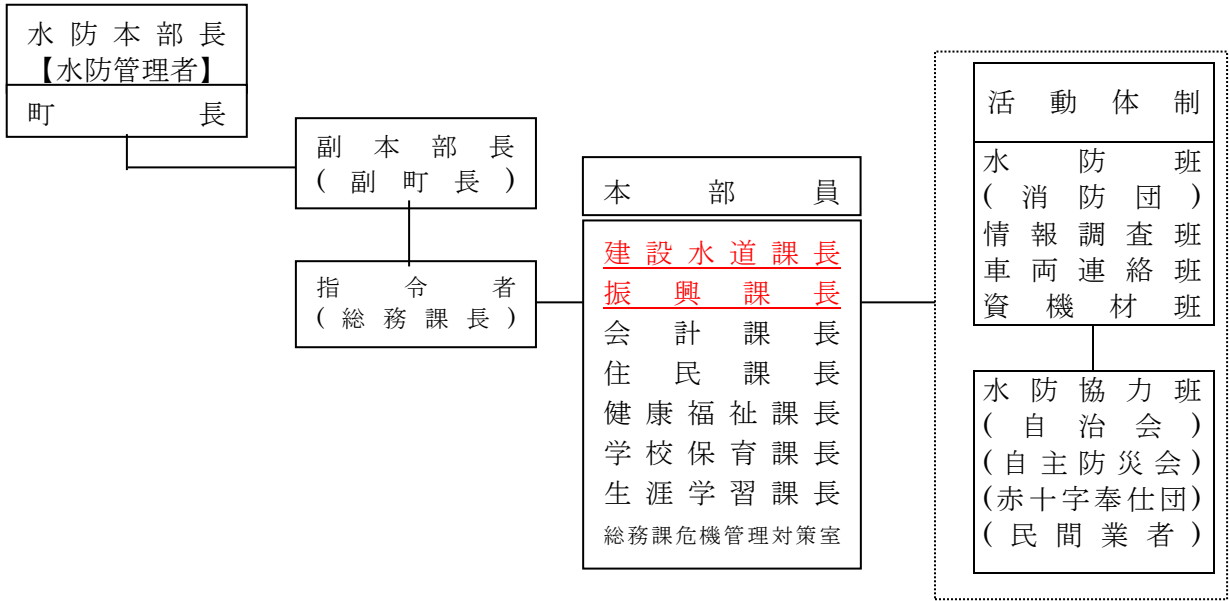
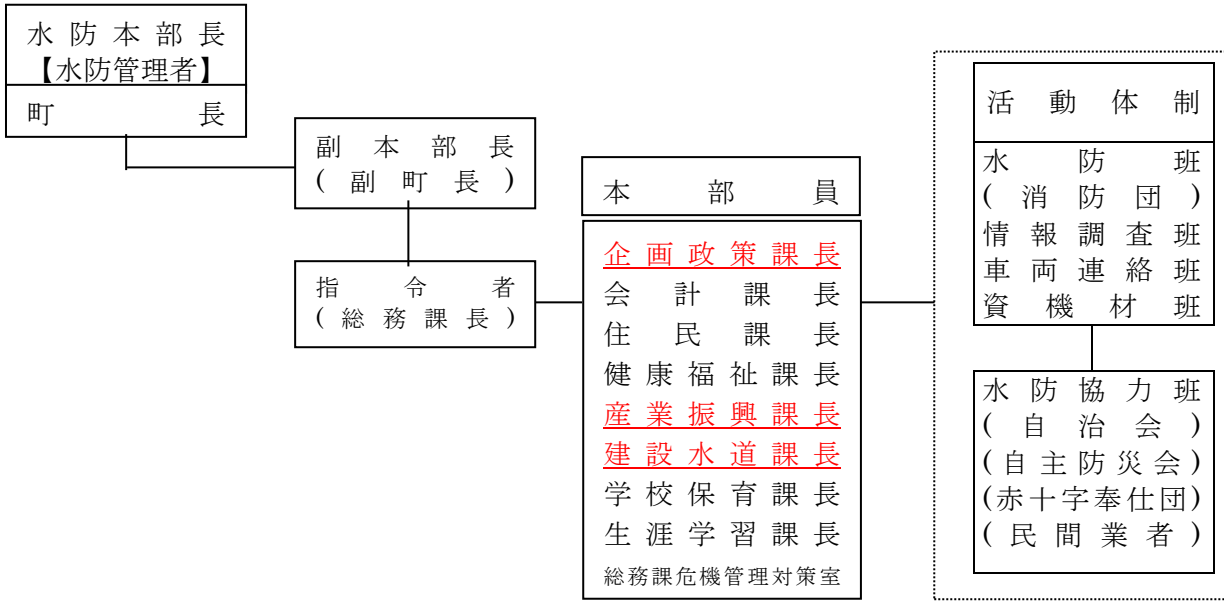
新			旧			修正理由・備考
<p>《衛生班》</p> <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬施設等の被害状況の把握、復旧 検視・遺体安置所の設置(遺体の収容、引き渡し) 埋火葬の情報提供 し尿、雑排水の処理 防疫処理の実施 化学物質や危険物流出対策 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の調査、処分計画方針調整、一時集積場の選定 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請 廃棄物の収集運搬、処分に関する周知、広報 ごみ焼却、可燃ごみ・金属ごみ・粗大ごみの相談 公衆トイレ管理（所管4箇所） <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営バス運行業務 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	環境係		<p>《衛生班》</p> <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬施設等の被害状況の把握、復旧 検視・遺体安置所の設置(遺体の収容、引き渡し) 埋火葬の情報提供 し尿、雑排水の処理 防疫処理の実施 化学物質や危険物流出対策 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の調査、処分計画方針調整、一時集積場の選定 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請 廃棄物の収集運搬、処分に関する周知、広報 ごみ焼却、可燃ごみ・金属ごみ・粗大ごみの相談 公衆トイレ管理（所管4箇所） <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営バス運行業務 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	環境係		
<p>《建設班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被害状況の把握、報告等 河川施設の被害状況の把握、報告等 <u>農地・林地、農業用施設の被害状況の把握、報告等</u> 道路交通施設の被害状況の把握、報告等 <u>各部、各班からの被害情報の整理、状況把握図の作成</u> <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の対策、仮設トイレの手配 町営住宅の被害状況の把握、応急復旧対応(県への報告) 土木施設応急復旧対策(県への報告) <u>農地・林地、農業用施設等の応急復旧対策</u> <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅等の災害用地の確保協力 土木施設、町営住宅等の維持管理 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配 被害状況図作成 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	耕地林務係 建設係		<p>《建設班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被害状況の把握、報告等 河川施設の被害状況の把握、報告等 道路交通施設の被害状況の把握、報告等 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の対策、仮設トイレの手配 町営住宅の被害状況の把握、応急復旧対応(県への報告) 土木施設応急復旧対策(県への報告) <p>C(2週間以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅等の災害用地の確保協力 土木施設、町営住宅等の維持管理 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配 被害状況図作成 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性の無い通常業務 	建設係	組織改正に伴う修正	

新			旧			修正理由・備考
<p>《住民支援部》</p> <p>【部長】 建設水道課長</p> <p>【副部長】 振興課長</p> <p>学校保育課長 生涯学習課長</p>	<p>《水道班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設、下水道施設、水処理センター等の被害状況の把握 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の状況の把握、対策、供給業務 ・協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設、下水道施設、高瀬川浄水苑の応急対応 ・施設の維持管理 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	水道係	<p>《住民支援部》</p> <p>【部長】 振興課長</p> <p>【副部長】 学校保育課長 生涯学習課長</p>	<p>《水道班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設、下水道施設、水処理センター等の被害状況の把握 <p>A（1日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の状況の把握、対策、供給業務 ・協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設、下水道施設、高瀬川浄水苑の応急対応 ・施設の維持管理 <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	水道係	<p>班名の変更 組織名の修正</p>
	<p>《産業支援班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設等の被害情報収集 ・農畜産物の被害状況の情報収集 ・農業関係団体の被害状況の確認、連絡調整 ・観光施設林地等の被害状況の情報収集 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所等関係機関との連絡調整、状況把握 ・観光施設等の保全及び応急対策 ・農業用施設等の応急対策 ・農畜産物及び水産物等の被害応急対策 ・農業関係団体の被害応急対策 <p>C（2週間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業融資制度の斡旋 ・観光資源の保護及び整備に関すること ・所管する観光施設に関すること ・町民の応急復旧資材の手配 ・災害状況に応じて、町農技連による現地指導等対策 ・各種団体等の連絡調整(対応策等) <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	商工 観光係 農政係		<p>《経済班》</p> <p>S（3時間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設等の被害情報収集 ・農畜産物の被害状況の情報収集 ・農業関係団体の被害状況の確認、連絡調整 ・観光施設林地等の被害状況の情報収集 <p>B（3日以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所等関係機関との連絡調整、状況把握 ・観光施設等の保全及び応急対策 ・農業用施設等の応急対策 ・農畜産物及び水産物等の被害応急対策 ・農業関係団体の被害応急対策 <p>C（2週間以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業融資制度の斡旋 ・観光資源の保護及び整備に関すること ・所管する観光施設に関すること ・町民の応急復旧資材の手配 ・災害状況に応じて、町農技連による現地指導等対策 ・各種団体等の連絡調整(対応策等) <p>E（1か月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の無い通常業務 	商工 観光係 農政係	

新			旧			修正理由・備考
《住民支援部》 【部長】 <u>建設水道課長</u> 【副部長】 <u>振興課長</u> 学校保育課長 生涯学習課長	《教育・避難所班》 S（3時間以内） ・園児・児童、生徒等の避難誘導、安否確保、保護者への連絡 ・保育園・学校教育施設の被害状況確認、応急対応 ・主に保育園・学校教育施設の避難所の開設（生涯学習課と開設要員調整） A（1日以内） ・文化財の被害確認、報告 ・避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) B（3日以内） ・応急教育の再開・学用品の調達対応 ・避難所の生活の利便性の向上に関する業務 C(2週間以内) ・保育園・小・中学校の再開 ・災害時保育園及び学校給食対応 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	児童センター 学校保育係	《住民支援部》 【部長】 <u>振興課長</u> 【副部長】 学校保育課長 生涯学習課長	《教育・避難所班》 S（3時間以内） ・園児・児童、生徒等の避難誘導、安否確保、保護者への連絡 ・保育園・学校教育施設の被害状況確認、応急対応 ・主に保育園・学校教育施設の避難所の開設（生涯学習課と開設要員調整） A（1日以内） ・文化財の被害確認、報告 ・避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) B（3日以内） ・応急教育の再開・学用品の調達対応 ・避難所の生活の利便性の向上に関する業務 C(2週間以内) ・保育園・小・中学校の再開 ・災害時保育園及び学校給食対応 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	児童センター 学校保育係	組織名の修正
	《避難所班》 S（3時間以内） ・所管施設の被災状況の確認・報告 ・来館者等の安全確保及び避難誘導 ・主に学校教育施設以外の避難所の開設（学校保育課と開設要員調整） A（1日以内） ・避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) ・社会福祉協議会、民間協力団体との連絡、調整 ・ボランティアの受け入れ対応(社協と連携) ・体育施設の被害状況の調査、災害時の使用(遺体安置所) B（3日以内） ・避難所の生活の利便性の向上に関する業務 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	公園・スポーツ係 生涯学習係		《避難所班》 S（3時間以内） ・所管施設の被災状況の確認・報告 ・来館者等の安全確保及び避難誘導 ・主に学校教育施設以外の避難所の開設（学校保育課と開設要員調整） A（1日以内） ・避難者名簿の作成(各避難所で作成したものの把握) ・社会福祉協議会、民間協力団体との連絡、調整 ・ボランティアの受け入れ対応(社協と連携) ・体育施設の被害状況の調査、災害時の使用(遺体安置所) B（3日以内） ・避難所の生活の利便性の向上に関する業務 E（1か月以降） ・緊急性の無い通常業務	公園・スポーツ係 生涯学習係	

新	旧	修正理由・備考																																																																																																																												
<p>07 消防・水防関係</p> <p>資料 07-1 町の現有消防力 1 池田町消防団の組織概要</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年度 池田町消防団の組織概要 令和5年4月11日状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>団員数</td><td>条例定数</td><td>230人</td></tr> <tr><td></td><td>実員数</td><td>202人</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>性別</td><td>男性</td><td>199人</td></tr> <tr><td></td><td>女性</td><td>3人</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="7">就業形態 (内訳)</td><td>被雇用者</td><td>人</td></tr> <tr><td>自営業者</td><td>人</td></tr> <tr><td>家族従業者</td><td>人</td></tr> <tr><td>学生</td><td>人</td></tr> <tr><td> 大学生</td><td>人</td></tr> <tr><td> 専門学校生</td><td>人</td></tr> <tr><td>その他</td><td>人</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="7">階級別</td><td>団長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2人</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>10人</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>6人</td></tr> <tr><td>部長</td><td>12人</td></tr> <tr><td>班長</td><td>32人</td></tr> <tr><td>団員</td><td>139人</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="4">ポンプ</td><td>ポンプ自動車</td><td>5台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ付積載車</td><td>12台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>21台</td></tr> <tr><td>手引動力ポンプ</td><td>0台</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="5">無線機</td><td>車載用無線機</td><td>18台</td></tr> <tr><td>携帯用無線機</td><td>27台</td></tr> <tr><td>簡易無線機</td><td>0台</td></tr> <tr><td>トランシーバー</td><td>2台</td></tr> <tr><td>無線受令機</td><td>1台</td></tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">本 部</p> <p style="text-align: center;">本部6人 ※主任除く 新入団員 5名 退職団員 24名</p> <p style="text-align: center;">※ ラップパ隊、救護隊、バイク隊員は各出身分団の人数に計上</p> </div>	団員数	条例定数	230人		実員数	202人	性別	男性	199人		女性	3人	就業形態 (内訳)	被雇用者	人	自営業者	人	家族従業者	人	学生	人	大学生	人	専門学校生	人	その他	人	階級別	団長	1人	副団長	2人	分団長	10人	副分団長	6人	部長	12人	班長	32人	団員	139人	ポンプ	ポンプ自動車	5台	小型動力ポンプ付積載車	12台	小型動力ポンプ	21台	手引動力ポンプ	0台	無線機	車載用無線機	18台	携帯用無線機	27台	簡易無線機	0台	トランシーバー	2台	無線受令機	1台	<p>07 消防・水防関係</p> <p>資料 07-1 町の現有消防力 1 池田町消防団の組織概要</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和4年度 池田町消防団の組織概要 令和4年4月11日状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>団員数</td><td>条例定数</td><td>230人</td></tr> <tr><td></td><td>実員数</td><td>218人</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>性別</td><td>男性</td><td>214人</td></tr> <tr><td></td><td>女性</td><td>4人</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="7">就業形態 (内訳)</td><td>被雇用者</td><td>198人</td></tr> <tr><td>自営業者</td><td>4人</td></tr> <tr><td>家族従業者</td><td>10人</td></tr> <tr><td>学生</td><td>0人</td></tr> <tr><td> 大学生</td><td>0人</td></tr> <tr><td> 専門学校生</td><td>0人</td></tr> <tr><td>その他</td><td>6人</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="7">階級別</td><td>団長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2人</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>10人</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>6人</td></tr> <tr><td>部長</td><td>12人</td></tr> <tr><td>班長</td><td>33人</td></tr> <tr><td>団員</td><td>154人</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="4">ポンプ</td><td>ポンプ自動車</td><td>5台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ付積載車</td><td>12台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>21台</td></tr> <tr><td>手引動力ポンプ</td><td>台</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 20%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="5">無線機</td><td>車載用無線機</td><td>18台</td></tr> <tr><td>携帯用無線機</td><td>27台</td></tr> <tr><td>簡易無線機</td><td>台</td></tr> <tr><td>トランシーバー</td><td>2台</td></tr> <tr><td>無線受令機</td><td>1台</td></tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">本 部</p> <p style="text-align: center;">本部7人 ※主任除く 新入団員 4名 退職団員 13名</p> <p style="text-align: center;">※ ラップパ隊、救護隊、バイク隊員は各出身分団の人数に計上</p> </div>	団員数	条例定数	230人		実員数	218人	性別	男性	214人		女性	4人	就業形態 (内訳)	被雇用者	198人	自営業者	4人	家族従業者	10人	学生	0人	大学生	0人	専門学校生	0人	その他	6人	階級別	団長	1人	副団長	2人	分団長	10人	副分団長	6人	部長	12人	班長	33人	団員	154人	ポンプ	ポンプ自動車	5台	小型動力ポンプ付積載車	12台	小型動力ポンプ	21台	手引動力ポンプ	台	無線機	車載用無線機	18台	携帯用無線機	27台	簡易無線機	台	トランシーバー	2台	無線受令機	1台	<p>時点修正</p>
団員数	条例定数	230人																																																																																																																												
	実員数	202人																																																																																																																												
性別	男性	199人																																																																																																																												
	女性	3人																																																																																																																												
就業形態 (内訳)	被雇用者	人																																																																																																																												
	自営業者	人																																																																																																																												
	家族従業者	人																																																																																																																												
	学生	人																																																																																																																												
	大学生	人																																																																																																																												
	専門学校生	人																																																																																																																												
	その他	人																																																																																																																												
階級別	団長	1人																																																																																																																												
	副団長	2人																																																																																																																												
	分団長	10人																																																																																																																												
	副分団長	6人																																																																																																																												
	部長	12人																																																																																																																												
	班長	32人																																																																																																																												
	団員	139人																																																																																																																												
ポンプ	ポンプ自動車	5台																																																																																																																												
	小型動力ポンプ付積載車	12台																																																																																																																												
	小型動力ポンプ	21台																																																																																																																												
	手引動力ポンプ	0台																																																																																																																												
無線機	車載用無線機	18台																																																																																																																												
	携帯用無線機	27台																																																																																																																												
	簡易無線機	0台																																																																																																																												
	トランシーバー	2台																																																																																																																												
	無線受令機	1台																																																																																																																												
団員数	条例定数	230人																																																																																																																												
	実員数	218人																																																																																																																												
性別	男性	214人																																																																																																																												
	女性	4人																																																																																																																												
就業形態 (内訳)	被雇用者	198人																																																																																																																												
	自営業者	4人																																																																																																																												
	家族従業者	10人																																																																																																																												
	学生	0人																																																																																																																												
	大学生	0人																																																																																																																												
	専門学校生	0人																																																																																																																												
	その他	6人																																																																																																																												
階級別	団長	1人																																																																																																																												
	副団長	2人																																																																																																																												
	分団長	10人																																																																																																																												
	副分団長	6人																																																																																																																												
	部長	12人																																																																																																																												
	班長	33人																																																																																																																												
	団員	154人																																																																																																																												
ポンプ	ポンプ自動車	5台																																																																																																																												
	小型動力ポンプ付積載車	12台																																																																																																																												
	小型動力ポンプ	21台																																																																																																																												
	手引動力ポンプ	台																																																																																																																												
無線機	車載用無線機	18台																																																																																																																												
	携帯用無線機	27台																																																																																																																												
	簡易無線機	台																																																																																																																												
	トランシーバー	2台																																																																																																																												
	無線受令機	1台																																																																																																																												

新			旧			修正理由・備考
3 北アルプス広域消防南部消防署の人員 (R5.4.1現在)			3 北アルプス広域消防南部消防署の人員 (R4.4.1現在)			時点修正
所 属		人 数	所 属		人 数	
北アルプス広域南部消防署		<u>16</u> 人	北アルプス広域南部消防署		<u>17</u> 人	
5 現有消防水利状況 (R5.7.1現在)			5 現有消防水利状況 (R4.7.1現在)			
消 火 栓	公 設				<u>462</u>	
	私 設				<u>5</u>	
	計				<u>467</u>	
防 火 水 槽	公 設	20 m ³ 未満			<u>35</u>	
		20 m ³ ～40 m ³			<u>36</u>	
		40 m ³ 以上			<u>36</u>	
	私 設	20 m ³ 未満			0	
		20 m ³ ～40 m ³			0	
		40 m ³ 以上			2	
計				<u>109</u>		
そ の 他	河 川				1	
	プ ー ル				4	
	採 水 口				0	
	計				5	
消 火 栓	公 設				<u>459</u>	
	私 設				<u>6</u>	
	計				<u>465</u>	
防 火 水 槽	公 設	20 m ³ 未満			<u>31</u>	
		20 m ³ ～40 m ³			<u>35</u>	
		40 m ³ 以上			<u>35</u>	
	私 設	20 m ³ 未満			0	
		20 m ³ ～40 m ³			0	
		40 m ³ 以上			2	
計				<u>103</u>		
そ の 他	河 川				1	
	プ ー ル				4	
	採 水 口				0	
	計				5	

新	旧	修正理由・備考																																						
<p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>町の水防組織</p> <p>町は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の、おそれがなくなったと認められるときまで、町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。</p> <p>1. 組織系統</p> <p>水防本部の事務局は、総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。</p>  <p>2. 水防本部の事務分担</p> <p>水防本部の各班の事務分担は、次による。</p> <table border="1" data-bbox="192 1417 1305 1879"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防班</td> <td>消防団長</td> <td>消防団員</td> <td>団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報調査班</td> <td>総務課長 住民課長</td> <td>総務課職員 保険医療係</td> <td>気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。</td> </tr> <tr> <td><u>振興課長</u> 建設水道課長</td> <td><u>振興課職員</u> 建設水道課職員</td> <td>被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。</td> </tr> <tr> <td>車両連絡班</td> <td><u>振興課係長</u> 建設水道課係長</td> <td><u>振興課職員</u> 建設水道課職員</td> <td>人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	業務	水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。	情報調査班	総務課長 住民課長	総務課職員 保 険 医療係	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。	<u>振興課長</u> 建設水道課長	<u>振興課職員</u> 建設水道課職員	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。	車両連絡班	<u>振興課係長</u> 建設水道課係長	<u>振興課職員</u> 建設水道課職員	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。	<p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>町の水防組織</p> <p>町は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の、おそれがなくなったと認められるときまで、町役場に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。</p> <p>1. 組織系統</p> <p>水防本部の事務局は、総務課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。</p>  <p>2. 水防本部の事務分担</p> <p>水防本部の各班の事務分担は、次による。</p> <table border="1" data-bbox="1424 1417 2537 1879"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>班員</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防班</td> <td>消防団長</td> <td>消防団員</td> <td>団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報調査班</td> <td>総務課長 住民課長</td> <td>総務課職員 保健医療係</td> <td>気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。</td> </tr> <tr> <td><u>産業振興課長</u> 建設水道課長</td> <td><u>産業振興課職員</u> 建設水道課職員</td> <td>被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。</td> </tr> <tr> <td>車両連絡班</td> <td><u>産業振興課係長</u> 建設水道課係長</td> <td><u>産業振興課職員</u> 建設水道課職員</td> <td>人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	業務	水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。	情報調査班	総務課長 住民課長	総務課職員 保 健 医療係	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。	<u>産業振興課長</u> 建設水道課長	<u>産業振興課職員</u> 建設水道課職員	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。	車両連絡班	<u>産業振興課係長</u> 建設水道課係長	<u>産業振興課職員</u> 建設水道課職員	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。	<p>修正理由・備考</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>誤字の修正 組織改正に伴う修正</p>
班名	班長	班員	業務																																					
水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。																																					
情報調査班	総務課長 住民課長	総務課職員 保 険 医療係	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。																																					
	<u>振興課長</u> 建設水道課長	<u>振興課職員</u> 建設水道課職員	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。																																					
車両連絡班	<u>振興課係長</u> 建設水道課係長	<u>振興課職員</u> 建設水道課職員	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。																																					
班名	班長	班員	業務																																					
水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。																																					
情報調査班	総務課長 住民課長	総務課職員 保 健 医療係	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。																																					
	<u>産業振興課長</u> 建設水道課長	<u>産業振興課職員</u> 建設水道課職員	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。																																					
車両連絡班	<u>産業振興課係長</u> 建設水道課係長	<u>産業振興課職員</u> 建設水道課職員	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。																																					

新				旧				修正理由・備考
資機材班	総務課係長	総務課職員	水防報告、渉外(公用負担事務・水防本部開設事務・水防協力班に係る事務・応援要請・調査の連絡調整)、水防用備蓄資材の整備・調整、消防団員の招集等に従事する。	資機材班	総務課係長	総務課職員	水防報告、渉外(公用負担事務・水防本部開設事務・水防協力班に係る事務・応援要請・調査の連絡調整)、水防用備蓄資材の整備・調整、消防団員の招集等に従事する。	
水防協力班 (法第24条の規定による水防活動の一般協力者)	自治会長 自主防災会長	一般住民	水防本部長の要請に基づき、水防用資材等の提供及び水防活動に従事する。	水防協力班 (法第24条の規定による水防活動の一般協力者)	自治会長 自主防災会長	一般住民	水防本部長の要請に基づき、水防用資材等の提供及び水防活動に従事する。	
	赤十字奉仕団委員長	赤十字奉仕団員	水防本部長の要請に基づき、水防活動に伴う給食、給水、救護活動に従事する。		赤十字奉仕団委員長	赤十字奉仕団員	水防本部長の要請に基づき、水防活動に伴う給食、給水、救護活動に従事する。	
	民間業者現場代理人	民間業者作業員	水防本部長の要請に基づき、現場における作業能率を高めるために、重機等の機械力による水防活動に従事する。		民間業者現場代理人	民間業者作業員	水防本部長の要請に基づき、現場における作業能率を高めるために、重機等の機械力による水防活動に従事する。	

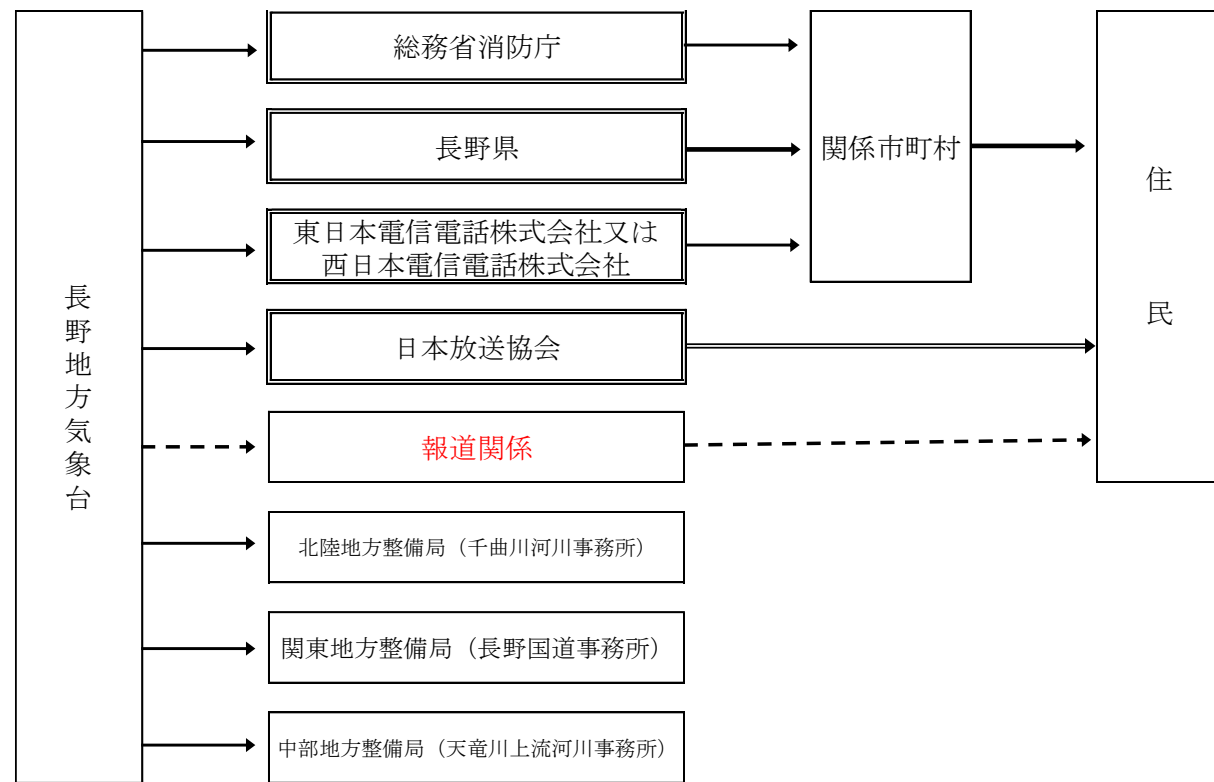
新	旧	修正理由・備考																												
<p style="text-align: center;">第4章 警報・注意報等</p> <p>第1節 警報・注意報等の種類</p> <p>1. 気象業務法に基づく警報・注意報等</p> <p>(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等(気象業務法施行令第4、5条)</p> <p>警報(水防関係のみ)</p> <table border="1" data-bbox="178 493 1320 1606"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報には「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害・浸水害)」のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害・浸水害)」のように、特に警戒すべき事項を標題が明記され、雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続となる。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準(1)大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準(2)洪水警報」の条件に該当する場合。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>地面現象特別</td> <td>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。大雨特別警報に含めて発表する。</td> </tr> <tr> <td>地面現象</td> <td>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。大雨警報に含めて発表する。</td> </tr> <tr> <td>浸水</td> <td>大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって、重大な災害が発生するおそれがある場合。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨特別	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報には「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害・浸水害)」のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雨	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害・浸水害)」のように、特に警戒すべき事項を標題が明記され、雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続となる。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準(1)大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準(2)洪水警報」の条件に該当する場合。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	地面現象特別	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。大雨特別警報に含めて発表する。	地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。大雨警報に含めて発表する。	浸水	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって、重大な災害が発生するおそれがある場合。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する。	<p style="text-align: center;">第4章 警報・注意報等</p> <p>第1節 警報・注意報等の種類</p> <p>1. 気象業務法に基づく警報・注意報等</p> <p>(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等(気象業務法施行令第4、5条)</p> <p>警報(水防関係のみ)</p> <table border="1" data-bbox="1412 493 2555 1459"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害・浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(1)大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害・浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(2)洪水警報」の条件に該当する場合。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>地面現象特別</td> <td>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。大雨特別警報に含めて発表する。</td> </tr> <tr> <td>地面現象</td> <td>大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。大雨警報に含めて発表する。</td> </tr> <tr> <td>浸水</td> <td>大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が発生するおそれがある場合。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害・浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(1)大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害・浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(2)洪水警報」の条件に該当する場合。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	地面現象特別	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。大雨特別警報に含めて発表する。	地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。大雨警報に含めて発表する。	浸水	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が発生するおそれがある場合。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する	<p>長野地方气象台による修正</p>
種類	発表基準																													
大雨特別	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報には「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害・浸水害)」のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																													
大雨	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害・浸水害)」のように、特に警戒すべき事項を標題が明記され、雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続となる。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準(1)大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
洪水	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準(2)洪水警報」の条件に該当する場合。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
地面現象特別	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。大雨特別警報に含めて発表する。																													
地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。大雨警報に含めて発表する。																													
浸水	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって、重大な災害が発生するおそれがある場合。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する。																													
種類	発表基準																													
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害・浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																													
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(1)大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害・浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準(2)洪水警報」の条件に該当する場合。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
地面現象特別	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報。大雨特別警報に含めて発表する。																													
地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報。大雨警報に含めて発表する。																													
浸水	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が発生するおそれがある場合。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表する																													

新	旧	修正理由・備考																
<p>(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報</p> <p>気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。</p> <p>これらの情報は、気象庁ホームページ又は気象庁「防災情報提供システム」で見ることができる。</p> <table border="1" data-bbox="178 451 1320 1480"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。<u>表面雨量指数の実況値</u>や1時間先までの予測値を用いて、常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>重大な被害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い警戒レベル5に相当。</u> ・「非常に危険」（紫）：<u>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td> <td>中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりを、5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて、洪水警報等が発表されたときに、<u>急激な増水による危険度の高まりを事前に確認</u>することができる。</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、<u>どれだけ</u>下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを<u>把握するための指標</u>。<u>これまでに降った雨と6時間先までの降水短時間予報等を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した値を6時間先までの予測値として算出し</u>、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けし時系列で表示している。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。 <u>表面雨量指数の実況値</u> や1時間先までの予測値を用いて、常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>重大な被害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い警戒レベル5に相当。</u> ・「非常に危険」（紫）：<u>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりを、5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて、洪水警報等が発表されたときに、 <u>急激な増水による危険度の高まりを事前に確認</u> することができる。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、 <u>どれだけ</u> 下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを <u>把握するための指標</u> 。 <u>これまでに降った雨と6時間先までの降水短時間予報等を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した値を6時間先までの予測値として算出し</u> 、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けし時系列で表示している。	<p>(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報</p> <p>気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。</p> <p>これらの情報は、気象庁ホームページ又は気象庁「防災情報提供システム」で見ることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1412 451 2555 1480"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)</td> <td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</td> <td><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない</u>中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの<u>予測</u>を、<u>地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報</u>。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて<u>常時10分毎に更新しており</u>、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認</u>することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：<u>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度が<u>どれだけ高まるかを示した情報</u>。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「<u>流域雨量指数</u>」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて<u>危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新</u>している。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない</u> 中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの <u>予測</u> を、 <u>地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報</u> 。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて <u>常時10分毎に更新しており</u> 、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認</u> することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：<u>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度が <u>どれだけ高まるかを示した情報</u> 。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「 <u>流域雨量指数</u> 」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて <u>危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新</u> している。	<p>長野地方気象台による修正</p>
種類	内容																	
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。 <u>表面雨量指数の実況値</u> や1時間先までの予測値を用いて、常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：<u>重大な被害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い警戒レベル5に相当。</u> ・「非常に危険」（紫）：<u>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 																	
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりを、5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて、洪水警報等が発表されたときに、 <u>急激な増水による危険度の高まりを事前に確認</u> することができる。																	
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、 <u>どれだけ</u> 下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを <u>把握するための指標</u> 。 <u>これまでに降った雨と6時間先までの降水短時間予報等を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した値を6時間先までの予測値として算出し</u> 、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けし時系列で表示している。																	
種類	内容																	
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																	
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない</u> 中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの <u>予測</u> を、 <u>地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報</u> 。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて <u>常時10分毎に更新しており</u> 、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認</u> することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：<u>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 																	
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度が <u>どれだけ高まるかを示した情報</u> 。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「 <u>流域雨量指数</u> 」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて <u>危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新</u> している。																	
<p>(4) その他の気象情報</p> <table border="1" data-bbox="178 1575 1320 1848"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>顕著な大雨に関する気象情報</u></td> <td><u>雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を示した情報です。</u></td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析した<u>ときに</u>発表する情報。長野県の発表基準は1時間雨量で100mm。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	<u>顕著な大雨に関する気象情報</u>	<u>雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を示した情報です。</u>	記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析した <u>ときに</u> 発表する情報。長野県の発表基準は1時間雨量で100mm。	<p>(4) その他の気象情報</p> <table border="1" data-bbox="1412 1575 2555 1848"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析した<u>ことを</u>発表する情報。長野県の発表基準は1時間雨量で100mm。</td> </tr> <tr> <td>台風情報</td> <td>台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項<u>など</u>を示した「総合情報」がある。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析した <u>ことを</u> 発表する情報。長野県の発表基準は1時間雨量で100mm。	台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項 <u>など</u> を示した「総合情報」がある。					
種類	発表基準																	
<u>顕著な大雨に関する気象情報</u>	<u>雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を示した情報です。</u>																	
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析した <u>ときに</u> 発表する情報。長野県の発表基準は1時間雨量で100mm。																	
種類	発表基準																	
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析した <u>ことを</u> 発表する情報。長野県の発表基準は1時間雨量で100mm。																	
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項 <u>など</u> を示した「総合情報」がある。																	

新		旧		修正理由・備考
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する情報。台風の経路や実況と予想などを示した「位置情報」、防災上の注意事項、 <u>上陸情報等</u> を示した「総合情報」などがある。	全般気象情報 関東甲信地方気象情報 府県気象情報	気象情報としては、 <u>台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報</u> などがある。また、 <u>対象とする予報区より全般、地方、府県気象情報</u> がある。 気象の予報等について、 <u>特別警報・警報・注意報</u> に先立って注意を喚起するためや、 <u>特別警報・警報・注意報</u> が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、「〇〇に関する全般気象情報」「〇〇に関する関東甲信地方気象情報」「〇〇に関する長野県気象情報」などを発表する。	長野地方気象台による修正
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 府県気象情報	気象情報は、 <u>大雨、大雪、暴風、暴風雪、高波、低気圧、雷、降ひょう、少雨、長雨、潮位、強い冬型の気圧配置、黄砂などの現象を、地域によって全般、地方、府県の3種類に分けて発表</u> しています。 気象の予報等については、 <u>警報や注意報</u> に先立って注意を呼びかけたり、 <u>警報や注意報の内容を補足</u> するために発表する。			

(5) 警報・注意報等の伝達系統

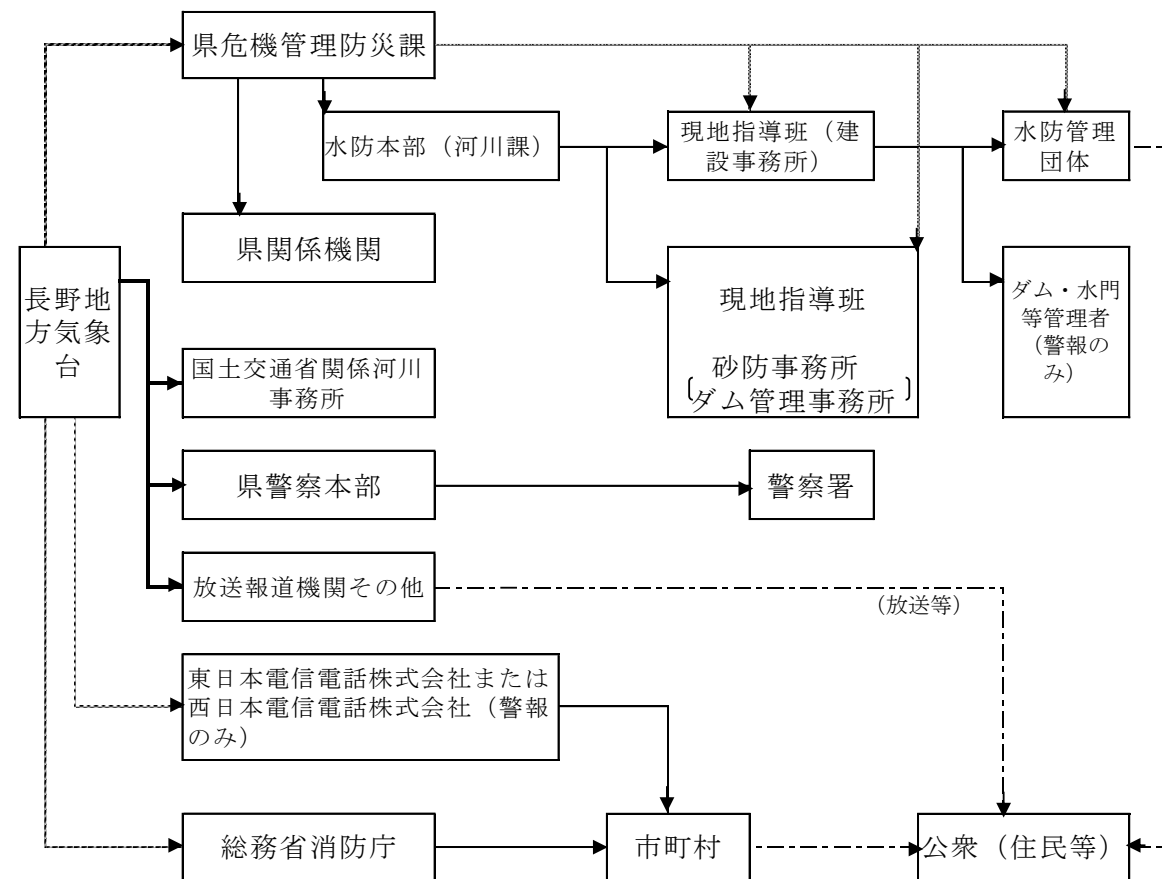
長野地方気象台から発表される警報・注意報等の伝達は、次の系統により行う。



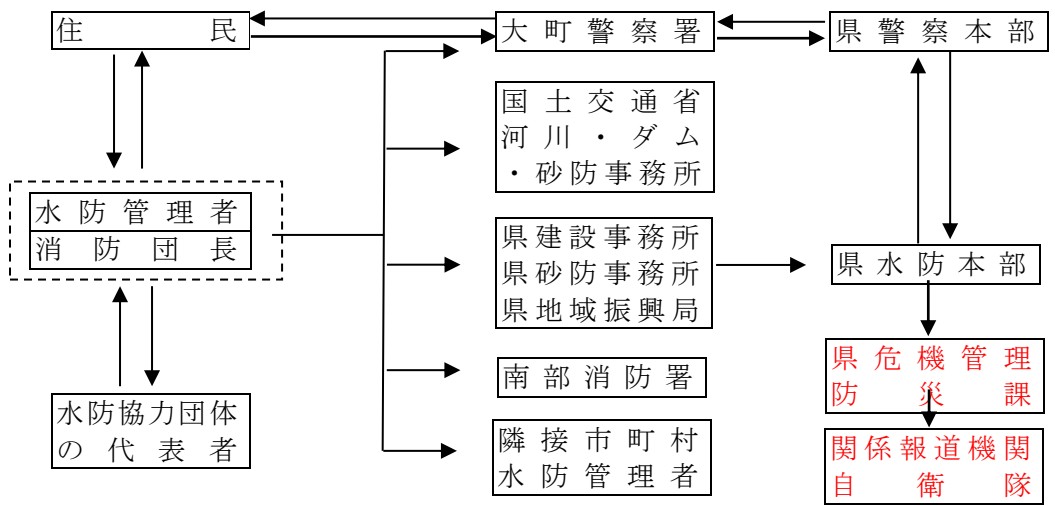
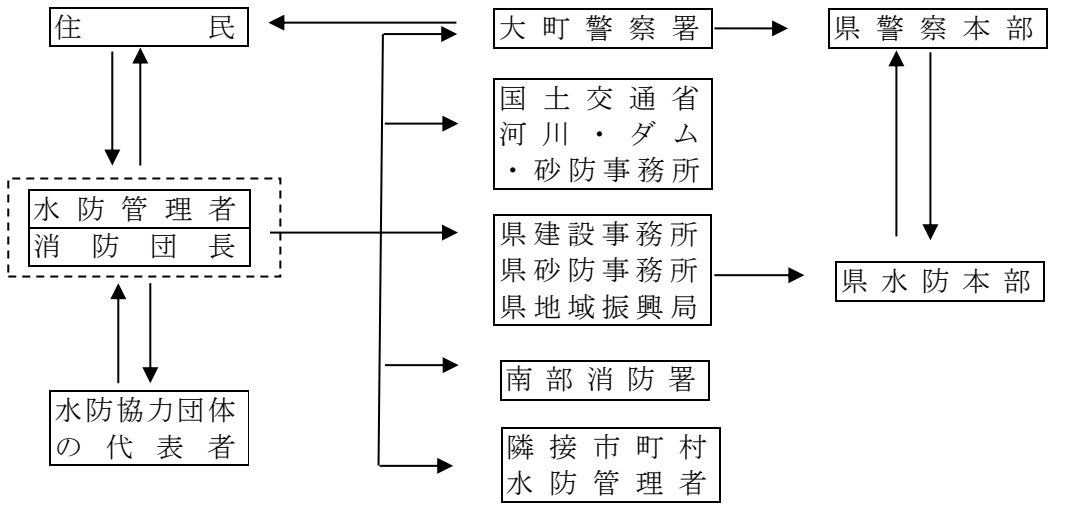
- 注
- は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 - は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 - は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - ~~~~~は、オンライン配信による伝達を示す。
 -は、警報伝達システムによる伝達を示す。
 - - - - -は、その他による伝達を示す

(5) 警報・注意報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の伝達は、次の系統により行う。



- 注
- は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 - は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 - は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - ~~~~~は、オンライン配信による伝達を示す。
 -は、警報伝達システムによる伝達を示す。
 - - - - -は、その他による伝達を示す

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第10章 水防活動</p> <p>第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</p> <p>1 決壊・漏水等の通報</p> <p>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。</p> <p>決壊、漏水等の通報系統は次のとおりとする。</p> 	<p style="text-align: center;">第10章 水防活動</p> <p>第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</p> <p>1. 決壊・漏水等の通報</p> <p>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。</p> <p>決壊、漏水等の通報系統は次のとおりとする。</p> 	<p>連絡系統の見直しに伴う修正</p>

新							旧							修正理由・備考
08 緊急輸送関係 資料08-3 町有車両一覧表 令和5年4月1日現在							08 緊急輸送関係 資料08-3 町有車両一覧表 令和4年4月1日現在							時点修正
所管課	車名	緊急	自動車登録番号等		用途	取得年月 (西暦)	所管課	車名	緊急	自動車登録番号等		用途	取得年月 (西暦)	
総務課	レクサス HS250H	○	松本 330	に 3203	普通乗用	2010. 2	総務課	レクサス HS250H	☆	松本 に	330-3203	普通乗用	2010.2	
	ハイエース	○	松本 300	て 1366	普通乗用	2003. 6		ハイエース	☆	松本 て	300-1366	普通乗用	2003.6	
	スバルサンバー	○	松本 480	ち 5152	四輪貨物	2012.10		スバルサンバー	☆	松本 ち	480-5152	四輪貨物	2012.10	
	トヨタハイエースGLワゴン	○	松本 301	す 8153	普通乗用	2019. 3		トヨタハイエースGLワゴン	☆	松本 す	301-8153	普通乗用	2019.3	
	インサイト	○	松本 531	せ 3131	小型乗用	2009.10		インサイト	☆	松本 せ	531-3131	小型乗用	2009.10	
	インサイト	○	松本 530	て 3127	小型乗用	2009.10		インサイト	☆	松本 て	530-3127	小型乗用	2009.10	
	トヨタ コースター	○	松本 200	さ 1489	自家用乗合	2012.12		トヨタ コースター	☆	松本 さ	200-1489	自家用乗合	2012.12	
	ショベルローダー		池田町000	た 3	ブル・ドーザー	1995. 1		ショベルローダー		池田町た	000-3	ブル・ドーザー	1995.1	
	スズキ キャリイ	○	松本 480	す 5507	四輪貨物	2016. 3		スズキ キャリイ	☆	松本 す	480-5507	四輪貨物	2016.3	
	ホイロター		池田町	た 6	その他小型特殊	2003.12		ホイロター		池田町た	-6	その他小型特殊	2003.12	
	ダイハツ ハイゼット		松本 480	た 2943	四輪貨物	2019. 6		ダイハツ ハイゼット		松本 た	470-2943	四輪貨物	2019.6	
	スズキ キャリイ	○	松本 480	こ 1793	四輪貨物	2013. 7		フアンカゴ	☆	松本 て	500-218	小型乗用	2001.5	
	トヨタ ピクシス	○	松本 480	せ 1529	四輪貨物	2016.12		スズキ キャリイ	☆	松本 こ	480-1793	四輪貨物	2013.7	
住民課	スズキ スイフト		松本 501	ふ 8810	小型乗用	2019. 1	住民課	トヨタ ピクシス	☆	松本 せ	480-1529	四輪貨物	2016.12	
	ミニキャブ	○	松本 41	す 6330	四輪貨物	2003.11		スズキ スイフト		松本 ふ	501-8810	小型乗用	2019. 1	
	イスゞ		松本 200	さ 1610	自家用乗合	2014.10		ミニキャブ	☆	松本 す	41-6330	四輪貨物	2003.11	
健康福祉課	スズキ ワゴンR	○	松本 580	ほ 7146	四輪乗用	2016. 2	健康福祉課	イスゞ		松本 さ	200-1610	自家用乗合	2014.10	
	ダイハツ ハイゼットスローパー		松本 880	あ 1222	特殊用途	2016. 3		スズキ ワゴンR	☆	松本 ほ	580-7146	四輪乗用	2016.2	
	ハモス		松本 50	に 7310	四輪乗用	2000. 1		ダイハツ ハイゼットスローパー		松本 あ	880-1222	特殊用途	2016.3	
	タウンボックス		松本 80	あ 1343	その他特種	2001. 3		ハモス		松本 に	50-7310	四輪乗用	2000.1	
	ホンダ デイオ		池田町	た 50	原付	2001. 5		タウンボックス		松本 あ	80-1343	その他特種	2001.3	
	ニッサン セレナ		松本 500	ぬ 3202	小型乗用	2002.10		ホンダ デイオ		池田町た	-50	原付	2001.5	
	フィット	○	松本 501	せ 8586	小型乗用	2009. 7		ニッサン セレナ		松本 ぬ	500-3202	小型乗用	2002.10	
	スズキ エブリーワゴン		松本 580	た 7323	四輪乗用	2010. 7		フィット	☆	松本 せ	501-8586	小型乗用	2009.7	
	ニッサン バネット	○	松本 501	つ 3451	小型乗用	2011. 9		スズキ エブリーワゴン		松本 た	580-7323	四輪乗用	2010.7	
						ニッサン バネット	☆	松本 つ	501-3451	小型乗用	2011.9			

新							旧							修正理由・備考
	スズキ ワゴンR 2	○	松本 580	め 2023	四輪乗用	2017. 9		スズキ ワゴンR 2	☆	松本 め	580-2023	四輪乗用	2017.9	組織名の修正
企業センター	トヨタ ライトエース	○	松本 100	す 3004	普通貨物	2011. 7	企業C	トヨタ ライトエース	☆	松本 す	100-3004	普通貨物	2011.7	
	イズゞ	○	松本 100	す 4741	普通貨物	2014. 2		イズゞ	☆	松本 す	100-4741	普通貨物	2014.2	
	ダイハツ	○	松本 480	す 8923	小型貨物	2016. 8		ダイハツ	☆	松本 す	480-8923	小型貨物	2016.8	
	スバル レガシー	○	松本 300	む 8281	普通乗用	2013. 3		スバル レガシー	☆	松本 む	300-8281	普通乗用	2013.3	
建設水道課	エクストレイル	○	松本 330	た 3130	普通乗用	2009.10	振興課	エクストレイル	☆	松本 た	330-3130	普通乗用	2009.10	
	キャタピラー(ショベルローダ)	○	松本 000	る 598	その他大型特殊	2014.10		キャタピラー(ショベルローダ)	☆	松本 る	000-598	その他大型特殊	2014.10	
	ラブフォー	○	松本 59	そ 610	小型乗用	1998. 5		ダイハツ ハイゼット	☆	松本 た	480-3669	四輪貨物	2019.7	
	ダイハツ ハイゼット	○	松本 480	た 3669	四輪貨物	2019. 7		スズキ エブリ	☆	松本 そ	480-5177	四輪貨物	2018. 7	
	スズキ エブリ	○	松本 480	そ 5177	四輪貨物	2018. 7		ダイハツ ハイゼット	☆	松本 さ	480-3517	四輪貨物	2014.10	
	振興課	ダイハツ ハイゼット	○	松本 480	さ 3517	四輪貨物		2014.10	ラブフォー	☆	松本 そ	59-610	小型乗用	
<u>ダイハツ ハイゼット</u>		<u>○</u>	<u>松本 480</u>	<u>つ 9764</u>	<u>四輪貨物</u>	<u>2022.10</u>		教育会館	インサイト	☆	松本 た	530-1430	小型乗用	
教育会館	インサイト	○	松本 530	た 1430	小型乗用	2009.10		学校保育課	トヨタ ウィッツ	☆	松本 て	501-7284	小型乗用	
学校保育課	トヨタ ウィッツ	○	松本 501	て 7284	小型乗用	2012. 8	ダイハツ ムーブ			松本 の	50-8425	四輪乗用	2001.4	
	ダイハツ ムーブ		松本 50	の 8425	四輪乗用	2001. 4	トヨタ パッツ		☆	松本 ま	501-3230	四輪乗用	2020.6	
	トヨタ パッツ	○	松本 01	ま 3230	四輪乗用	2020. 6	ヒノ			松本 は	200-216	自家用乗合	2014.1	
	ヒノ		松本 200	は 216	自家用乗合	2014. 1	児童クラブ	スズキ MRワゴン		松本 か	581-3906	四輪乗用	2022.1	
児童クラブ	スズキ MRワゴン		松本 581	か 3906	四輪乗用	2022. 1	クラフトパーク	ダイハツ ダンプ	☆	松本 え	480-1725	小型貨物	2007.10	
クラフトパーク	ダイハツ ダンプ	○	松本 480	え 1725	小型貨物	2007.10		スゞ-ツトラクタ		池田 た	-5	その他小型特殊	1998.4	
	スゞ-ツトラクタ		池田	た 5	その他小型特殊	1998. 4	公民館	トヨタ ボルテ	☆	松本 す	501-2786	小型乗用	2008.7	
公民館	トヨタ ボルテ	○	松本 501	す 2786	小型乗用	2008. 7	総合体育館	スバル キャブオーバ	☆	松本 い	480-1887	四輪貨物	2012.10	
総体	スバル キャブオーバ	○	松本 480	い 1887	四輪貨物	2012.10		シハウラカー-テントラクタ			10012	その他小型特殊	2012.5	
	シハウラカー-テントラクタ			10012	その他小型特殊	2012. 5		ダイハツ ハイゼット		松本 さ	480-2596	四輪貨物	2014.9	
	ダイハツ ハイゼット		松本 480	さ 2596	四輪貨物	2014. 9	消防	ヒノ デュトロ		松本 つ	830-11	消防	2012.12	
消防	ヒノ デュトロ		松本 830	つ 11	消防	2012.12		トヨタ ウィッシュ		松本 ゆ	831-119	消防	2008.2	
	トヨタ ウィッシュ		松本 831	ゆ 119	消防	2008. 2		ヒノ6		松本 て	830-6	消防	2009.12	
	ヒノ6		松本 830	て 6	消防	2009.12		ヒノ12		松本 せ	830-12	消防	2009.12	
	ヒノ12		松本 830	せ 12	消防	2009.12		トヨタ ダイ付		松本 な	830-21	消防	2015.3	
	トヨタ ダイ付		松本 830	な 21	消防	2015. 3		ダイ付4-1		松本 さ	800-3707	消防	2001.12	
	ダイ付4-1		松本 800	さ 3707	消防	2001.12		アトラス43		松本 さ	830-43	消防	2009.11	

新							旧							修正理由・備考
	アトラス43		松本 830	さ 43	消防	2009.11		ダ`イ53		松本 さ	830-53	消防	2009.11	
	ダ`イ53		松本 830	さ 53	消防	2009.11		ラント`クルサ`-5-2		松本 さ	800-3708	消防	2001.12	
	ラント`クルサ`-5-2		松本 800	さ 3708	消防	2001.12		トヨタダ`イ		松本 せ	830-25	消防	2015.3	
	トヨタダ`イ		松本 830	せ 25	消防	2015.3		トヨタダ`イ		松本 す	830-51	消防	2015.3	
	トヨタダ`イ		松本 830	す 51	消防	2015.3		トヨタダ`イ		松本 さ	830-42	消防	2015.3	
	トヨタダ`イ		松本 830	さ 42	消防	2015.3		ホンダ`		松本 く	1-4105	軽二輪	2007.9	
	ホンダ`		松本 1	く 4105	軽二輪	2007.9		ホンダ`		松本 く	1-4106	軽二輪	2007.9	
	ホンダ`		松本 1	く 4106	軽二輪	2007.9		アトラス22		松本 せ	830-22	消防	2009.11	
	アトラス22		松本 830	せ 22	消防	2009.11		ダ`イ31		松本 そ	830-31	消防	2009.11	
	ダ`イ31		松本 830	そ 31	消防	2009.11		ホンダ`		松本 く	1-7415	軽二輪	2009.12	
	ホンダ`		松本 1	く 7415	軽二輪	2009.12		ホンダ`		松本 く	1-7412	軽二輪	2009.12	
	ホンダ`		松本 1	く 7412	軽二輪	2009.12		ホンダ`		松本 く	1-7413	軽二輪	2009.12	
	ホンダ`		松本 1	く 7413	軽二輪	2009.12		ホンダ`		松本 く	1-7414	軽二輪	2009.12	
	ホンダ`		松本 1	く 7414	軽二輪	2009.12		トヨタダ`イ ハンザ`イ		松本 つ	830-24	消防	2015.3	
	トヨタダ`イ ハンザ`イ		松本 830	つ 24	消防	2015.3		トヨタダ`イ ケミ		松本 と	830-33	消防	2015.3	
	トヨタダ`イ ケミ		松本 830	と 33	消防	2015.3		ダ`イハツ		松本あ	883-32	消防	2016.3	
	ダ`イハツ		松本 883	あ 32	消防	2016.3		ス`キ		松本あ	883-23	消防	2016.5	
	ス`キ		松本 883	あ 23	消防	2016.5								

※ ◯は緊急通行車両の事前届出車両

※ ☆は緊急通行車両の事前届出車両

新	資料 09-1	旧	修正理由・備考																																																																																											
<p style="text-align: center;">09 避難収容関係</p> <p style="text-align: center;">指定緊急避難場所・指定避難所一覧</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月</p> <p>1 用語の解説</p> <p>指定緊急避難場所 被害が切迫した状況において、生命の安全の確保を目的として緊急に避難する施設又は場所です。洪水、土砂災害、地震等の災害種別ごとに指定しています。(法改正前に一次避難所、避難地として案内してきた場所)</p> <p>指定避難所 指定避難所は、災害の危険性があり、避難者してきた方が、災害の危険性がなくなるまでの間、滞在す、または、災害により家に戻れなくなった方が、一時的に滞在する場所です。<u>指定避難所は安全性、有効性を鑑みて開設しますので、開設情報に注意して下さい。</u>(法改正前に二次避難所として案内してきた場所)</p> <p>2 表の見方 緊急時に避難する場所は、災害事由毎に○の施設又は場所へ避難して下さい。 洪水で浸水が予想される場合は、2階以上の階へ避難可能な池田小学校・高瀬中学校・会染小学校・多目的研修センター・アート梱包運輸(株)へ避難して下さい。 <u>地区毎に指定していますが、必ずしも下表の場所へ避難を指定するものではありません。</u> 特に地震の場合の緊急避難は、各地区最下段の学校等のグラウンドや広場への避難となりますので、<u>日頃から避難場所や災害時の行動を家族で決めておいて下さい。</u></p> <p>3 レベル3(高齢者等避難)・レベル4(避難指示)等の発令による場合は、指定緊急避難場所を指示します。災害状況により避難場所が変更となる場合もあります。</p> <p style="text-align: center;">指定緊急避難場所一覧</p> <table border="1" data-bbox="178 1459 1320 1900"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">指定緊急避難場所</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">電話</th> <th colspan="4">災害事由</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>洪水計画規模</th> <th>洪水最大規模</th> <th>土砂災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">豊町</td> <td>豊町公民館</td> <td>池田 735-2</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="4">注1参照</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>池田工業高校</td> <td>池田 2524</td> <td>62-3124</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一丁目</td> <td>一丁目基幹センター</td> <td>池田 2255-1</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>池田工業高校</td> <td>池田 2524</td> <td>62-3124</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>吾妻町</td> <td>吾妻町ふれあいセンター</td> <td>池田 2156-4</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	指定緊急避難場所	住所	電話	災害事由				地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害	豊町	豊町公民館	池田 735-2	-	○	○	注1参照	○	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○	○	一丁目	一丁目基幹センター	池田 2255-1	-	○	○	○	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○	○	吾妻町	吾妻町ふれあいセンター	池田 2156-4	-	○	○	○	<p style="text-align: center;">09 避難収容関係</p> <p style="text-align: center;">指定緊急避難場所・指定避難所一覧</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和3年9月</p> <p>1 用語の解説</p> <p>指定緊急避難場所 被害が差し迫った状況や災害発生時において、緊急的に避難して身の安全を確保する場所です。洪水、土砂災害、地震等の災害種別ごとに指定しています。</p> <p>指定避難所 指定避難所は、災害の危険性があり、避難者を災害の危険性がなくなるまでの必要な間、滞在する避難所です。また、災害により家に戻れなくなった方が、一時的に滞在するための施設です。<u>指定避難所は安全性、有効性を鑑みて開設しますので、開設情報に注意して下さい。</u></p> <p>2 表の見方 予想される時は、2階以上の階へ避難可能な池田小学校・高瀬中学校・会染小学校緊急的に避難する場所は、災害事由により○の施設又は場所へ避難して下さい。洪水は、想定最大規模降雨及び計画規模降雨で浸水が校・多目的研修センター・アート梱包運輸(株)へ避難して下さい。 <u>地区名ごと指定していますが、必ずしも下表の場所へ避難を指定するものではありません。</u> 特に地震の場合の緊急避難は、各地区最下段の学校のグラウンドや広場への避難となりますが、<u>日頃から避難場所や災害時の行動を家族で決めておいて下さい。</u></p> <p>3 レベル3(高齢者等避難)・レベル4(避難指示)等の発令による場合は、指定緊急避難場所を指示します。災害状況により避難場所変更の指示もあります。</p> <p style="text-align: center;">指定緊急避難場所</p> <table border="1" data-bbox="1409 1459 2552 1900"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">指定緊急避難場所</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">電話</th> <th colspan="4">災害事由</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>洪水計画規模</th> <th>洪水最大規模</th> <th>土砂災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">豊町</td> <td>豊町公民館</td> <td>池田 735-2</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="4">注1参照</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>池田工業高校</td> <td>池田 2524</td> <td>62-3124</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一丁目</td> <td>一丁目基幹センター</td> <td>池田 2255-1</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>池田工業高校</td> <td>池田 2524</td> <td>62-3124</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>吾妻町</td> <td>吾妻町ふれあいセンター</td> <td>池田 2156-4</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	指定緊急避難場所	住所	電話	災害事由				地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害	豊町	豊町公民館	池田 735-2	-	○	○	注1参照	○	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○	○	一丁目	一丁目基幹センター	池田 2255-1	-	○	○	○	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○	○	吾妻町	吾妻町ふれあいセンター	池田 2156-4	-	○	○	○	<p>時点修正</p> <p>文言の修正</p>
地区名					指定緊急避難場所	住所	電話	災害事由																																																																																						
	地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害																																																																																										
豊町	豊町公民館	池田 735-2	-	○	○	注1参照	○																																																																																							
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○																																																																																							
一丁目	一丁目基幹センター	池田 2255-1	-	○	○		○																																																																																							
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○																																																																																							
吾妻町	吾妻町ふれあいセンター	池田 2156-4	-	○	○	○																																																																																								
地区名	指定緊急避難場所	住所	電話	災害事由																																																																																										
				地震	洪水計画規模	洪水最大規模	土砂災害																																																																																							
豊町	豊町公民館	池田 735-2	-	○	○	注1参照	○																																																																																							
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○																																																																																							
一丁目	一丁目基幹センター	池田 2255-1	-	○	○		○																																																																																							
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○		○																																																																																							
吾妻町	吾妻町ふれあいセンター	池田 2156-4	-	○	○	○																																																																																								

新							旧							修正理由・備考
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○		農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○	避難場所の追加
	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○		池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	
東町	東町公民館	池田 2113-5	-	○	○	○	東町	東町公民館	池田 2113-5	-	○	○	○	
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○		農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○	
二丁目	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	-	○	-	二丁目	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	-	○	-	
	二丁目公民館・池田児童クラブ	池田 3328	-	○	○	○		二丁目公民館	池田 3328	-	○	○	○	
三丁目	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	三丁目	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	
	三丁目公民館	池田 4278-2	-	○	○	○		三丁目公民館	池田 4278-2	-	○	○	○	
四丁目	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	四丁目	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	
	四丁目ふれあいセンター	池田 1973-1	-	○	○	○		四丁目ふれあいセンター	池田 1973-1	-	○	○	○	
五丁目	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	五丁目	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	
	五丁目基幹センター	池田 540-5	-	○	○	○		五丁目基幹センター	池田 540-5	-	○	○	○	
堀の内	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	堀の内	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	
	堀之内集落センター	池田 1139-2	-	○	○	○		堀之内集落センター	池田 1139-2	-	○	○	○	
正科	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	正科	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	
	正科集落センター	池田 67-1	-	○	○	○		正科集落センター	池田 67-1	-	○	○	○	
中島	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	中島	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	
	中島基幹センター	会染 1443	-	○	○	○		中島基幹センター	会染 1443	-	○	○	○	
半在家 法道	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	半在家 法道	高瀬中学校	池田 3210-1	62-2171	○	○	○	
	半在家集落センター	会染 1301-6	-	○	○	×		半在家集落センター	会染 1301-6	-	○	○	×	
千本木台	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	千本木台	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○		農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○	
相道寺	千本木台みんなの家	会染 1112-29	-	○	○	×	相道寺	千本木台みんなの家	会染 1112-29	-	○	○	×	
	相道寺集落センター	会染 1568-2	-	○	○	×		相道寺集落センター	会染 1568-2	-	○	○	×	
花見	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	花見	池田小学校	池田 3177-1	62-2006	○	○	○	
	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○		農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○	
滝沢 田の入	花見集落センター	会染 2566-1	-	○	○	×	滝沢 田の入	花見集落センター	会染 2566-1	-	○	○	×	
	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○		会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○	
滝の台	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○	滝の台	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○	
	滝沢集落センター	会染 3898-1	-	○	○	×		滝沢集落センター	会染 3898-1	-	○	○	×	
林中	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○	林中	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○	
	滝の台コミュニティセンター	会染 3240-57	-	○	○	×		滝の台コミュニティセンター	会染 3240-57	-	○	○	×	
	林中公民館	会染 5509	-	○	×	○	林中公民館	会染 5509	-	○	×	○		

新							旧							修正理由・備考
	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○		会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○	
渋坂	渋坂公民館	会染 6969-44	-	○	○	×		渋坂公民館	会染 6969-44	-	○	○	×	
	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○		会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○	
坂下	坂下農業生活改善施設	会染 6595-1	-	○	○	×		坂下農業生活改善施設	会染 6595-1	-	○	○	×	
	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○		会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○	
新屋敷 中木戸	渋中公民館	会染 8259-1	-	○	○	○		渋中公民館	会染 8259-1	-	○	○	○	
	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○		会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○	
渋南	渋南集落センター	会染 8661	-	○	○	○		渋南集落センター	会染 8661	-	○	○	○	
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○		会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○	
	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	-	○	-		会染小学校	会染 5663-1	62-2023	-	○	-	
内鎌	内鎌公民館	会染 10386-2	62-1167	○	×	○		内鎌公民館	会染 10386-2	62-1167	○	×	○	
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×		クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×	
	安曇養護学校	会染 6113-2	62-4920	○	×	○		安曇養護学校	会染 6113-2	62-4920	○	×	○	
	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	-	○	-		会染小学校	会染 5663-1	62-2023	-	○	-	
和合	和合公民館	会染 5707-142	62-7901	○	×	○		和合公民館	会染 5707-142	62-7901	○	×	○	
	会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○		会染小学校	会染 5663-1	62-2023	○	○	○	
十日市場	十日市場アグリカルチャーセンター	会染 11530	-	○	×	○		十日市場アグリカルチャーセンター	会染 11530	-	○	×	○	
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×		クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×	
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○		会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○	
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-		多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-	
高瀬橋南	高瀬橋南集落センター	会染 6124-178	-	○	×	○		高瀬橋南集落センター	会染 6124-178	-	○	×	○	
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×		クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×	
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○		会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○	
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-		多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-	
鶴山	鶴山基幹センター	中鶴 2668	-	○	○	×	注1参照	鶴山基幹センター	中鶴 2668	-	○	○	×	注1参照
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○		会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○	
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×		クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×	
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-		多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-	
中之郷	中之郷集落センター	中鶴 567-1	62-1132	○	×	○		中之郷集落センター	中鶴 567-1	62-1132	○	×		
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○		クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×	
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×		多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-	
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-		南台コミュニティーセンター	中鶴 782-44	-	○	○	×	
南台	南台コミュニティーセンター	中鶴 782-44	-	○	○	×		会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○	
	会染保育園	会染 9014-8	85-5508	○	×	○		クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×	
	クラフトパーク	会染 7770	-	○	○	×		多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-	
	多目的研修センター	会染 5250	62-2066	-	○	-		広津	広津交流センター	広津 4121	-	○	○	○

新							旧							修正理由・備考
広津	広津交流センター	広津 4121	-	○	○	○	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○	○		
	池田工業高校	池田 2524	62-3124	○	○	○		陸郷	東山夢の郷コミュニティーセンター	陸郷 7446-2	-	○		○
陸郷	東山夢の郷コミュニティーセンター	陸郷 7446-2	-	○	○	×	豊盛公民館		陸郷 10620	-	○	○		×
	豊盛公民館	陸郷 10620	-	○	○	○	会染小学校		池田 5663-1	62-2023	○	○		○
	会染小学校	池田 5663-1	62-2023	○	○	○	農村広場		池田 2351-5	-	○	○		○
地区未指定	農村広場	池田 2351-5	-	○	○	○	地区未指定		ザ・ビッグ信州池田店	会染 6442-9	62-6311	○		○
	ザ・ビッグ信州池田店	会染 6442-9	62-6311	○	○	○		ツルヤ池田店	池田 2855	85-8411	○	○		○
	ツルヤ池田店	池田 2855	85-8411	○	○	○		アート梱包運輸株式会社	池田 2714	85-0830	○	○		○
	アート梱包運輸株式会社	池田 2714	85-0830	○	○	○		道の駅池田・池田町ハープセンター	会染 6330-1	62-6200	○	○		○
	道の駅池田・池田町ハープセンター	会染 6330-1	62-6200	○	○	○		池田町交流センターかえで(注2)	池田 3336-1	62-2058	○	○		○
池田町交流センターかえで(注2)	池田 3336-1	62-2058	○	○	○	<p>注1 想定最大規模降雨及び計画規模降雨（特に×の地区）で浸水が予想される時は、2階以上の階へ避難可能な池田小学校、高瀬中学校、会染小学校、多目的研修センター、アート梱包運輸(株)へ避難すること。</p> <p>注2 帰宅困難者・観光客等専用</p> <p>※ 洪水最大規模とは想定最大規模降雨 741 mm/48 h、洪水計画規模とは計画規模降雨大町ダム下流 234 mm/48 h 雨量を想定しています。</p>								

新					旧					修正理由・備考																																																																																																																																																																																																																																																			
10 食料品・生活必需品等の調達供給関係 資料 10-1 備蓄品一覧表 令和5年4月1日現在 防災倉庫					10 食料品・生活必需品等の調達供給関係 資料 10-1 備蓄品一覧表 令和4年4月1日現在 防災倉庫					時点修正																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>型式等</th> <th>個数</th> <th colspan="2">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難所用間仕切り</td> <td>パイプ組み立て式</td> <td>2.1×2.1×4部屋</td> <td>23箱</td> <td>92部屋</td> </tr> <tr> <td>マジックパネル(段ボール式)</td> <td>4.5畳×10部屋</td> <td>10セット</td> <td>100部屋</td> </tr> <tr> <td>ワンタッチパーテーションWT-140 (ニード)</td> <td>2.1×2.1m×H1.4</td> <td>10張</td> <td>10部屋</td> </tr> <tr> <td>ワンタッチパーテーション屋根WT-Y (ニード)</td> <td>2.1×2.1m</td> <td>10枚</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">トイレ用品</td> <td>災害用マンホールトイレ</td> <td>VE100Lイーストアイ</td> <td>10台</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>ポータブルジョンII</td> <td>折りたたみ便座</td> <td>2台</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>トイレ用テント</td> <td></td> <td>10張</td> <td>11張</td> </tr> <tr> <td>ワンパーソンズテントII</td> <td>(トイレ用テント)</td> <td>1張</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スケットイレ用便座</td> <td>5台/1箱</td> <td>1箱+4台</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>スケットイレ排使用収納袋</td> <td>25回/4箱/1箱</td> <td>9箱</td> <td>900回分</td> </tr> <tr> <td>インスタイレマイパック小処理セット</td> <td>20回分/1p</td> <td>20パック</td> <td>400回分</td> </tr> <tr> <td>ラップボン</td> <td>50回/1p</td> <td>65個</td> <td>3,250回分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>回分</td> </tr> <tr> <td>ラップボン便座本体</td> <td>3台</td> <td>3台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>ストレッチhario寄贈</td> <td>組み立て式トイレ</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ポイレット(hario)</td> <td>30枚入×6p/1箱</td> <td>32箱</td> <td>5760回分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トイレットペーパー</td> <td>48入/1箱</td> <td>10箱</td> <td>480本</td> </tr> <tr> <td>180-#1袋/6袋/1箱</td> <td>7箱</td> <td>756本</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">発電機 バッテリー</td> <td>ホンダ ガソリン式発電機</td> <td>EU24 i</td> <td>7台</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>ホンダ カセットガス式発電機</td> <td>EU9 i GB</td> <td>3台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カセットボンベ</td> <td>300mL</td> <td>18本</td> <td>18本</td> </tr> <tr> <td>250mL(トホ)</td> <td>3本/1×12</td> <td>36本</td> </tr> <tr> <td>ホンダLPガス発電機+調整器</td> <td>EU15 i GP</td> <td>各2台</td> <td>各2台</td> </tr> <tr> <td>非常用携帯電源</td> <td></td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ポータブル電源powerdome plex</td> <td>出力400w</td> <td>2基</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>モバイルバッテリー (ソーラー)</td> <td>出力100w(ソーラー40w)</td> <td>7基</td> <td>7基</td> </tr> <tr> <td>ポータブル蓄電池セット</td> <td>出力2000wLED100w</td> <td>10基</td> <td>10基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乾電池</td> <td rowspan="2">単3 (40×6)</td> <td>100</td> <td>100本</td> </tr> <tr> <td>240</td> <td>240本</td> </tr> <tr> <td>コードリールGE-30K</td> <td>29m</td> <td>5基</td> <td>5基</td> </tr> </tbody> </table>					品名	型式等	個数	計			避難所用間仕切り	パイプ組み立て式	2.1×2.1×4部屋	23箱	92部屋	マジックパネル(段ボール式)	4.5畳×10部屋	10セット	100部屋	ワンタッチパーテーションWT-140 (ニード)	2.1×2.1m×H1.4	10張	10部屋	ワンタッチパーテーション屋根WT-Y (ニード)	2.1×2.1m	10枚	10枚	トイレ用品	災害用マンホールトイレ	VE100Lイーストアイ	10台	10台	ポータブルジョンII	折りたたみ便座	2台	2台	トイレ用テント		10張	11張	ワンパーソンズテントII	(トイレ用テント)	1張		スケットイレ用便座	5台/1箱	1箱+4台	9台	スケットイレ排使用収納袋	25回/4箱/1箱	9箱	900回分	インスタイレマイパック小処理セット	20回分/1p	20パック	400回分	ラップボン	50回/1p	65個	3,250回分				回分	ラップボン便座本体	3台	3台	3台	ストレッチhario寄贈	組み立て式トイレ	1台	1台	ポイレット(hario)	30枚入×6p/1箱	32箱	5760回分	トイレットペーパー	48入/1箱	10箱	480本	180-#1袋/6袋/1箱	7箱	756本	発電機 バッテリー	ホンダ ガソリン式発電機	EU24 i	7台	7台	ホンダ カセットガス式発電機	EU9 i GB	3台	3台	カセットボンベ	300mL	18本	18本	250mL(トホ)	3本/1×12	36本	ホンダLPガス発電機+調整器	EU15 i GP	各2台	各2台	非常用携帯電源		1台	1台	ポータブル電源powerdome plex	出力400w	2基	2基	モバイルバッテリー (ソーラー)	出力100w(ソーラー40w)	7基	7基	ポータブル蓄電池セット	出力2000wLED100w	10基	10基	乾電池	単3 (40×6)	100	100本	240	240本	コードリールGE-30K	29m	5基	5基	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>型式等</th> <th>個数</th> <th colspan="2">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難所用間仕切り</td> <td>パイプ組み立て式</td> <td>2.1×2.1×4部屋</td> <td>18箱</td> <td>72部屋</td> </tr> <tr> <td>マジックパネル(段ボール式)</td> <td>4.5畳×10部屋</td> <td>10セット</td> <td>100部屋</td> </tr> <tr> <td>ワンタッチパーテーションWT-140 (ニード)</td> <td>2.1×2.1m×H1.4</td> <td>10張</td> <td>10部屋</td> </tr> <tr> <td>ワンタッチパーテーション屋根WT-Y (ニード)</td> <td>2.1×2.1m</td> <td>10枚</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">トイレ用品</td> <td>災害用マンホールトイレ</td> <td>VE100Lイーストアイ</td> <td>10台</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>ポータブルジョンII</td> <td>折りたたみ便座</td> <td>2台</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>トイレ用テント</td> <td></td> <td>10張</td> <td>11張</td> </tr> <tr> <td>ワンパーソンズテントII</td> <td>(トイレ用テント)</td> <td>1張</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スケットイレ用便座</td> <td>5台/1箱</td> <td>1箱+4台</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>スケットイレ排使用収納袋</td> <td>25回/4箱/1箱</td> <td>9箱</td> <td>900回分</td> </tr> <tr> <td>インスタイレマイパック小処理セット</td> <td>20回分/1p</td> <td>20パック</td> <td>400回分</td> </tr> <tr> <td>ラップボン</td> <td>50回/1p</td> <td>65個</td> <td>3,250回分</td> </tr> <tr> <td>ラップボン便座本体</td> <td>3台</td> <td>3台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>ストレッチhario寄贈</td> <td>組み立て式トイレ</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ポイレット(hario)</td> <td>30枚入×6p/1箱</td> <td>27箱</td> <td>4,860回分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トイレットペーパー</td> <td>48入/1箱</td> <td>10箱</td> <td>480本</td> </tr> <tr> <td>180-#1袋/6袋/1箱</td> <td>7箱</td> <td>756本</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">発電機 バッテリー</td> <td>ホンダ ガソリン式発電機</td> <td>EU24 i</td> <td>7台</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>ホンダ カセットガス式発電機</td> <td>EU9 i GB</td> <td>3台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カセットボンベ</td> <td>300mL</td> <td>18本</td> <td>18本</td> </tr> <tr> <td>250mL(トホ)</td> <td>3本/1×12</td> <td>36本</td> </tr> <tr> <td>ホンダLPガス発電機+調整器</td> <td>EU15 i GP</td> <td>各2台</td> <td>各2台</td> </tr> <tr> <td>非常用携帯電源</td> <td></td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ポータブル電源powerdome plex</td> <td>出力400w</td> <td>2基</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>モバイルバッテリー (ソーラー)</td> <td>出力100w(ソーラー40w)</td> <td>7基</td> <td>7基</td> </tr> <tr> <td>ポータブル蓄電池セット</td> <td>出力2000wLED100w</td> <td>10基</td> <td>10基</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乾電池</td> <td rowspan="2">単3 (40×6)</td> <td>100</td> <td>100本</td> </tr> <tr> <td>240</td> <td>240本</td> </tr> <tr> <td>コードリールGE-30K</td> <td>29m</td> <td>5基</td> <td>5基</td> </tr> </tbody> </table>					品名	型式等	個数	計		避難所用間仕切り	パイプ組み立て式	2.1×2.1×4部屋	18箱	72部屋	マジックパネル(段ボール式)	4.5畳×10部屋	10セット	100部屋	ワンタッチパーテーションWT-140 (ニード)	2.1×2.1m×H1.4	10張	10部屋	ワンタッチパーテーション屋根WT-Y (ニード)	2.1×2.1m	10枚	10枚	トイレ用品	災害用マンホールトイレ	VE100Lイーストアイ	10台	10台	ポータブルジョンII	折りたたみ便座	2台	2台	トイレ用テント		10張	11張	ワンパーソンズテントII	(トイレ用テント)	1張		スケットイレ用便座	5台/1箱	1箱+4台	9台	スケットイレ排使用収納袋	25回/4箱/1箱	9箱	900回分	インスタイレマイパック小処理セット	20回分/1p	20パック	400回分	ラップボン	50回/1p	65個	3,250回分	ラップボン便座本体	3台	3台	3台	ストレッチhario寄贈	組み立て式トイレ	1台	1台	ポイレット(hario)	30枚入×6p/1箱	27箱	4,860回分	トイレットペーパー	48入/1箱	10箱	480本	180-#1袋/6袋/1箱	7箱	756本	発電機 バッテリー	ホンダ ガソリン式発電機	EU24 i	7台	7台	ホンダ カセットガス式発電機	EU9 i GB	3台	3台	カセットボンベ	300mL	18本	18本	250mL(トホ)	3本/1×12	36本	ホンダLPガス発電機+調整器	EU15 i GP	各2台	各2台	非常用携帯電源		1台	1台	ポータブル電源powerdome plex	出力400w	2基	2基	モバイルバッテリー (ソーラー)	出力100w(ソーラー40w)	7基	7基	ポータブル蓄電池セット	出力2000wLED100w	10基	10基	乾電池	単3 (40×6)	100	100本	240	240本	コードリールGE-30K	29m	5基
品名	型式等	個数	計																																																																																																																																																																																																																																																										
避難所用間仕切り	パイプ組み立て式	2.1×2.1×4部屋	23箱	92部屋																																																																																																																																																																																																																																																									
	マジックパネル(段ボール式)	4.5畳×10部屋	10セット	100部屋																																																																																																																																																																																																																																																									
	ワンタッチパーテーションWT-140 (ニード)	2.1×2.1m×H1.4	10張	10部屋																																																																																																																																																																																																																																																									
	ワンタッチパーテーション屋根WT-Y (ニード)	2.1×2.1m	10枚	10枚																																																																																																																																																																																																																																																									
トイレ用品	災害用マンホールトイレ	VE100Lイーストアイ	10台	10台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ポータブルジョンII	折りたたみ便座	2台	2台																																																																																																																																																																																																																																																									
	トイレ用テント		10張	11張																																																																																																																																																																																																																																																									
	ワンパーソンズテントII	(トイレ用テント)	1張																																																																																																																																																																																																																																																										
	スケットイレ用便座	5台/1箱	1箱+4台	9台																																																																																																																																																																																																																																																									
	スケットイレ排使用収納袋	25回/4箱/1箱	9箱	900回分																																																																																																																																																																																																																																																									
	インスタイレマイパック小処理セット	20回分/1p	20パック	400回分																																																																																																																																																																																																																																																									
	ラップボン	50回/1p	65個	3,250回分																																																																																																																																																																																																																																																									
				回分																																																																																																																																																																																																																																																									
	ラップボン便座本体	3台	3台	3台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ストレッチhario寄贈	組み立て式トイレ	1台	1台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ポイレット(hario)	30枚入×6p/1箱	32箱	5760回分																																																																																																																																																																																																																																																									
	トイレットペーパー	48入/1箱	10箱	480本																																																																																																																																																																																																																																																									
180-#1袋/6袋/1箱		7箱	756本																																																																																																																																																																																																																																																										
発電機 バッテリー	ホンダ ガソリン式発電機	EU24 i	7台	7台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ホンダ カセットガス式発電機	EU9 i GB	3台	3台																																																																																																																																																																																																																																																									
	カセットボンベ	300mL	18本	18本																																																																																																																																																																																																																																																									
		250mL(トホ)	3本/1×12	36本																																																																																																																																																																																																																																																									
	ホンダLPガス発電機+調整器	EU15 i GP	各2台	各2台																																																																																																																																																																																																																																																									
	非常用携帯電源		1台	1台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ポータブル電源powerdome plex	出力400w	2基	2基																																																																																																																																																																																																																																																									
	モバイルバッテリー (ソーラー)	出力100w(ソーラー40w)	7基	7基																																																																																																																																																																																																																																																									
	ポータブル蓄電池セット	出力2000wLED100w	10基	10基																																																																																																																																																																																																																																																									
	乾電池	単3 (40×6)	100	100本																																																																																																																																																																																																																																																									
240			240本																																																																																																																																																																																																																																																										
コードリールGE-30K	29m	5基	5基																																																																																																																																																																																																																																																										
品名	型式等	個数	計																																																																																																																																																																																																																																																										
避難所用間仕切り	パイプ組み立て式	2.1×2.1×4部屋	18箱	72部屋																																																																																																																																																																																																																																																									
	マジックパネル(段ボール式)	4.5畳×10部屋	10セット	100部屋																																																																																																																																																																																																																																																									
	ワンタッチパーテーションWT-140 (ニード)	2.1×2.1m×H1.4	10張	10部屋																																																																																																																																																																																																																																																									
	ワンタッチパーテーション屋根WT-Y (ニード)	2.1×2.1m	10枚	10枚																																																																																																																																																																																																																																																									
トイレ用品	災害用マンホールトイレ	VE100Lイーストアイ	10台	10台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ポータブルジョンII	折りたたみ便座	2台	2台																																																																																																																																																																																																																																																									
	トイレ用テント		10張	11張																																																																																																																																																																																																																																																									
	ワンパーソンズテントII	(トイレ用テント)	1張																																																																																																																																																																																																																																																										
	スケットイレ用便座	5台/1箱	1箱+4台	9台																																																																																																																																																																																																																																																									
	スケットイレ排使用収納袋	25回/4箱/1箱	9箱	900回分																																																																																																																																																																																																																																																									
	インスタイレマイパック小処理セット	20回分/1p	20パック	400回分																																																																																																																																																																																																																																																									
	ラップボン	50回/1p	65個	3,250回分																																																																																																																																																																																																																																																									
	ラップボン便座本体	3台	3台	3台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ストレッチhario寄贈	組み立て式トイレ	1台	1台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ポイレット(hario)	30枚入×6p/1箱	27箱	4,860回分																																																																																																																																																																																																																																																									
	トイレットペーパー	48入/1箱	10箱	480本																																																																																																																																																																																																																																																									
		180-#1袋/6袋/1箱	7箱	756本																																																																																																																																																																																																																																																									
発電機 バッテリー	ホンダ ガソリン式発電機	EU24 i	7台	7台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ホンダ カセットガス式発電機	EU9 i GB	3台	3台																																																																																																																																																																																																																																																									
	カセットボンベ	300mL	18本	18本																																																																																																																																																																																																																																																									
		250mL(トホ)	3本/1×12	36本																																																																																																																																																																																																																																																									
	ホンダLPガス発電機+調整器	EU15 i GP	各2台	各2台																																																																																																																																																																																																																																																									
	非常用携帯電源		1台	1台																																																																																																																																																																																																																																																									
	ポータブル電源powerdome plex	出力400w	2基	2基																																																																																																																																																																																																																																																									
	モバイルバッテリー (ソーラー)	出力100w(ソーラー40w)	7基	7基																																																																																																																																																																																																																																																									
	ポータブル蓄電池セット	出力2000wLED100w	10基	10基																																																																																																																																																																																																																																																									
	乾電池	単3 (40×6)	100	100本																																																																																																																																																																																																																																																									
240			240本																																																																																																																																																																																																																																																										
コードリールGE-30K	29m	5基	5基																																																																																																																																																																																																																																																										

新					旧					修正理由・備考
ラジオ、充電器	充電ラジオロック	旧式	3台	3台	ラジオ、充電器	充電ラジオロック	旧式	3台	3台	県からの払い下げ
	手回し充電備蓄ラジオ	ECO-5	10台	10台		手回し充電備蓄ラジオ	ECO-5	10台	10台	
		YTM-R100	50台	50台			USB充電器	YTM-R100	50台	
	USB充電器	4USBポート	5本	5本		USB充電器		4USBポート	5本	
USB充電用ケーブル	TYPE-C	20本	20本	USB充電用ケーブル	TYPE-C	20本	20本			
	TYPE-A	10本	10本		TYPE-A	10本	10本			
扇風機	大型扇風機（ビッグファン）	SBF-60Vカトミ	11台	11台	扇風機	大型扇風機（ビッグファン）	SBF-60Vカトミ	11台	11台	
暖房器具	対流式ストーブ（トトミ）	KS67E	8台	14台	暖房器具	対流式ストーブ（トトミ）	KS67E	8台	14台	
		KS67A	6台				KS67A	6台		
電話機	デジタルコードレス付FAX	KX-PD215DL-W	7台	指定避難所へ	電話機	デジタルコードレス付FAX	KX-PD215DL-W	7台	指定避難所へ	
	災害時特設公衆電話機	シンプルフォン	42台	指定避難場所へ		災害時特設公衆電話機	シンプルフォン	42台	指定避難場所へ	
寝具	子ども用寝袋	12枚/1箱	4箱	55枚	寝具	子ども用寝袋	12枚/1箱	4箱	55枚	
		6枚/1箱	1箱+1				6枚/1箱	1箱+1		
	災害用救助毛布ビニール袋入	10枚/1箱	10箱	100枚		災害用救助毛布ビニール袋入	10枚/1箱	10箱	100枚	
	災害用救助毛布アルミ袋入	10枚/1箱	9箱	90枚		災害用救助毛布アルミ袋入	10枚/1箱	9箱	90枚	
	災害用救助毛布TG40140	10枚/1箱	15箱	150枚		災害用救助毛布TG40140	10枚/1箱	15箱	150枚	
	寝袋		5枚	5枚		寝袋		5枚	5枚	
	レスキュー簡易寝袋1m×2m	60枚/1箱	7箱+10枚	430枚		レスキュー簡易寝袋1m×2m	60枚/1箱	7箱+10枚	430枚	
	キャンプロールマットCRM-572W	15枚/1箱	30箱	450枚		キャンプロールマットCRM-572W	15枚/1箱	30箱	450枚	
	エアーマット（シングルサイズ）H46	電動ポンプ内蔵	2台/1箱×12	140台		エアーマット（シングルサイズ）H46	電動ポンプ内蔵	2台/1箱×12	140台	
			2台/1箱×4							
2台/1箱×5										
2台/1箱×49										
救助救急資機材	土のう袋1t用	10袋/1梱包	6梱包	60枚	救助救急資機材	土のう袋1t用	10袋/1梱包	6梱包	60枚	
	土のう袋	400/1箱	4箱	3,550枚		土のう袋	400/1箱	4箱		
		50枚/1袋	25袋				50枚/1袋	25袋		
		バラ	700袋				バラ	700袋		
	ビービーワーカー（土のう作成器）	4型	1台	1台		ビービーワーカー（土のう作成器）	4型	1台	1台	
	災害用救助工具	セット	1台	1台		災害用救助工具	セット	1台	1台	
	救急箱		2台	2台		救急箱		2台	2台	
	新型ウイルス感染予防対策セット		4箱	4箱		新型ウイルス感染予防対策セット		4箱	4箱	
	不織布マスク	50枚/1箱	25箱	1,250枚		不織布マスク	50枚/1箱	25箱	1,250枚	
	不織布マスク	50枚/1箱/50梱包	12箱	30,000枚		不織布マスク	50枚/1箱/50梱包	12箱	30,000枚	
	除菌用アルコール	スプレー式500ml	30本	30本		除菌用アルコール	スプレー式500ml	30本	30本	
	体温計	非接触式電子温度計	3基	3基		体温計	非接触式電子温度計	3基	3基	
		腋窩体温計	100本	100本			腋窩体温計	100本	100本	
	パルスオキシメーター		100個	100個		パルスオキシメーター		100個	100個	
	レスキューシート	300PCS/1箱	6箱	1,900枚		レスキューシート	300PCS/1箱	6箱	1,900枚	
41×39.5×35.5cm	200PCS/0.5箱	100PCS	41×39.5×35.5cm		200PCS/0.5箱	100PCS				
担架		2基	2基	担架		2基	2基			
感染対策用防護具セット（日赤）	保護服、ゴーグル、マスク、手袋ほか	80セット	80セット	感染対策用防護具セット	保護服、ゴーグル、マスク、手袋ほか	40セット	40セット			

衛生用品	乳児用紙おむつ	ネピアwhiteテープ 体重4～8kg	S60枚×4袋	2箱	乳児用紙おむつ	ネピアwhiteテープ 体重4～8kg	S60枚×4袋	2箱
		ネピアwhiteテープ 体重6～11kg	M48枚×4袋	3箱		ネピアwhiteテープ 体重6～11kg	M48枚×4袋	3箱
		ネピアwhiteテープ 体重9～14kg	L40枚×4袋	3箱		ネピアwhiteテープ 体重9～14kg	L40枚×4袋	3箱
		ネピアwhiteテープ 体重12～17kg	XL34枚×4袋	4箱		ネピアwhiteテープ 体重12～17kg	XL34枚×4袋	4箱
	幼児用おむつ	ネピア	M58枚×3袋	3箱	幼児用おむつ	ネピア	M58枚×3袋	3箱
		ネピアプレミアム	L44枚×3袋	4箱		ネピアプレミアム	L44枚×3袋	4箱
		ネピアプレミアム	XL38枚×3袋	5箱		ネピアプレミアム	XL38枚×3袋	5箱
		ネピアプレミアム	XL↑26枚×3袋	7箱		ネピアプレミアム	XL↑26枚×3袋	7箱
	大人用紙おむつ	Wフィットテープタイプ ヒップ 70-95	M30枚×2袋	10箱	大人用紙おむつ	Wフィットテープタイプ ヒップ 70-95	M30枚×2袋	10箱
		Wフィットテープタイプ ヒップ 90-125	L26枚×2袋	11箱		Wフィットテープタイプ ヒップ 90-125	L26枚×2袋	11箱
	大人用紙おむつ(リハビリパンツ)	パンツタイプ しっかり長時間	M-L18枚×3袋	11箱	大人用紙おむつ(リハビリパンツ)	パンツタイプ しっかり長時間	M-L18枚×3袋	11箱
		パンツタイプ しっかり長時間	L-LL16枚×3袋	12箱		パンツタイプ しっかり長時間	L-LL16枚×3袋	12箱
	大人用インナーパッド	ワイドパッド 600cc28×55cm	30枚×6袋	6箱	大人用インナーパッド	ワイドパッド 600cc28×55cm	30枚×6袋	6箱
		紙パンツ用パッド 600cc2回吸収	52枚×3袋	7箱		紙パンツ用パッド 600cc2回吸収	52枚×3袋	7箱
生理用品	ポリ肌レイガード 昼用羽根つき	20枚2P×16	9箱	生理用品	ポリ肌レイガード 昼用羽根つき	20枚2P×16	9箱	
	ポリ肌レイガード 夜用羽根つき	9枚2P×12	25箱		ポリ肌レイガード 夜用羽根つき	9枚2P×12	25箱	
食器類	調理用具セット	25種類入り	1セット	1セット	調理用具セット	25種類入り	1セット	1セット
	サランラップ	30cm×50m	60本	60本	サランラップ	30cm×50m	60本	60本
	紙皿プレート 直径18cm	18枚入り×30	540枚	540枚	紙皿プレート 直径18cm	18枚入り×30	540枚	540枚
	紙皿ボール 直径18cm	18枚入り×30	540枚	540枚	紙皿ボール 直径18cm	18枚入り×30	540枚	540枚
	発砲どんぶり(大)660ml	10個入り×160	1,600個	1,600個	発砲どんぶり(大)660ml	10個入り×160	1,600個	1,600個
	割りばし	50膳×80	4,000膳	4,000膳	割りばし	50膳×80	4,000膳	4,000膳
	紙コップ205ml	50個入×40	4,000個	4,000個	紙コップ205ml	50個入×40	4,000個	4,000個
	プラスチックスプーン	10本入×150	1,500本	1,500本	プラスチックスプーン	10本入×150	1,500本	1,500本
	プラスチックフォーク	10本入×150	1,500本	1,500本	プラスチックフォーク	10本入×150	1,500本	1,500本
その他	テント自主防災会協議会	2×3間	1張	1張	テント自主防災会協議会	2×3間	1張	1張
	イーザーアップテント	3m×6m	5張	5張	イーザーアップテント	3m×6m	5張	5張
	テント用加重		12個	12個	テント用加重		12個	12個
	ブルーシート	3.6×5.4m	39枚	39枚	ブルーシート	3.6×5.4m	39枚	39枚
	移動かまど		1台	1台	移動かまど		1台	1台
	ガス釜(5升)		1台	1台	ガス釜(5升)		1台	1台
	大型炊き出し器まかないくん 大型鍋(平釜)付	ガス式	1台	1台	大型炊き出し器まかないくん 大型鍋(平釜)付	ガス式	1台	1台
	浄水装置		1台	1台	浄水装置		1台	1台
	浄水装置カートリッジ	4本入/1箱	3箱	12本	浄水装置カートリッジ	4本入/1箱	3箱	12本
	カセットガスコンロ	イワタニCB-SS-50	11台	11台	カセットガスコンロ	イワタニCB-SS-50	11台	11台
	ハンドソープ(本体)	300ml	36本/1箱	36本	ハンドソープ(本体)	300ml	36本/1箱	36本
	ハンドソープ(詰替用)	1ℓ	5本	5本	ハンドソープ(詰替用)	1ℓ	5本	5本
	ビブス	イエロー	50	170枚	ビブス	イエロー	50	
		オレンジ	50			オレンジ	50	
		ブルー	70			ブルー	70	
	ペダル開閉式ごみ箱	ペダルパル45ℓ	36台	36台	ペダル開閉式ごみ箱	ペダルパル45ℓ	36台	36台
	踏み台(脚立)		2台	2台	踏み台(脚立)		2台	2台
	台車		2台	2台	台車		2台	2台
	備蓄燃料モミガライト		20缶	20缶	備蓄燃料モミガライト		20缶	20缶
	バケツ8ℓ	喫煙所用等	5個	5個	バケツ8ℓ	喫煙所用等	5個	5個

新			旧			修正理由・備考
食料・飲料 防災倉庫			食料・飲料 防災倉庫			
長期保存可能な食品・飲料						
品名	箱形状	計	品名	箱形状	計	
アルファ米 わかめごはん50袋入/1箱 (食物アレルギー-28品目不使用)		1,150食	アルファ米 わかめごはん50袋入/1箱 (食物アレルギー-28品目不使用)		1,1150食	
アルファ米 五目ごはん50袋入/1箱 (食物アレルギー-28品目不使用)		850食	アルファ米 五目ごはん50袋入/1箱 (食物アレルギー-28品目不使用)		850食	
アルファ米 ドライカレー50袋入/1箱 (食物アレルギー-28品目不使用)		900食	アルファ米 ドライカレー50袋入/1箱 (食物アレルギー-28品目不使用)		900食	
アルファ米 きのこごはん50袋入/1箱 (食物アレルギー-28品目不使用)		900食	アルファ米 きのこごはん50袋入/1箱 (食物アレルギー-28品目不使用)		900食	
貝柱のおかゆ		960食				
缶入りソフトパン		3,744食	缶入りソフトパン		3,744食	
レトルトパン	50袋入り	1,000食				
飲む温泉	1.5ℓ(8本入)	1,208本	飲む温泉	1.5L(8本入)	1,856本	
	500ml(24本入)	8,153本		500ml(24本入)	8,153本	
麗水15年保存水	500ml(24本入)	2,040本				

新				旧				修正理由・備考
1 2 上水道施設関係 資料 12-3 池田町上水道指定工事事業者名簿 令和5年4月現在 池田町役場 建設水道課 水道係				1 2 上水道施設関係 資料 12-3 池田町上水道指定工事事業者名簿 令和4年10月現在 池田町役場 建設水道課 水道係				時点修正
事業者名	所在地	連絡先		事業者名	所在地	連絡先		
		平日	休日等緊急時			平日	休日等緊急時	
(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	0261-62-4070(転送あり)	1 (有)勝野設備工業所	池田町大字会染2871-2	0261-62-4070	0261-62-4070(転送あり)	
(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	090-5412-1402	2 (有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	090-5412-1402	
(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	0261-62-8364(転送あり)	3 (株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	0261-62-8364(転送あり)	
(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	0261-62-2448	4 (有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	0261-62-2448	
(有)水錬	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	0261-62-6721	5 (有)水錬	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	0261-62-6721	
信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	0261-23-3020	6 信光実業(株)大町支店	大町市常盤3230-22	0261-22-2848	0261-23-3020又は0261-62-3857	
日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	0261-22-5266	7 日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	0261-22-5266	
(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	0263-82-0271	8 (株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0263-82-0271	0263-82-0271	
(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	0263-86-3381(転送あり)	9 (株)水建	松本市大字笹賀7085	0263-86-3381	0263-86-3381(転送あり)	
(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	0263-73-2008	10 (株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	0263-73-2008	
(有)インダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	0263-83-4360	11 (有)インダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	0263-83-4360	
(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	090-7725-0106	12 (株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	#REF!	
(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	0261-22-4885	13 (有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	0261-22-4885	
(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	0261-22-3145	14 (株)GCI	大町市平8040番地106	0261-22-3145	0261-22-3145	
(有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	0261-62-3529(転送あり)	15 (有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	0261-62-3529(転送あり)	
ルピナ中部工業(株)	松本市宮淵2丁目3-31	0263-32-5568	070-1042-3963	16 ルピナ中部工業(株)	松本市宮淵2-2-31	0263-32-5568	070-1042-3963	
(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	0263-83-2252	17 (有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	0263-83-2252	
水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	090-4602-2028	18 水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	090-4602-2028	
(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	0261-62-9367	19 (有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	0261-62-9367	
(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	0263-88-5706(転送あり)	20 (株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0263-88-5706	0263-88-5706(転送あり)	
佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	0261-62-5320	21 佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	0261-62-5320	
朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	0261-62-5607	22 朝日企画(株)	松川村783	0261-62-8614	0261-62-5607	
安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	0263-72-4512	23 安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	0263-72-4512	
(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	090-8773-4088	24 (有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554又は090-8773-4088	090-8773-4088	
(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	0261-22-8498	25 (有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	0261-22-8498	
(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	0263-58-2310	26 (株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	0263-58-2310	
(株)ビューハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	0261-85-0970	27 (株)ビューハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	0261-85-0970	
(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	0261-62-7005(転送あり)	28 (有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	0261-62-7005(転送あり)	
稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	090-1200-9731	29 稲洋水道(株)	松本市筑摩1-13-16	0263-26-4079	090-1200-9731	
(株)クサダ	松本市島内3849-1	0263-48-5200	0263-48-3119(24h受付)	30 (株)クサダ	松本市大字島内3849-1	0263-48-5200	0263-48-3119(24h受付)	
(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	090-4615-3299	31 (有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	090-4615-3299	
(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	090-3083-3770	32 (有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	090-3083-3770	
小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	090-7213-7218	33 小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	090-7213-7218	
池田商会	松本市波田8296-15	0263-92-5715	090-1057-5000	34 池田商会	松本市波田8296-15	0263-92-5715	090-1057-5000	
(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	090-1869-3352	35 (有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	090-1869-3352	
(有)三和テクノ	松本市寿豊丘276-1	0263-58-6033	090-1613-9425	36 (有)三和テクノ	松本市大字寿豊丘276-1	0263-58-6033	090-1613-9425	
(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	090-4464-8147	37 (株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	090-4464-8147	
(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	0263-88-5311(転送あり)	38 (株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	0263-88-5311(転送あり)	
スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	0261-85-0833(転送あり)	39 スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	0261-85-0833(転送あり)	
北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	0261-85-2063(転送あり)	40 北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	0261-85-2063(転送あり)	
(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	090-1432-5595	41 (有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	090-1432-5595	
KOBAYASHI設備	安曇野市有明10481-20	0263-83-6340	090-1409-3268	42 KOBAYASHI設備	安曇野市穂高有明10481-20	0263-83-6340	090-1409-3268	
光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	090-4952-9089	43 光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	090-4952-9089	
(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	0263-34-2943	44 (株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	0263-34-2943	
遠藤建設(株)	池田町大字池田2379	0261-62-2346	090-7002-0036	45 遠藤建設(株)	池田町大字池田2379	0261-62-2346	090-7002-0036	
(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	0263-88-3547	46 (株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	0263-88-3547	
共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	026-213-4681					
(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	0266-65-3388					
ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	0263-88-5415					

新					
13 下水道施設関係					
資料 13-2 池田町下水道排水設備指定工事店一覧					
令和5年4月現在					
池田町役場 建設水道課 水道係					
	工事店名	所在地	電話番号	給水指定 工事店	
池田町	(有)サン設備工業	池田町大字会染5094-1	0261-62-0162	○	
	(有)水練	池田町大字会染6766-7	0261-62-6721	○	
	(株)中部水工 池田営業所	池田町大字会染6821	0261-62-8364	○	
	(有)勝野設備工業所	池田町大字会染6103-6	0261-62-4070	○	
	(有)設備工業	池田町大字会染7845-7	0261-62-5129	○	
	(有)下里組	池田町大字会染8362-1	0261-62-9367	○	
	水野建設(株)	池田町大字陸郷7454-6	0261-62-5313	○	
	(有)環境クリーンサービス	池田町大字会染8420	0261-62-0554	○	
	(有)テクノ安曇野	池田町大字池田2312-2	0261-62-7005	○	
	スザワ設備	池田町大字会染6101-76	0261-85-0833	○	
	松川村	(有)コーヨー住宅設備	松川村1124-2	0261-62-3529	○
		佐藤設備	松川村5651-238	0261-62-5320	○
朝日企画(株)		松川村783	0261-62-8614	○	
(株)平林工業		松川村4488	0261-62-7427	○	
大町市	(株)GCI	大町市平8040-106	0261-22-3145	○	
	日特工業(株)	大町市大町1861-1	0261-22-5266	○	
	(株)長澤設備工業	大町市平8000-362	0261-22-1466	○	
	(株)大八木建設	大町市大町5395-1	0261-22-1809	○	
	(株)相模組	大町市大町3052	0261-22-1800	○	
	信光実業(株)大町支店	大町市常盤3630-22	0261-22-2848	○	
	(株)傳刀組	大町市平7840	0261-22-0312	○	
	(有)岡村設備工業	大町市大町5511-2	0261-22-4885	○	
	(有)一本木建設	大町市常盤4726-2	0261-22-8498	○	
	(株)ビュアハウス	大町市八坂997-1	0261-85-0970	○	
	小林設備	大町市平690-3	0261-23-5734	○	
	北アルプス総合設備(株)	大町市常盤4956-65	0261-85-2063	○	
光住設	大町市大町5577-3	090-4952-9089	○		
白馬村	(株)大北設備	白馬村神城11490	0261-75-2735	○	
	(有)東設備	白馬村北城2937-197	0261-72-5897	○	
松本市	ルピナ中部工業(株)	松本市宮沢2丁目3-31	0263-32-5568	○	
	稲洋水道(株)	松本市筑摩1丁目13-16	0263-26-4079	○	
	(株)水建	松本市笹賀7085	0263-86-3381	○	
	(株)千村設備工業	松本市笹賀3042-5	0263-58-2310	○	
	(株)クサダ	松本市島立3849-1	0263-48-5200	○	
	(株)ニイタカ	松本市里山辺3434-2	0263-34-2943	○	
安曇野市	(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明7174-1	0263-83-2252	○	
	(株)ハイテム	安曇野市穂高1853-3	0261-82-0271	○	
	(有)丸山設備	安曇野市穂高6739-1	0263-81-0288	○	
	(有)インダ設備	安曇野市穂高有明10041-3	0263-83-4360	○	
	(株)サンエス設備	安曇野市豊科南穂高82-2	0263-73-2008	○	
	(株)シナノ	安曇野市穂高有明1702-9	0263-83-7553	○	
	(有)アルテ長野	安曇野市穂高牧727	0263-83-6565	○	
	安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科4328	0263-72-4512	○	
	(有)信州保温	安曇野市豊科5847	0263-72-2566	○	
	(有)みやび設備	安曇野市穂高8410-7	0263-82-6979	○	
	(株)エムケーシステム	安曇野市穂高1815-1	0263-82-4987	○	
	(株)巧誠	安曇野市三郷明盛3013	0263-88-5311	○	
	(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原4171-1	0261-62-4028	○	
	(有)ニキ設備工事	安曇野市豊科5231-4	0263-72-8420	○	
	KOBAYASHI設備	安曇野市有明10481-20	0263-83-6340	○	
	(株)敬陽設備	安曇野市穂高有明271-1	0263-88-3547	○	
	ALTEC(株)	安曇野市穂高有明457-9	0263-88-5415	○	
	北信	共進住設(株)	長野市徳間633-1	026-213-4681	○
南信	(株)アクア住設	諏訪郡富士見町落合3060-34	0266-65-3388	○	

旧					
13 下水道施設関係					
資料 13-2 池田町下水道排水設備指定工事店一覧					
令和4年10月現在					
池田町役場 建設水道課 水道係					
	所在地	工事店名	電話番号	給水指定 工事店	
池田町	池田町大字会染5094-1	(有)サン設備工業	0261-62-0162	○	
	池田町大字会染6766-7	(有)水練	0261-62-6721	○	
	池田町大字会染6821	(株)中部水工 池田営業所	0261-62-8364	○	
	池田町大字会染2871-2	(有)勝野設備工業所	0261-62-4070	○	
	池田町大字会染7845-7	(有)設備工業	0261-62-5129	○	
	池田町大字会染8362-1	(有)下里組	0261-62-9367	○	
	池田町大字陸郷7454-6	水野建設(株)	0261-62-5313	○	
	池田町大字会染8420	(有)環境クリーンサービス	0261-62-0554	○	
	池田町大字池田2312-2	(有)テクノ安曇野	0261-62-7005	○	
	池田町大字会染6101-76	スザワ設備	0261-85-0833	○	
	松川村	松川村1124-2	(有)コーヨー住宅設備	0261-62-3529	○
		松川村5651-238	佐藤設備	0261-62-5320	○
松川村783		朝日企画(株)	0261-62-8614	○	
松川村4488		(株)平林工業	0261-62-7427	○	
大町市	大町市平8040-106	(株)GCI	0261-22-3145	○	
	大町市大町1861-1	日特工業(株)	0261-22-5266	○	
	大町市平8000-362	(株)長澤設備工業	0261-22-1466	○	
	大町市大町5395-1	(株)大八木建設	0261-22-1809	○	
	大町市大町3052	(株)相模組	0261-22-1800	○	
	大町市常盤下-3630-22	信光実業(株)大町支店	0261-22-2848	○	
	大町市平7840	(株)傳刀組	0261-22-0312	○	
	大町市大町5511-2	(有)岡村設備工業	0261-22-4885	○	
	大町市常盤4696-3	(有)一本木建設	0261-22-8498	○	
	大町市八坂997-1	(株)ビュアハウス	0261-85-0970	○	
	大町市平690-3	小林設備	0261-23-5734	○	
	大町市常盤4956-65	北アルプス総合設備(株)	0261-85-2063	○	
大町市大町5577-3	光住設	090-4952-9089	○		
白馬村	白馬村大字神城11490	(株)大北設備	0261-75-2735	○	
	白馬村北城2937-197	(有)東設備	0261-72-5897	○	
松本市	松本市宮沢2-2-31	ルピナ中部工業(株)	0263-32-5568	○	
	松本市筑摩1-13-16	稲洋水道(株)	0263-26-4079	○	
	松本市大字笹賀7085	(株)水建	0263-86-3381	○	
	松本市笹賀3042-5	(株)千村設備工業	0263-58-2310	○	
	松本市島立3849	(株)クサダ	0263-48-5200	○	
	松本市大字寿豊丘276-1	(有)三和テクノ	0263-58-2310	○	
安曇野市	松本市里山辺3434-2	(株)ニイタカ	0263-34-2943	○	
	安曇野市穂高有明7174-1	(有)エヌ・ケイ設備工業	0263-83-2252	○	
	安曇野市穂高1853-3	(株)ハイテム	0263-82-0271	○	
	安曇野市穂高6739-1	(有)丸山設備	0263-81-0288	○	
	安曇野市穂高有明10041-3	(有)インダ設備	0263-83-4360	○	
	安曇野市豊科南穂高82-2	(株)サンエス設備	0263-73-2008	○	
	安曇野市穂高有明1702-9	(株)シナノ	0263-83-7553	○	
	安曇野市穂高牧727	(有)アルテ長野	0263-83-6565	○	
	安曇野市豊科4328	安曇さく泉工業(株)	0263-72-4512	○	
	安曇野市穂高8410-7	(有)信州保温	0263-72-2566	○	
	安曇野市穂高1815-1	(株)エムケーシステム	0263-82-4987	○	
	安曇野市三郷明盛3013	(株)巧誠	0263-88-5311	○	
	安曇野市穂高柏原4171-1	(株)信濃熱学	0263-88-5706	○	
	安曇野市豊科5231-4	(有)ニキ設備工事	0263-72-8420	○	
	安曇野市穂高有明10481-20	KOBAYASHI設備	0263-83-6340	○	
	安曇野市穂高有明271-1	(株)敬陽設備	0263-88-3547	○	

時点修正

新	旧	修正理由・備考
<p>資料13-4</p> <p>災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書</p> <p>池田町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この協定は、池田町内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、住民生活の早期安定を図ることを目的とし、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（供給物資）</p> <p>第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所・仮設トイレ等）の乙が取り扱い可能な物資とするものとする。</p> <p>（要請の方法）</p> <p>第3条 甲は、物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によって要請を行い、後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。</p> <p>（供給の実施）</p> <p>第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。</p> <p>（引渡し等）</p> <p>第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬、設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。</p> <p>（報告及び承認）</p> <p>第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式第2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。</p> <p>（費用の負担等）</p>	<p><u>（新規）</u></p>	<p>協定締結による追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第7条 物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。</p> <p>(費用の支払い)</p> <p>第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。</p> <p>2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。</p> <p>(情報交換)</p> <p>第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第10条 この協定の有効期間は、締結日より起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。</p> <p>(協議)</p> <p>第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名及び押印のうえ、各自1通を保有するものとする。</p> <p>令和 5年 6月 6日</p> <p>甲 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203 番地 6</p> <p>池田町長 甕 聖 章</p> <p>乙 千葉県柏市新十余二 5 番地 三協フロンテア株式会社 代表取締役社長 長 妻 貴 嗣</p>		

新		旧		修正理由・備考	
1 4 通信・放送関係		1 4 通信・放送関係			
資料 14-1 無線局関係		資料 14-1 無線局関係			
1 池田町消防団無線呼出名称		1 池田町消防団無線呼出名称			
池田町消防団 無線呼出一覧		池田町消防団 無線呼出一覧			
形態	分団名	呼出名称 「北アルプス消防池田」	備 考		
半固定	本部基地局	いけだ本部1			
携帯 27台	団長	1			
	副団長	2			
	〃	3			
	消防主任	4			
	危機管理対策室	700			
	ラッパ長	7			
	救護長	8			
	バイク隊長	80			
	本部分団	9	分団長又は副分団長		
		10	〃		
		661	〃		
	第1分団1部	111	〃		
	第1分団2部	112	〃		
	第2分団1部	221	〃		
	第2分団2部	222	〃		
	第3分団	331	〃		
		332	〃		
	第4分団1部	441	〃		
	第4分団2部	442	〃		
	第5分団1部	551	〃		
第5分団2部	552	〃			
バイク隊	81				
	82				
	83				
	84				
	85				
	86				
半固定	本部基地局	いけだ本部1			
携帯 27台	団長	1			
	副団長	2			
	〃	3			
	消防主任	4			
	危機管理対策室	700			
	ラッパ長	7			
	救護長	8			
	バイク隊長	80			
	本部分団	9	分団長又は副分団長		
		10	〃		
		111	〃		
	第1分団1部	111	〃		
	第1分団2部	112	〃		
	第2分団1部	221	〃		
	第2分団2部	222	〃		
	第3分団	331	〃		
		332	〃		
	第4分団1部	441	〃		
	第4分団2部	442	〃		
	第5分団1部	551	〃		
第5分団2部	552	〃			
	女性隊長	661	〃		
バイク隊	81				
	82				
	83				
	84				
	85				
	86				

女性隊を本部分団の女性班としたことによる変更

